

第六十七回国会 参議院 大蔵委員会 會議録 第四号

昭和四十六年十一月十二日(金曜日)

午前十時十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 前田佳都男君
理事 柴田 榮君
嶋崎 均君
成瀬 幡治君
多田 省吾君
栗林 卓司君

委員 青木 一男君
伊藤 五郎君
大竹平八郎君
河本嘉久蔵君
棚田 四郎君
津島 文治君
西田 信一君
松垣徳太郎君
小谷 守君
竹田 四郎君
戸田 菊雄君
松永 忠二君
渡辺 武君
野末 和彦君

政府委員

経済企画庁調整局長 新田 庚一君
経済企画庁総合計画局長 矢野 智雄君
経済企画庁調査局長 小島 英敏君
大蔵政務次官 船田 讓君
大蔵省主計局次長 平井 勉郎君

事務局側

大蔵省主計局次長 吉瀬 維哉君
大蔵省主税局長 高木 文雄君
大蔵省国際金融局長 稻村 光一君
自治大臣官房参事官 森岡 徹君

説明員

常任委員会専門員 坂入長太郎君
経済企画庁国民生活局参事官 斎藤 誠三君
大蔵大臣官房参事官 上野 雄二君
大蔵省主計局主計官 吉野 良彦君
厚生大臣官房企画室長 柳瀬 孝吉君
自治大臣官房参事官 石川 一郎君

本日の会議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充ててするための一般会計から繰入金等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

「所得税法の一部を改正する法律案」及び「農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充ててするための一般会計から繰入金等に関する法律案」を、便宜一括して議題といたします。

田大蔵政務次官。

○政府委員(船田讓君) ただいま議題となりました「所得税法の一部を改正する法律案」外一法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、「所得税法の一部を改正する法律案」につきまして申し上げます。

政府は、最近における経済情勢にかんがみ、去る十月十一日税制調査会から提出された「当面の税制改正に関する答申」に基づき、景気振興策の一環として相当規模の所得税減税を早期に実施するため、千六百五十億円の所得税の年内減税を行なうこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

今回の年内減税にあたりましては、所得税制の基本的方向を踏まえつつ、できるだけ幅広く減税効果が及ぶように配慮することとし、昭和四十六年度当初の改正に引き続き所得控除の引き上げを行ない、あわせて税率の緩和をも行なうこととしたしております。

まず、所得控除の引き上げでございますが、本年度の当初改正に続き、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除をそれぞれ平年分で一万円、昭和四十六年分で七千五百円引き上げることとしております。

この結果、たとえば、夫婦と子供二人の給与所得者の課税最低限は、本年度の当初改正によりまして、昨年の約八十八万円から約九十六万円に引き上げられておりましたが、さらに約百万円に引き上げられることになりました。

また、障害者控除等の特殊な人的控除につきましても、一般的な控除にあわせて引き上げを行なうこととしております。すなわち、障害者控除、特別障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学

生控除及び配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族の控除をそれぞれ平年分で一万円、昭和四十六年分で七千五百円引き上げることとしております。

次に、税率の緩和につきましては、一〇%の最低税率から二%ずつの税率の上昇となっている部分が適用される所得階層が、現在三十万円刻みとなっておりまして、四十万円刻みに拡大することとし、これに伴いまして、その上の階層についても均衡のとれた税率構造に改めることとしておりますが、課税所得金額千二百万円をこえる階層については現行どおり据え置くこととしたしております。この結果、ある程度広い範囲の納税者について所得水準の上昇に伴う負担の累増が緩和されることとなります。

以上の改正によりまして昭和四十六年分所得税の減税につきましては、給与所得者については年末調整の際に、事業所得者等については確定申告の際に負担の軽減を受けられることとなっております。

次に、「農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充ててするための一般会計から繰入金等に関する法律案」につきまして、申し上げます。

昭和四十六年度におきまして、北海道を中心とする異常低温及び全国各地における集中豪雨、台風等により水陸稲の被害が異常に発生したことに伴い、農業共済再保険特別会計の再保険金の支払いが著しく増加するため、同会計の農業勘定の支払い財源に不足が生ずる見込みでありますので、一般会計から四十九億四千二百十二万円を限り、同勘定に繰り入れることができることとするものにも、同勘定における積み立て金を歳入に繰り入れることができることとしようとするものであります。

なお、この一般会計からの繰り入れ金につきましては、将来、農業共済再保険特別会計の農業勘定におきまして、決算上の剰余が生じた場合には、再保険金支払基金勘定に繰り入れるべき金額を控除した残額を一般会計に繰り戻さなければならぬこととしております。

以上が、「所得税法の一部を改正する法律案」外一法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(前田佳都男君) 引き続き補足説明を聴取いたします。高木主税局長。

○政府委員(高木文雄君) 「所得税法の一部を改正する法律案」につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

まず、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除につきましては、本年度当初の改正に引き続きそれぞれ平年分で一万円、昭和四十六年分で七千五百円引き上げることとしております。これによりまして、たとえば、夫婦と子供二人の給与所得者の課税最低限は、昭和四十五年分の八十八万円に對して、昭和四十六年分では百三十三万円、改正後の平年分では百三十七万円に引き上げられることとなります。これは、アメリカの百三十一万四千円、フランスの百六十二万円には及ばないとして、イギリスの八十六万円、西ドイツの七十八万四千円をかなり上回るものとなっております。

なお、障害者控除等の特殊な人的控除についても、昭和四十六年度の当初改正に加えて平年分で一万円、昭和四十六年分で七千五百円の引き上げをはかっております。

次に、税率の緩和でございます。現行税率は、最低の一〇%から二%ないし五%刻みで上昇して、最高七五%に至ることになっておりますが、その二%ずつ上昇する課税所得階層は三十万円ごと、三%ずつ上昇する課税所得階層は五十万円ごとに区切られております。今回の改正は、この三十万円ごとの区切りを四十万円ずつの幅に、五十万円ごとの区切りを六十万円ずつの幅に拡大して

累進構造を緩和しようとするものであります。なお、この上の階層についても適用税率は逐次下がることとなりますが、課税所得金額千二百万円をこえる階層からは、現行の税率をそのまま据え置くこととしております。

以上のような課税最低限の引き上げと税率の緩和によりまして、たとえば年収百五十万円の夫婦と子供二人の給与所得者は、昭和四十六年分所得税につき一〇・八%程度その負担が軽減されることとなります。

なお、以上の改正による昭和四十六年分所得税の減税は、給与所得者にとつては年末調整の際に、事業所得者等にとつては確定申告の際に、それぞれ行なわれることとなっております。

以上、所得税法の一部を改正する法律案の提案理由を補足して説明いたしました次第であります。

○委員長(前田佳都男君) 吉瀬主計局長。

○政府委員(吉瀬維蔵君) 「農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からの繰入金等に関する法律案」の提案の理由及びその概要を補足して御説明申し上げます。

昭和四十六年度におきましては、北海道を中心とする異常低温、東海、九州をはじめとする各地における集中豪雨及び台風等により水陸稲の被害が多発いたしました。農業共済再保険特別会計の農業勘定における水陸稲にかかる再保険金の支払が大幅に増加し、同勘定の予備費の減額修正による充當等の措置によつても、なお、同勘定の支払財源に、七十九億六千九百九十九万円の不足が生ずる見込みであります。

この再保険金の支払財源の不足に充てるため、一般会計から農業勘定に、四十九億四千二百十二万円を繰り入れることができるとしております。また、この一般会計からの繰り入れ金は、保険

計算の長期均衡性にかんがみ、後日、被害の少ない年があつてこの会計の農業勘定に剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法第六條第二項の規定により、農業勘定から再保険金支払基金勘定に繰り入れるべき金額をまず控除して、なお残余があるときは、これを一般会計に繰り戻さなければならぬこととしていたしております。

以上、「農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からの繰入金等に関する法律案」の提案の理由及びその概要を補足して御説明申し上げます。

○委員長(前田佳都男君) これより両案の質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹田四郎君 この自然増収見込みというのは、当初一兆五千億円を見通したと思うんですが、けれども、今回の場合ですね、それが一体どういうふうになつて、見通しとして今日どういう状態になつてきているのか教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) お手元に配付されておられると思いますが、参議院予算委員会提出資料、昭和四十六年十月二十八日という横に長いつづりがございまして、そのしまいのほうに、「昭和四十六年度補正予算の各税見積り概要」というつづり込みの紙がございまして、その一ページに今回の補正予算の際に見積りした歳入の見積り減少額の内訳が出ております。その左から二段目の覧の一番下の覧に三千七百億円という数字が出ておりますが、それは現在見込んでおります今回の所得税法の改正によりまして減収額を除きました税収の見積り減少額でございまして、ごらんいただきますように、法人税が二千九百億円で一番大きい見積り減少となつており、ほかに酒税、揮発油税、関税、印紙収入等の減少を見積つておる次第でございます。

○竹田四郎君 そこで、今度のこの減税の趣旨といふものは、特に後半期におけるところの景気不況に對する減税によつて、その景気不況の浮揚力をつけていく、まあこういう趣旨が税制調査会の答申にも書いてありますし、今度の減税といふのは、佐藤総理のほうからむしろこうした減税をやれと、こういうことで出てきたと思うわけでありまして、この千六百五十億円の減税というのは、数字でどういふふうなこの千六百五十億円の減税が景気浮揚のために引き出されてきたのか、そういう意味での千六百五十億円の根拠ですね、出てきているのだから、その点をひとつ。一体これによつてどのくらいの景気浮揚を考へているのか。あるいは公共事業によつてどのくらいの景気浮揚を考へているのか。あるいは公務員賃金の引き上げというの景気浮揚の中に入つてくるんだらうか。そういうものでどのくらいを考へておるか。そして全体としてどのくらいの需要の増加を考へておるか。この点を教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 今回の所得税の減税は、御指摘のように現在の経済情勢が停滞気味である。それを多少とも浮揚する効果を持たせたいというところで、公共事業等の公共投資の増加とあわせて、そのような意味を持たせたいということで行なわれたということは御指摘のとおりでございます。ただその場合に、減税の規模をどの程度のものにしたらいいかという判断の基準でございますが、その点につきましては景気浮揚という点からだけ申し上げますれば、大きければ大きいほどいいということになるのかもしれませんが、一方におきましてやはりそのいわば減税によりまして不足財源は、公債の発行によつて調達をされるという関係になりますので、あまり大きな減税になりまして公債発行額が大きくなる。それが消化の程度を越すということになつてもいけないということと、きわめてある意味では大ざっぱな判断ということになるかもしれません。本年度の当初の所得税の減税が、つまりこの三月、四月にきまりました

所得税の減税の規模が、四十六年度において千六百六十六億円でございましたので、ほぼそれに見合った規模の減税を行なうという程度にしてはどうか。一つの大きな目安としてこの春の減税とほぼ同じ規模の減税にしてはどうかということが、一つの目安になったわけでございます。それを目安に一方に置いて、控除、税率等の組み合わせでどういふ案ができるかというのを考えました結果、千六百五十億円という見積もりを立てたわけでございます。これによります景気浮揚効果というところにつきましては、いろいろな見方があると思ひます。現在の理論的な検討によりますと、減税による経済刺激効果といふ事は、乗数効果をどう見るかといふことについては、いろいろな御意見がございますが、まあいろいろな御意見の中で、現在私どもがほぼ見当をつけておりますのは、乗数効果が一・七ぐらいではないか。つまり一年間に減税一に對して一・七ぐらいの国民総生産への寄与があるのではないかと前提で、したがって、約三千億円の減税効果があるのではないかといふふうに考えております。

他の公共投資等の合わせました景気刺激効果につきましては、それぞれ御担当のほうから答弁をさせていただきます。よろしいかと存じます。お願いいたします。

○政府委員(新田慶一君) ただいま主税局長から答弁がありましたように、減税の効果につきましては、いろいろ私もモデルで計算してみますと、モデルによつていろいろな数字が出るわけでございますが、ただいま答弁申し上げましたように、所得税減税につきましては、平年度で約三千億、四十六年度で千七百億という数字を一応試算しております。なお、その効果は、補正予算による公共投資、それから財政による政府固定資本形成、そういったものを含めると、平年度で全体で一兆円、GNPに對する上昇率が約一・五、それから本年度につきましては、さっきの減税も含めまして約七千億、今年度のGNPに對しては約一ポイント上昇、こういうふうな次第になつてお

ります。

○竹田四郎君 主税局長さんにお聞きするのですが、そうしますと、ただ単なる、今度の減税規模というのは、当初の減税規模に見合う程度な目標といふことで、別にそれ以上の大きな根拠といふものはないわけですね。たとえば、先ほどお話の中に、国債の消化の問題が、まあ七千九百億、これ以上消化ができない、公共事業にしてもまあこれ以上なかなか消化ができない、こういうような明確な根拠のもとにこれがはじき出されたといふことではなくて、当初の減税額に見合うといふだけの根拠ですか、その点の根拠をもう少し明確にしてほしいのですが。

○政府委員(高木文雄君) 税のほうのサイドで申しますと、一つには、従来の所得税の減税のまあ先例といふものが、実績といふものがございまして、いろいろとり方はあると思ひますが、昭和四十六年度から今日まで、この春、四十六年度の、先ほど申しました千六百六十六億円の減税まで、七年間の減税の規模をきめて単純に算術平均をしてみますと、約千四百億ぐらいになつております。これは年によりましてかなり大規模の減税をやつておる年もありますし、さほどでない年もございまして、それから経済全体の規模が大きくなり、財政の規模も大きくなつてきておりますから、単純算術平均といふものにいかなる意味があるかといふのは問題がございまして、けれども、毎年まあ平均ではそのぐらいの規模になつております。

したがって、この春お願いをいたしました千六百六十六億円の所得税の減税の規模といふのも、例年の所得税の減税の規模から申しますと、まあまあかなりの規模のものであつたと思ひます。そこで、それを倍程度といふことではあるまいか、所得税のサイドからだけ見ました場合に、まあまあかなりの規模のものであるといふことは言えるのではないかと、一つの判断の基準であることは先ほど御説明いたしましたとおりでございますが、それでは、それだけが今回の減税

の規模をきめた基準かといふと、必ずしもそういうことではございませんので、そこはやはりあくまで租税制度が歳入調達手段でございますから、歳入歳出を全体としてながめまして、その結果今回の公共事業費の増額等も含めまして、御案内のとおり七千九百億円の公債をこの十一月から発行するといふことになつた。そうしますと、四月から十月までに発行されました公債が四千三百億円でございまして、これはほぼ、御案内のとおり消化をすでに終わつておるわけでございますが、あと半年の間に倍の規模の公債の消化といふことになりまして、これはかなり努力を要する数字であると思ひます。減税が大きくなれば、その補てん財源として公債の発行額が自然ふえることにもなりますので、その辺を総合的に判断をされまして、租税だけでなしに、歳入歳出総合的に判断されましてきめられたものと了解をいたしております。

○竹田四郎君 二回にわたる御説明を聞いておりました、率直に言つて、ある程度目の子勘定といふ以外にはないと思ひます。そういう意味できめられたといふことになりまして、非常に固定的な考えをする必要もない、こういうふうに理解せざるを得ないわけでありまして、今度こうした経済不況、それから特に八、九月からの物価の騰貴、こういう情勢といふものがさらに加わつてきていふことも御承知のとおりであると思ひます。今度の千六百五十億円の減税をするといふ一番おもな目的、これは一体なんなのか。先ほどのお話ですと、どうも当初の千六百六十六億に見合うといふ付近が一番大きなねらいのようによつて取つたわけでありまして、政策的な意図は一体何を意図しているのか、何を一番ねらつていふのか、この点をお伺ひしたい。

○政府委員(高木文雄君) 昨年来全体として景気が停滞をしております、いろいろな指標を見る限りにおきましては、七、八月ごろからようやくそれがのほりカーブになりかけてきたときに、今

回のような通貨問題が起つてきた。そこで、やはり何らかの意味において財政による下支えの必要があるといふふうに判断されるわけでございます。その場合に、いろいろな経済政策があり得ると思ひますが、その場合に、減税がそのうちの一つとしてとられましたのは、言うまでもなく民間設備投資はすでに冷え込みであり、また過剰さみであるという現状から、これをもつてこれを刺激して景気浮揚をはかるということは現実的でない。そこで、公共投資をふやすか、減税を行なうかといふことになるわけでございますが、公共投資につきましても、やはりいろいろな用地の問題であるとか、公害の問題であるとか、また設計の監督等いろいろ急激にふやすといふことの困難性があるといふことがございまして、またいろいろとタイムラグがございまして、いふことなどが考えられまして、そこで即効性といふ点からいいますと、減税、特に年内減税が比較的幅広く効果があるのではないかと、いろいろな學者評論家の御意見もあり、政府もそのような判断に立つて、景気停滞を上向きにしたい、あるいは下支えしたいという政策の一つとして、この際年内の減税を行なうことにしたといふことであると理解をいたしております。

○竹田四郎君 減税分が景気浮揚に幅広く即効的な効果がある、こういうふうにいふお聞きをしたわけですが、いままで公共投資、公共事業への投資といふものが景気浮揚にかなりの効果があるといふふうには言われてきたんですが、今回の場合に、一体その公共投資の浮揚と、この減税による浮揚との効果といふのはどのぐらいの違いがあるんですか。

○政府委員(高木文雄君) 必ずしも主税局長が答弁いたすべきことではないかもしませんが、大蔵省といたしまして感じましたところで申し上げますと、御存じのように、何回かにわたつて財政投融資を追加する等の措置を行なつてきたわけでございますが、その場合に、必ずしも公共事業等について強い需要が期待できない。御存じのように、政府並びに政府関係の仕事というのは、

やはり非常に役人仕事というふうに批評されますが、前年あるいは前々年に比べて、そう急激に事業をふやそうとしても、なかなかうまくいへんに伸びない。そこへもってきて、最近の用地難ということもございまして、公害に対するいろいろな意味での公共事業に対する不安感というふうなものもありまして、なかなかうまく景気浮揚のためだかといって公共事業をふやそうとしても、いいタイミングにうまくいかにすぐふやすというわけになかなかないという感じが、財政投融資計画を拡大する計画を立てました時分に感じられたこととございまして、従来から学者の方々が言っておられますように、また理論的にも減税よりは公共投資のほうが乗数効果は大きいと思ひます。景気浮揚効果は大きいと思ひます。ただ現在のような状態において、そしてまたどちらが早くきいてくるかという点については、減税のほうが早くきく可能性があるのではないかと、この点においても、学者や評論家の御意見はほぼ一致しておると思ひます。それらのことを頭に置きまして、過去におきましては、必ずしも減税というものを景気浮揚政策として常にとらえておったわけではないのでございしますが、しかも、年内減税というようなことは、昭和二十六年以来全くやっていないのでございしますが、今回はそういう意味ではかなり異例の措置でございしますが、いま申しましたような判断から、今回のような場合には減税にかなり期待が持てるのではないかと、いふふうに考えたわけでございます。

○竹田四郎君 企画庁の方にお聞きしますが、企画庁のほうとしては、現在の景気動向から見まして、明年度の大体経済成長率というものは、きのうの大蔵大臣八％に上々だというお話のように承ったわけでありまして、大体現在の情勢で、一体どのぐらいに来年年度の成長率というものは見込めるのか。

○政府委員(新田庚一君) 御承知のように、先月私ども本年度の経済見通しの算定の改定をいたしました。当初の見通しの実質一〇・一％は、五・

五％に下がるだろう、こういうふうに見通しの改定をしたわけでございますが、問題は、先生御指摘の来年度どういふふうな動くかという問題につきましましては、いろいろな流動的な情勢の中でございまして、どういふふうな前提を立てるか非常に技術的にもむずかしい問題がございします。

来年度の予算編成と関連しまして、本年度の見通しをさらに詰めると同時に、来年度の経済見通しをつくらなければいけないわけでございます。ただ、ただいま目下大蔵に作業中でございまして、何％になるだろうというふうなことを申し上げる段階にはなっておりませんのでございしますが、ただ感じといたしましては、本年度予想外にやはり成長が落ちておりますので、年度の水準として何％、たとえば、一〇％とかいふふうな水準に持っていくためには、途中のカーブが相当上がっているかなければならない。ただいまの感触では、やはり最近までの景気の主導をしておりまして設備投資の伸びというものは、そんなに期待できないというふうなことから見ますと、一〇％成長と持っております。ただ、本年度よりは上昇率は高まると思ひますけれども、一〇％まではいかない。何％かという点については、まだ数字を持っておりませんので申し上げかねますが、大体そういう感じでございます。

○竹田四郎君 企画庁の方にさらにお尋ねしますが、経済社会発展計画も直さなくちゃならぬというところの作業中である、期待する成長率といひますか、その辺は一体企画庁では、今度の発展計画の作成にからんで、大体どの辺を目安にしておりますか。

○政府委員(新田庚一君) 経済社会発展計画の改定問題につきましては、ただいまその改定の準備に取りかかっているというところでございまして、改定の作業そのものにはまだ本格的に入っておりません。おそろく来年一ぱいくらいかかるだろうと思ひますが、発展計画の考え方、それから成長のテンポそのことも検討の対象になるわけござ

います。したがって、ただいま現行の発展計画の平均成長率一〇・六％がどうなるかということにつきましまして、ここで申し上げる立場にないわけでございますが、ただ、私も内部でいろいろディスカッションしております。やはり一〇・六％というのは、最近の経済情勢から見ましてかなり無理があるんじゃないかという感じが、ただいま出ております。ただ、これは経済審議会といういろいろな議論を尽くして、今後検討、策定されるべき問題でございしますので、これ以上は申し上げかねると思ひます。

○竹田四郎君 だいたい調整局長は大きな数字を基準にしているのをおっしゃっていただけですけれども、きのうの大蔵大臣の話でも、八％は無理だろう、こういうお話でございました。そういういたしますと、どうも公共投資のほうが無理だということ、減税によるところの景気浮揚力というものが即効性があつてかなり期待ができるということであらば、私は千六百五十億というものに金額を限る必要はなからうと思ひます。それをあえて千六百五十億というふうに限ったということになります。どうも減税の目的、主要なねらいというふうなものから少しずれているのではないかと。率直に言つて、今度の不況というものは、率直に大きな影響を与えていくというところは事実であります。将来に対する回復の見通しというものは、いままでの御答弁のとおり、あまり明るくない見通しというものは立てられない。こういう情勢であれば、もしこの減税政策というものが、ほんとうに御説明のような効果のあるものならば、私は、これはもつと当然ふやすべきである、こう思ひわけでありまして、これは政務次官、どうですか。

○政府委員(船田謙君) 先ほど主税局長から御答弁申し上げましたように、昭和四十四年度から四十六年度までの七年間に、その年度の当初の減税平均を申し上げますと、千四百十何億円という額でございます。それに比べて、今回は合わせますと当初が千六百六十六億円で、今回を合わせますと三千三百億円をこす大幅な減税だと私も考へ

ておるわけでございます。○竹田四郎君 政務次官にお聞きしたいのは、そういう過去の数字ではなくて、これから景気動向との関連で、一体千六百五十億というもので景気対策としても十分であるかどうか、あるいはもつとこれは拡大すべきであるのではないかと私は思ひますけれども、そういう点で、これだけで景気対策としてもあなたは十分である、こういうふうな思つていらつしやるのか、もつと拡大すべきであると思つていらつしやるのか、その点だけお答えいただけますか。過去の数字は先ほど聞きましたから、こゝでございします。

○政府委員(船田謙君) 必ずしも十分な数字とは思つておりませんが、ただ、現在の財源状況を見ますと、この辺がぎりぎりではないかという感じがいたしております。

○竹田四郎君 今度の千六百五十億の減税のうち、資料の中で、課税最低限を引き上げたことによる減税額、あるいは税率改正によるところの減税額、その点はわかつたわけでありまして、三百万円を一つの境にいたしまして、年収三百万円以上の階層の減税総額と、それからそれ以下の階層の減税総額は一体幾らになるのか、その対象人員は一体どのぐらいに推定されるのか、この点も明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 階層別の納税人員を最初に申し上げます。三百万円のところを申し上げますと、源泉で納めていただいております方と、申告の方との単純合計、したがって、一人でダブっている場合がありますが、その単純合計で、昭和四十四年度で実績数字がまだ統計上できておりませんので、その数字で申し上げますと、全体で所得税の納税者は二千六百万人でございします。そのうちで人員で申し上げますと、三百万円以下、これは課税所得階層でございしますから、収入階層ではなくて課税所得階層でございしますから、諸控除を差し引きしましたあと――失礼しました。所得階層別で三百万円以下の人員が九七・五％になります。それで、その九

七・五％に下がるだろう、こういうふうに見通しの改定をしたわけでございますが、問題は、先生御指摘の来年度どういふふうな動くかという問題につきましましては、いろいろな流動的な情勢の中でございまして、どういふふうな前提を立てるか非常に技術的にもむずかしい問題がございします。

来年度の予算編成と関連しまして、本年度の見通しをさらに詰めると同時に、来年度の経済見通しをつくらなければいけないわけでございます。ただ、ただいま目下大蔵に作業中でございまして、何％になるだろうというふうなことを申し上げる段階にはなっておりませんのでございしますが、ただ感じといたしましては、本年度予想外にやはり成長が落ちておりますので、年度の水準として何％、たとえば、一〇％とかいふふうな水準に持っていくためには、途中のカーブが相当上がっているかなければならない。ただいまの感触では、やはり最近までの景気の主導をしておりまして設備投資の伸びというものは、そんなに期待できないというふうなことから見ますと、一〇％成長と持っております。ただ、本年度よりは上昇率は高まると思ひますけれども、一〇％まではいかない。何％かという点については、まだ数字を持っておりませんので申し上げかねますが、大体そういう感じでございます。

七・五%の方の所得金額が約八五%、税額が六〇%になります。これでおわかりいただけますように、人員では圧倒的に三百万円以下が多いわけですが、税額ではかなり上の階層に集中的に寄つておるということになっているわけでございます。

そこで、今回の減税によります軽減額が各階層別にどういうふうな軽減になるかというのを試算をいたしますと、これはただいま申しました四十四年実績、四十四年の階層別の実績をベースにいたしましていろいろな意味でかなり思い切った推計を加えて出しました数字でございます。ただいま御指示がありました三百万円のところでもちよとまは計算をしております。二百万円以下のところでは八百五十億円、千六百五十億の約五二%、それから上のところが八百億円、四八%ぐらいにならうかという推計をいたしております。

○竹田四郎君　こまかいことで申しわけありませんが、いま主税局長の答弁では、三百万円以下で六〇%、こまかいことですが、六〇・九%じゃないですか。これは大蔵省の資料によつてきたやつですが、六〇・九%じゃありませんか。

○政府委員(高木文雄君)　失礼しました。端数を切つて申し上げました。六〇・九%、おっしゃるとおりでございます。

○松永忠二君　関連。その中で、税率による減税額と、それから控除の減税額の内訳をちよと話してください。

○政府委員(高木文雄君)　この計算の方法なんでもございますが、一人一人の所得階層別に、幾らの所得で、そして幾らの税金を納めていたかという統計は出るわけでございますが、所得税の額は、収入金額から控除を引いて、そして税率を掛けて出すということになっておりますので、その掛け合わせで答えてきます。それから、控除による減の分と、税率による減の分をさらに階層別に出すということは、非常に作業が

現在の統計の上からは困難でございます。はなはだ申しわけございませんが、しばしばそういう資料は出ないかというお尋ねがあるのでございすが、従来から、ちよといたまの技術的にそれが非常にむずかしいので、御容赦願つておる次第でございます。

○松永忠二君　それで、いま竹田君のほうからこれから話に出ると思うのですが、もうすでに御承知のように、この減税について批判というのがある。出ているわけなんですよ。つまり、言われていふように、五百万から七百万にかけての税率の軽減というものが、少し、そこにはいかなんで、むしろ控除額の方に回したらどうか、いろいろな批判が出ているので、私は、大蔵省が積極的に自分たちの減税のやり方がいいというならば、その根拠になる資料を出すべきではないかと思うのです。いまお話のように、三百万という話が出て、それじゃその税率、控除がどのくらいで、いわゆる控除額の方の減税がどのくらいというわけがわからなくちゃ、これはやはりその辺あたりが明確にならない。

私は実は、別の資料がほしいのです。四%減税したのは四百万から一千万の所得者について、それから三%減税するのは二百万から四百万、二%は二百万以下の税率軽減をやつておるわけだけれども、そのところが一体納税人員の比率からいってどういふ比率を持つてゐるのか、それから減税総額の比率はどうなのか、こういうものが出てこない、はたしてこのところの税率が軽減のしかたが妥当かどうかという話が、根拠がわからぬわけですね。だから四十四年でもけつこうだけれども、そういう構成別の減税額、減税比率というふうなものが出てこない、実際は積極的にあなたの方の言っているのはいいという理由に、根拠がないじゃないですか。当然やはりそういう審議をするにあつて、むしろ逆に調査室の資料にそういうものが出ていて、おたくの資料には全然そういうものが出ていないで、聞けばそういう計算をしてないというふうなことは、実際問題

としてはそういう点の積極的な説明がなされないんじゃないかと思うのですがね。こういう点はどうお考えですか。

○政府委員(高木文雄君)　繰り返しの答弁になつて恐縮でございますが、現在の所得税は、言ひましてもなく収入から控除を引いて出た金額に税率を掛けて税額が出るわけでございます。そこで、税率だけ直せばどうなるか、控除額だけ直せばどうなるかという計算は、それは機械的に出るのはすぐでございます。ところが同時に、両方直しますと、控除額と税率両方直しますと、どちらの分のどういふメリットかということ計算が不可能でございます。掛け合わせたようなところで出てきますから。でございますから、一応いろいろな前提を置いていろいろな資料はつくつておりますが、いまおっしゃいましたのは、総体的にはいろいろ前提を置いて出せば出ますのですけれども、非常にこまかく階層別に推計値を出しますということにつきましては、実はその資料の正確性——大体見当をつかむというふうなことであればいろいろつくりようがあるかと思ひますが、推計のしかたがあるかと思ひますが、非常に正確な資料という角度を、正確といつても、ことばは悪いのですけれども、ある程度の正確性を求められます。こゝは非常にむづかしい事情なのでございします。

○松永忠二君　ただし、ここに基礎控除の引き上げの減税総額が三百四十四億出てゐるのですから、だから、この数字の総額というものは、一応推定とかそういうものできつとやつて出たと思うのです。だから推定できる根拠というものは私はあるのじゃないかと思つてゐるのです。

それで、私が関連して要求したこの資料は出せましようか。四%今度減税をした四百万から一千万の人たちは、一体納税人口の中のどのくらいな比率を占めてゐるのか、何%になるのか、それからこの人たちの階層の今度の減税総額に対する比率はどうなつてゐるのか、三%減税を受けた二百万から四百万の所得の人たちの納税人員の比率は

どうなつてゐて、一体どのくらいのいわゆる減税総額に比率を占めてゐるのか。それから二%今度は減税になった二百万以下の収入の人たちは納税人口の何%を占めてゐて、今度の減税で減税総額の何%を減税してゐるのか、こういう資料は出してもらへるでしょうか。これがわからなければ、われわれには一体どこが重くてどこが軽いとか、そういうようなことがわからぬのです。われわれのようにならうとは。こういうものをもし出してもらいたいの。その一つ、何か根拠として、いま竹田さんが三百万という限界を出してゐると思うのですが、そういうことを言われてゐると思ふんだが、そしてまた、推定はできませんというお話だけれども、大体この減税総額の千六百五十億の中の八百五十億が税率緩和であつて、八百三十五億が控除の減税だというならば、その推定の根拠というものが出てくれば、区別はあはれずすよ。だからこの数字だつて、極端に

いへば推定じゃないんですか。

だから、そういう推定ができないということ、私は、私はないと思ふので、まあそういうことがはつきりできると、あなた方が言つてゐる通りに、たとえば、いやそんな高額所得者を優遇したんじやありません、そしてまた全体的に景気浮揚との関係で、ここにやることが効果があるんですという積極的な説明はできるし、私たちに逆は、そこ

にたいした減税比率もないじゃないか、減税人口もほんのわずかなじゃないか、そんなら景気浮揚策としてはそんなところをやるより、もつと下やつたらどうだという理屈が成り立つので、この根拠になる考え方をお互いに示してもらはないと、実際問題としてこの減税が正しいかどうかというふうなことは、判断が私にはできないと思ふのです。そういう意味で、そういうものを出していただきたい。それからまた、いま言つた五二%八百五十億だと、こゝ言ひならば、その八百五十億の一体税率緩和に伴うものはどうであり、控除の引き上げに伴う減税額は幾らとかというのがわかるはずなので、こういうものはわからないものでしょう

かということなんです。ひとついま申しましたような資料を出していただきたい。

○政府委員(高木文雄君) 当然いろいろな資料を出して御審議をお願いしたいと思いますが、総体としての数字を推計する場合と、階層別の数字を推計する場合と、非常にいろいろな意味で、何というのですか、困難がございまして、ちょっと口で申し上げにくいのでございますが、御要望の資料、うまくできますかどうか、それを決して出したいとか何とか、そういう意味ではなくて、なかなかうまく御納得いただけるような数字が出せませんが、あとで御相談したいと思ひますが、ただ、先ほどおっしゃいました四〇%下がるとおっしゃいますのは、どういう意味でございましょうか。

○松永忠二君 ここに、あなたの方のほうから出ているのですが、現行の百二十万、一六%の課税税率であつたものが、百二十万の方が一四%の課税率になるわけですね。だから二%、それから上へいくと三%になる。たとえば四百万は三四%の課税率であつたのが、今度は三〇%になるから四%、つまり減つていくわけですね。私は、上にいくに従つて税率の軽減の率が多くなつてくると、それがまあ年度の減税の一つの性格でしようから、そういう意味で、四%台の減税をしたところの人たちの一体納税人員はどのくらいあつて、減税総額はどのくらいそのところで減税するんだと、こういう数字をもらつて大体判断ができる、こういうことで申し上げたんです。

○政府委員(高木文雄君) 一つお願いしておきたいのは、いまの税率表のところをいいますが、従来三十万円以下の金額については一〇%でございしたものを、四十万円以下の金額まで一〇%にした。こういうことでございまして、その二百万円以下の金額が従来二%であつたのが一入に下がつたというのではなくて、その上積み部分の限界税率のところの問題でございまして、この税率というのは、幾らまでの金額について何%、それをこえると何%、何%というふうにならな

率で上がつてまいりますから、上積み累進税率構造になつております。

ですから、その部分だけをつかまえるということでは、実は私のほうは統計上その他であまりやつておりませんが、総額の所得では所得階層別にある程度押えておりますが、ちよつとその上積み税率適用部分がどういふ人数がいかにという統計がうまくつかまらずにどうか。ちよつとそれはここで答えたいし、かねるのでもございしますが、課税総所得金額に対応する、したがつて、上積み税率幾らの適用がある、人員が幾らというのはいは出るかもしれないが、そのあたりはちよつと一六とか一八とかいう税率が一人歩いていくわけではなくて、その上積み部分がそこに動くといふことでございします。実効税率は下からずつと加算してきた平均でいってまいりますもので、それから、一〇とか二〇とか一四とかという税率は世の中に歩いていくわけではございませんので、その金額に一〇を掛け、その上の金額は一二を掛け、その上には一四を掛けて足したものが税率になるわけでありまして。税率といふのは、法人税のようには所得にぽんと三五%掛けるとか何とかいうものではなくて、最初三十万円については一〇を掛け、次の三十万円から六十万円の金額については二%のこえた部分について二%を掛ける、こういう構造になつておりますから、ある人にそういう特定の二%とか三%とかいふ率が適用になるわけではございせんが、比例税率の場合と累進税率の場合とちよつと違つてまいりますことだけお含み願ひます。

○成瀬福治君 ばくも関連して。あなたの説明されたときに松永君が要求したところは、一番初めに申し上げましたように、減税を、たとえば、百万まで何人おる、年収ですよ。二百万までの人が今度は何人おる。三百万がどれだけおる、四百万がどれだけおるというふうな員数が出ないのか、議論がしたいというのには、あなたのほうは重役減税じゃない、景気浮揚のためにやつておるんだ。こういうのは、そうじゃなくて、景気浮揚とするならもつと下のほうの人たち、たとえば、二百万円未満の人たちは何人一体おるんだ、そしてそれが総額としてどれくらい減税分になるんでしよう、そうすると、それは貯蓄に回らず消費に回るのか。たとえば、年百万円以下なら八五%くらいは生活費になつちやうて、一五%がどうだとか。あるいは三百万以上なら生活費のほうに七五%とられて、二五%の余力があるとか、いろいろな問題出てくると思ひます。そういうことで議論したいんだから、そういう所得階層の員数の、人数の資料が出ないだろうか。それとともに減税分はつかめぬだろうか、こういうことだと思ひます。

○松永忠二君 私の言つたのはそうなんです、実効税率があなたの方の出しているところに出てくるわけですね、このほかに、この表が。だから、五百万なら五百万のところの所得のものについてこれだけの減税が行なわれたというふうに出ていくわけでしょうが、だからそういうことを言っているんであつて、課税の実態はそういう状況ですといふ、おっしゃることはわかる。たとえば、四%とか三%とかいふのは、私が言つたのは、いまその四%上積みしたところの税率が、四%軽減をされていくんだから、二%に課税するものより、三%に率を高く幾分でも税率の緩和をさせているところのそのものを対象にして、そういう限界でいまいったようなものの数字が出てこないだろうかといふことを言つてゐるんです。

○政府委員(高木文雄君) 御質問に対するびたつとしたお答えになりませんが、一応、人員と所得と税額を四十四年度の実績で申し上げます。まずそれから申し上げます。

四十四年度の実績は、先ほど申しました二千六百万人の分布を申し上げますと、人員で百万円以下というのが千七百四十八万一千人、六六・九%。

○松永忠二君 比率だけ言つてみてくれませんか。

○政府委員(高木文雄君) その方の所得が四一・八%、税額が一八%。二百万円以下と申しますのは、二百万円と百万円の間の意味でございしますが、二百万以下が二七・一%、所得で三五・四%、税額で二八・七%。三百万円以下が三・五%、人員でございします。所得が八・四%、税額が一四・二%。五百万円以下と申しますのは三百万円との間でございしますが、人員が一・七%、所得が六・二%、税額が一四・六%。五百万円から上、これはあとと刻んでございせん。五百万円をこえたもの〇・八%、所得が八・二%、税額が二四・五%となつております。

そこで、いまの御指摘は、この人員なり階層別に減税額を計算してみたらどうか、それを示せといふお話でございしますが、それは……

○松永忠二君 その減税額と、その減税額の中の税率緩和と控除緩和の総額と内訳は出ないものかといふことを言つてゐるわけです。

○政府委員(高木文雄君) その減税額は、いま言いました人員別の減税額は、まず百万円の六六・九%のところが一八%……

○松永忠二君 減税総額のね。

○政府委員(高木文雄君) そうです。二百万円以下のところは三四%、三百万円以下のところが一二%、五百万円以下のところが一五、五百万円以上が二一、合計一〇〇、大体の見当です。

○松永忠二君 それを内訳にして税率緩和のほうと控除緩和……

○政府委員(高木文雄君) これは税率と控除は非常にむずかしいと思ひます。掛け合はせて出てきますので、両方掛け合はれた答で出てきますものから、ちよつとむずかしい……

○松永忠二君 それではこの額はどうして出したのですか。

○政府委員(高木文雄君) これは総額計算では、かなり率直に申し上げて、何といひますか、勇敢な推計を下して、大体……

○松永忠二君 勇敢な推計をこれに下してみてください。勇敢な推計を下してきてくれたらどうです。勇敢な推計を下してきて、国会へ出す資料の

明確なものを、こういうものを出しているのだから、勇敢な推計をこれにできないわけはない。この国会に出しているこの資料が勇敢な推計であるので、しかも、これを根拠にしていろいろのことを言っている。だからその内訳の階層別の構成の、この内訳が出ないものですか。それができないなら別表のこの表は一体どうしてつくったのか。これを階層別に区分けをすれば、いまあなたの言ったようになるのだから、当然それは区分け別にできないはずなんです。

○成瀬清治君 ちよつと議事進行で。それは資料の点で、あまりどうこうするわけにいかぬから、その辺検討してみてください。

○松永忠二君 わかりました。

委員長、私は出るはずだと思つたので、それを出してもらうとたいぶわかるので言つておるわけですが。

○政府委員(高木文雄君) 検討してみます。

○竹田四郎君 どうも局長の、私は、いまやりとりを聞いていて、基本的な姿勢にまた問題が返つてこざるを得ないと思つたのです。

局長の話は、結局それは計算できない、そういうことを計算するのは非常にやっかいだ、それはすぐ出ない、こういう話が主体なんです。しかし、税の基本的な方針というのは、やっぱり公正でなくちゃいかぬでしょう、公平でなくちゃいかぬでしょう、各階層にとつて。私もそれはそれとここで見るためにいろいろ資料を要求しているんです。しかも、今度の減税の主要な点は、三百万円から上の、いわゆる中堅層かどうか知りませんが、それ、それからまあ一千万円近くのその層に、いままでそのカーブが立ち過ぎていたと、そのカーブを今度はゆるやかにするのだという御説明もついているわけなんです。ですから、そこが一体全体として公平であるかどうか考えてみなくちゃならぬわけなんです。それとその他の政策と組み合わせる、適当であるかどうかということをおわれれば判断しなくちゃならないわけなんです。それにもかかわらず、公平であるかどうか、そういうこと

については何ら資料を出してくれないわけなんです。それは計算できません、計算するのがやっかいです、いままではそういう統計をとったことはありません。事務的なことでこの公正の問題を、あるいは他の政策の問題を、事務的な問題でよくは犠牲にするというのはいくらもかあると思う。そういう姿勢で国民が税金を取られているというところになると、これはたいへんなことですよ。大蔵省の事務的な関係でとられているということになります。すなわち、これは問題じゃないですか。

ですから、あなた方がこういう問題でこういう提案をするというならば、当然私はそれに見合ったところの一番公正であるか公正でないか、そういう資料が、少なくともここで三百万円を一つのめどに、その上と下との間で減税問題を論じようという提案をしているのに、どうもそういう資料が出てこないというところは、公平かどうかの審議をすることはできないじゃないですか。減税額がほんとうに公平に各階層に配分されているかどうかともわからないじゃないですか。それで審議をしようというのはいくらもかあると思つたのです。次官、どうですか。こういう状態で審議をわれわれに強制するのですか、どうなんです。

○政府委員(高木文雄君) 私も答弁が非常にまずかったかも知れませんが、私も、一番問題は、各所得階層別にどういふ税金を納めておられるか、そしてそれが今回どれだけ軽減されて、今後どういふ負担軽減になるかというところが非常に問題であると思つています。で、それは前々から御提出申しております印刷物等におきまして、各階層別にどういふ軽減額になり、どういふ軽減割合になるかという表はお示ししておるわけでございます。本日、委員部のほうから配付していただきました資料の中にも、階層別の軽減をいろいろな形で出したつもりでございます。

で、いま問題になつておられますのは、税収見積もりとの関連のこと、御質問になつておるんではないかと思つています。全体として千六百五十億円程

度の税収見積もりになるであろうということでございます。税収見積もりというものは、これはまた所得が動くことによつて動いておるわけでございます。そこで、そういう意味におきましていろいろな推計値が入つてくるということでございます。ですから、必ずしも私どもとしては、どういふ軽減になるかという問題と、それからこの千六百五十億をどういふふうに分けつづけるという関係にはございませぬので、所得税をどう直すかということとは、どういふ方のどういふ税を軽減するかというところに問題があるのではないかと、いふうに私どもは考えておるのをごさいます。決してそういう意味での何かやるべきことをやっていると、いふおしかりを受けるのは、その点はできるだけのことはいたしますけれども、その点はお含みを願いたいと思つています。

○竹田四郎君 そんなことは理屈にならないですよ。今度の減税で、各個人個人は一体どれだけ減税になるかというところは非常に重大な問題ですよ。あなたの考えているような私は簡単な問題じゃないと思つています。しかも、具体的に一人一人検討するわけにいかぬでしょう、ここで。だれがどれだけ減税になると、ここで一人一人やつていくわけにいかぬでしょう。だから、ある意味で当局のほうが出している三百万円という一つの線、その線がわれわれはその公平度を見ていこうじゃないか、適当であるかどうかということを見ていこうじゃないかというところで資料を要求しているんですよ。三百万の要求資料を私はここでいまま言っているわけじゃないですよ、もう事前に言っているんですよ、これは。きょうになつてもそれが答弁できないじゃないですか。私はそういうことでこの税金を審議するといふわけにいかないですよ。いつまでも出してくれませんか。冗談じゃないよ、前々から言つておるんですよ、その資料は。

○委員長(前田佳都男君) 私から申し上げますが、ただいま竹田君から御要望の点、確かに私もそういうふうに感じますので、大蔵省におきましては、この竹田君の発言の趣旨にできるだけ沿う

ように資料を積極的に提出するように御努力をお願いいたします。

○政府委員(船田護君) ただいまの竹田委員並びに松永委員及び成瀬理事からいろいろ御注意があらまされた点に着目いたしましたので、事務方で私もいろいろとございませぬからどこまでできるかという限りの手を尽くしたいと思つています。ただ、これは私の非常に抽象的な言い方で恐縮なんですけれども、所得が、事業所得者についても、給与所得者につきましても、三百万円、三百万円というケース、つまり配偶者がいて、扶養家族が何人というふうなそういうケース、それだけのものに着目した減税額はここに出ている表のとおりになるわけでございますが、それを今度は全部千六百五十億をどういふふうに分けつづけるかという推計値をびしゃつとしたものを出すという点につきましては、これはむずかしい点はあると存じますけれども、先ほど申し上げましたように、御注意のとおりに従ひまして、積極的に資料を出したいと思つています。

○委員長(前田佳都男君) 極力善処を希望いたします。

○竹田四郎君 これはひとつ早く出してもらいたい、こう思う。

もう一つ、給与所得者と申告所得者別のそのしたものを一緒にひとつ示してもらいたい。もちろんその中にはダブル分があることは承知の上です。そういう点でもひとつ出していただかないと、はたして公平な税金になるのかならないのかという点の判断ができないと思つていますので、そのようにお願いいたします。

それから企画庁の方、物価担当の方、いらつしゃつていますか。——今後の物価動向というのは一体どういふふうに見ておられますか。特に消費者物価動向。

○説明員(斎藤誠三君) 消費者物価につきましては、春以来比較的落ちついてまいりましたが、御存じのとおり八月以降の低温、果次の台風等に

よりまして、野菜を中心として九月相当上昇したわけでございます。そういうことで、十月には東京において若干物価指数は下落しておりますが、九月までの上期の平均をとりますと、対前年比七％の上昇でございます。今後の見通しにつきましては、大体例年物価指数は十月が一番上がりまして、急騰いたしまして、十一月・三月はやや落ちつく傾向でございます。そういう過去の趨勢と、それから今後におきましては景気停滞による商品市況の悪化等も若干影響が出てまいるとともに、また円高に伴います輸入価格の低下が消費者物価にどういふ影響を、むしろ、むしろといひますか、下がる影響を理論的に持ち得るわけでございます。そういういろいろな条件がございますので、本年度下期にどうなるかという確たる見通しはないわけでございますが、われわれといたしましては、当初見通しの、極力五％に抑えるべく、政策の努力目標として全力を尽くしてまいりたい所存でございます。

ただ一つの推定といたしまして、十月の東京都の物価指数で大体横ばいになるという想定をとりますと、年度平均いたしまして、約六・三％の物価の上昇になる、対前年比。そういう試算が得られるわけでございますが、先ほど申しましたように、われわれとしましてはできるだけ当初目標を達成するよう諸般の努力をしてまいりたいと思ひます。

○竹田四郎君 まあ、企画庁の消費者物価に対する見通しというのは、非常に政策的なもののような感じがいたします。で、ここ数年まず当たったことはない、だいたい上がっているというのが実態でありますから、いまお述べいただいた点でも、年間通じて、この前出されたのはたしか五・五ぐらいという数字を出されていると思ひます。これもおそらく政策数字であつて、実際は、さらにそれを上回ることはいまの御説明でもはつきりしておられます。それから、おそらく明年度においても、過去の不況の例から見ましても、消費者物価は下がるという例はあまりないわけですね。むしろ

上がつていく例というものが非常に多いわけですね。いま御説明の円高に基づくところの輸入物資、これがたして下がるかどうかということも、流通機構その他から考えてみて、そう下がるということとは国民は期待もしていない。そこで、総理府はこゝし御調査になつていらっしゃるんですが、経企庁で出された生活白書でも、一体国民は物価に対してどういふ考え方を持っているのか、御調査になつていらっしゃるんです。国民の物価に対する感じ方というのはどういふふうになつておりますか。

○政府委員(斎藤誠三君) 最近の、企画庁で行なひました先行度調査によりまして、国民の物価に対する関心はきつめて高いわけでございます。一つ、一つの例で申し上げれば、経済成長よりも物価の安定が重要であるという回答が八割に及んでいられるわけでございます。そういう意味で、物価安定の重要性というものは、われわれも十分肝に銘じておりまして、不斷の努力を重ねておる次第でございます。

○竹田四郎君 その調査の数字を言つてくださいます。国民生活白書、そういうものが述べてあるのじゃないですか。

○説明員(斎藤誠三君) ちょっといま資料を持参してまいりませんが、最近における先行度調査によりまして私の答えしたものは、八〇％がいわゆる成長よりも物価の安定を期待するということであつたと思ひます。

○竹田四郎君 それじゃ、私のほうから申し上げますけれども、四十五年度の一カ年の上昇というのは七・七％というの、あなたさつきおっしゃつたとおりですね。ところが、国民の意識調査から見ますと、一〇％未満上がったというのがこれ一〇％ですね。一〇％から一四％上がったというのが二〇％、二〇％程度だというのが一八％、三〇％以上というのはいま二五％、これは国民の意識調査です。だから、七・七％総理府の統計では上がっているにもかかわらず、実際は一〇％以上上がつていられるという人が六割から七割というの

が実態です。ですから、消費者物価指数の統計が正しいのか、国民の意識が正しいのか、これはわかりませんけれども、とにかく国民の意識としてはたいへん上がつていられることとありますけれども、消費者物価が上がれば、物価が上がるときは国民の貯蓄に対する行動というのはどういふふうになつていいますか。

○説明員(斎藤誠三君) ちょっといま数字でお答えできませんが、ここ数年相当、六〇前後物価は上がつておりますが、貯蓄率も若干ずつ上がつていられるように思ひます。そういう貯蓄率があるのか、あるいは将来の生活の不安に対するそういう貯蓄行動といひますか、そういう点でございますが、いままでの傾向で申し上げますと、非常に物価が上がつてはおりますが、賃金、所得その他も相当大幅な上昇を来しておりますので、その結果として貯蓄率も漸増しているように考えております。

○竹田四郎君 企画庁、こういうものを示しているのですね。おたくのほうには「国民生活白書」といふものを出されているわけですね。これにちゃんと書いてあるのですね。ですから、企画庁で出しているのだから、その辺はもう少し明確に答えてもらわなければ、何が何だかわからぬような答弁じゃ、私これは非常に困ると思ひます。現実におたくのこの白書の中でも、いまおっしゃつたような所得が上がつてきているということがあるのですね。物価騰貴が行なわれるときのほうがむしろ貯蓄率は高まっているわけですね。これはさらに総理府で出しております貯蓄動向調査報告、これを御覧しても、所得の高まるに従ひまして、貯蓄の純増傾向という調査が実は出ているわけですね、この調査を見ましても、たとえば、百万円台の年取の人の場合の貯蓄率というのは大体二〇％台。ところが、二百五十万円からそれ以上になりますと、これは大体三〇％台に上がつていられるわけですね。それはお認めになりますか。

○説明員(斎藤誠三君) ただいまちょっと資料を持ちませんが、そういうことは確かであると思ひます。

○竹田四郎君 さらに聞きますが、限界貯蓄性向ですね。これはどういふふうになつていいますか。

○政府委員(新田康一君) 四十五年度の限界貯蓄性向の数字は二四％でございます。これは国民所得統計に基づく数字でございます。

○竹田四郎君 消費性向は。

○政府委員(新田康一君) 七六％でございます。

○竹田四郎君 それと所得階層別の数字というのはどういふふうに出てまいつておりますか。

○政府委員(新田康一君) ただいま申し上げましたのは、国民所得統計の数字でございます。総理府の家計調査のそれに相当する数字は貯蓄性向として二七・五％でございます。

○竹田四郎君 階層別の……

○政府委員(新田康一君) 階層別の数字は総理府としても発表しておりませんが、私どもこの家計調査の階層別の収入と、それから消費と貯蓄率というので試算をいたしますと、四十四年の、これは暦年でございまして、四十四年で申し上げますと、たとえば五十万円未満では一八・九％、百万円未満では二八・四％、それから百万円未満では二・九％、二百万円未満では三・八％、三百万円未満では四・三・六％という数字になつております。

○竹田四郎君 そういたしますと、いまの数字から見てまいりますと、今度の減税分というものと、それが消費に回る関係というものはかなり私ははつきりしてきつたと思ひます。

そうしますと、階層の上のほうが多分貯蓄に回している。消費性向の分でも、これは総理府の家計調査から見た消費性向の中でも、やっぱり第一階層と第五階層を見ましますと、消費性向で一〇％違つていられるわけですね。そして、ここでも年内減税をやつたその減税額というものが、はたして消費に回つていくかどうか私はいさめて疑わしいし、この減税の大きな目的と、その効果は、そのとおり出てこないではないか、こう

いうふうに私は思ふんです。その点明確に、必ずその減税額というものは消費に回り、それが景気浮揚の力になるのかどうか。この点明確にひとつ数値をもつて答えていただけないですか。

○政府委員(高木文雄君) 減税分が全部消費に回るわけでないことは自明の理でございますので、したがって、減税が直ちにそのままつくり消費の全部刺激になることではないことはおっしゃる通りでございます。

それから二番目に、減税をする場合に、どういう階層の減税がより消費需要を刺激することになるかという点につきましては、一般的に言います限りにおきましては、所得の小さい階層のほうの限界消費性向が大きくて、所得の大きい階層の限界消費性向が小さい。これも一般的に言えることだと思ひます。

ただ問題は、所得税の納税階層でありますところの、課税最低限以下の階層を別に考えました場合に、限界消費性向が、所得階層別に非常に明快な形でなだらかにカーブを描いているかどうかということにつきましてはいろいろ検討してみたいのでございますが、これは所得階層と申しまして、階層別に見ても家族構成とか年齢構成とかいろいろになってくる関係があるのか、どうもいまの統計では必ずしも所得階層別に限界消費性向が、所得が少し大きいとそれが小さくなるという形にはいまの統計上からは読み取れないようでございます。しかし、単に消費需要を刺激するという角度だけから言いますならば、御指摘のようにより低所得階層と高所得階層、いずれの減税がより消費需要効果が大いかにという点につきましては、これは一般論として、低所得階層のほうが消費需要効果が大きくなるということが言えることだと思ひます。

○竹田四郎君 どうも非常にその辺が明快でないわけですが、いま最後におっしゃった形で言え、低所得階層のほうに一般的に消費的な効果があらわれる、こういうお話です。そうならば、今度の減税の大きな目的と、実際の減税のやり方というものと違っているじゃないですか。

○政府委員(高木文雄君) その点が今回の減税の一番、どういうふうな形で減税を実施すべきかという点について問題となった点でございます。まず一番初めに、こういう事態のもとにおいて年内減税をやるとするならば、今回のような形で所得税法を改正して、税率、控除全体を通じて所得税の構造を直すという形をとらないで、従来の現行法をもとにして算定した額の一定割合をたえば減税するというようなやり方がある得るのではないかと、いろいろなことが、ある段階で、私も内部でございましてけれども、いろいろ議論をされたのでございまして、この所得税の現在の仕組みが、控除と税率の両方からでございまして、つまり関係、それから来年度以降の見通しが必ずしもはつきりいたしません関係から申しますと、やはり恒久法としての所得税法を基本的に直すという形をとったほうが、いろいろフリスクションも少ないのじゃないかと判断したわけでございまして、その場合に問題は、御指摘のようによい御指摘は、要するに低所得層にウエートを置いた控除、すなわち控除にウエートを置いた減税の内容にいたるところかという御指摘だと思ひますが、そういうところをとりましてした場合においては、この春の改正の際に、諸控除——人的控除と給与所得控除の改正によって、千六百億というかなり大きな規模の所得減税が行なわれた直後でございます。関係もあり、四十四、四十五両年度にわたりましたかなり大幅な税率改正が行なわれた際に、三百萬ないし五百萬くらいのところから限界税率の構成が、いわゆる税率の取り戻しというこぼを使つておられますが、限界税率の、いわゆるこの階段の上がり方が急カーブになっておりますために、増加いたしました所得に對しては限界所得税負担が、現在かなり急激に高まるという所得税構造になつておりますので、所得税の本来の姿との関連で言いますと、現行所得税法にはかなり無理があるという感じを持っております。

現在、御存じのように、給与が毎年相当伸びておりますし、その他の給与以外の所得も伸びておりますので、その増加所得部分に對する負担割合が高いということが、所得税の負担感につながつております関係もございまして。それもあり、さらに限界税率が急激に上昇するということは、どうして現実問題として所得分散ということが急激に起こるようになる関係もございまして、先ほど来申しましたように、今回減税を行なうことになりました契機といたしましては、景気刺激、特に消費需要の刺激というところに重点が置かれたわけではございまして、それを具体的にどういう内容と盛り込むかというのを考えます場合には、やはりどうして所得税の構造といたしまして、やがらやがらざるを得ないということ、この春控除で全部の所得税減税をやつていただきました関係もありまして、はば控除と税率に半分ぐらゐのウエートを置いてやるということであれば、年全体を通じてみますと、四分の三が控除に当てられ、四分の一が税率に当てられるというふうな、大ざっぱな感じでございまして、感じになりますので、その程度であれば、全体としてバランスのとれたものになるのではないかと判断をしたわけでございます。おっしゃる通りに、まさに景気刺激、消費需要を刺激するんだという点だけから申しますと、現在御提示しております案以外に、案も考えられ得るわけでありまして、そこはしかし、所得税全体の構造との関係を考えなければならぬという立場から、このような案を御提示申し上げた次第でございます。

○竹田四郎君 局長、どうもますますわからなくなつてくる。と申しますのは、今度の減税の非常に大きな目標といたしまして、景気浮揚に重点を置いた——これは景気浮揚というのにはある程度でもらわなければ困ると思ふんですね。現実には低所得の人は職場を追ひ出されたり、残業時間を規制されたり、一方で物価が上がつて、そういう状況ですよ。そして収入のほうは、そうした関係から、どちらかというと予想以上には伸びていない。おそらくこれから、年末のボーナスを考えると、公務員は大体いいでしょうが、民間企業に比べて、その増加所得部分に對する負担割合が高いということが、所得税の負担感につながつております関係もございまして。それもあり、さらに限界税率が急激に上昇するということは、どうして現実問題として所得分散ということが急激に起こるようになる関係もございまして、先ほど来申しましたように、今回減税を行なうことになりました契機といたしましては、景気刺激、特に消費需要の刺激というところに重点が置かれたわけではございまして、それを具体的にどういう内容と盛り込むかというのを考えます場合には、やはりどうして所得税の構造といたしまして、やがらやがらざるを得ないということ、この春控除で全部の所得税減税をやつていただきました関係もありまして、はば控除と税率に半分ぐらゐのウエートを置いてやるということであれば、年全体を通じてみますと、四分の三が控除に当てられ、四分の一が税率に当てられるというふうな、大ざっぱな感じでございまして、感じになりますので、その程度であれば、全体としてバランスのとれたものになるのではないかと判断をしたわけでございます。おっしゃる通りに、まさに景気刺激、消費需要を刺激するんだという点だけから申しますと、現在御提示しております案以外に、案も考えられ得るわけでありまして、そこはしかし、所得税全体の構造との関係を考えなければならぬという立場から、このような案を御提示申し上げた次第でございます。

業につとめている人のボーナスというのは、かなりこれは減るだろうという予想が一般的でありますし、私もそのとおり思ふわけです。そうして見ますと、なるほど確かにカーブにある程度は正をする、このことについては私も反対するものではないんですけれども、しかし、減税というのは一つの政策であります。そうすると、その時期に合った形で減税をやはり考えていかなければならぬ。全体として公正が得られるような形も一方に考えなければならぬ。こう考えてみますと、やはりその時期、減税をどういうふうに行なうかという場合、時期との関連というものは私には大いにでてくるはずだと思ふんです。そうして見ますと、減税の当初の政策にはあまりマッチしていません。大蔵省の主税局の、ただ単なるカーブを直す、こういうところだけに私は重点が今度の税法にあると思ふんです。ただ、そのカーブを直すということも、一体どれだけ直したらいいかということも、これはあまりはつきりわかつたことではありません。どういうカーブのしかたが一番公正であるかという基準があるわけではない。こう考えてみますと、どうも今度の減税案というのは、負担の公平がはかられていくかどうかについては、資料が出ておりませんからよくわかりません。これはさらにこれから審議をしていかなければならぬわけですから、どうも一般的な傾向から、その他のいろいろな資料から考えてみまして、物価は上がつていく。そうすれば、その減税分というものは、考え方からすれば、貯蓄に回つていつて消費にはあまり回らない。こうなつてくれば、景気浮揚策とは、無縁とは言えませんが、しょうけれども、縁が薄くなる。どうもその辺が納得できないのですけれども、提案した趣旨と、実際の具体的な税率改正あるいは課税最低限の問題、こうした問題とどうも結び合つていないと思ひます。局長自身はこれを合つていられると思ひますか。自分がつくつたから——これは政務次官に聞きます。政務次官は合つていられると思ひますか。

○松永忠二君 閣連。一緒に答弁してください。

あなたがさつき出した資料によつて見ると、今度、納税者の人員からいうと、九七・五％の人たちに六四％の減税が行なわれて、二・五％の人たちに三六％の減税が行なわれているのですよ、減税総額について、出した資料によれば、こんなばかなことがあるかという感じがしますね、数字が出てくると、それでしよ。景気浮揚という意味からいって、またそういう意味からいって——所得総額からいうと、八六・四％対一四・六％ですよ。だから、消費性向の話を盛んにされていることも、それとかみ合わせてみても、九七・五％からの人に六四％の減税を総額でやっておいて、二・五％の人に三六％の減税をやつて、それで非常に景気浮揚になるし、また他面公平もはかったというのじゃ、ちょっと数字が合わないのですよ、その言とおりの。だから、そういう点、やっぱり数字が出てくるとわれわれもびんときてわかるので、全く竹田君の言つたとおりだとぼくは思ふのです。いま政務次官に質問しているように、ちよつとどういふことでこういう数字をはじいた上でやられたのでしょうかね。

○政府委員(高木文雄君) 政務次官に御答弁いただきます前に、その前にちよつと申し上げさせていだきたいのは、先ほどの資料で御説明をいたしましたように、非常に大ぜいの方が納税者になつております。しかし、今度は税額は、非常に少数の方がたくさん税額を負担しておるという構造になつておりますが、これはあたりまえのことでありまして、所得税は所得再分配効果を考へて累進税率をとつてゐるわけでありまして、高所得者がたくさん税金を納められるということとは当然初めから予定しておることだと思ふのでございます。

ところが、それが今度はどの程度の所得再分配機能を所得税に期待するかということが非常に問題のところでありまして、その累進構造が急激に高まるということになってきますと、いろいろな所得分散のことが起こつてまいります。従来から

しばしば国会の御審議等を通じまして、たとえば、租税特別措置法による特例措置を廃止したらどうかとか、いろいろな分離課税とか何とかというのをやめたらどうかというふうな御議論がございしますのですが、私もぜひそういう方向に進みたい。本来所得税は総合課税であるべきだと思つておるわけでありまして、総合課税のほうに進みますために考えます場合には、なかなかそうまいりません一つの理由は、やはり累進構造があまり急激になり過ぎますと、そのところが、なかなか総合課税に持つていくことがむずかしくなつていまして、それが所得税全体を通じて絶えず持つてゐる悩みであるわけでございます。

で、何がどの程度の累進構造がよろしいのかというのは、非常にむずかしいことでございます。私どもも決して自信を持つてゐるべきだといふようなことを申し上げられないのでございしますけれども、しかし、現実のいろいろな動きからいいますと、現在の累進構造というのには少し無理があるのではないか。それがいろいろのまた税制上のゆがみにもつながつてくるのではないかと、いふふうに考えられるわけでございます。いま御指摘のように、減税額自体は、どういふ階層に、どういふふうにするかというふうな——表をごらんになりますと、確かに意外と上の階層によけい減税することになるのではないかと、御指摘でございますが、これ逆に申し上げますと、現在の納税額が上のほうに相当寄つてゐるという結果でもあるわけでありまして。

そこで、そういう構造を前提にしました場合に、年内減税をやるといふ、どういふわけで作るかという契機といたしましては、もちろん経済政策の一環として行なわれるわけでありまして、このことのために、公平といひますか、そういうことで、現在の、非常に起こつております、各方面に言われております所得税に対する不平、不満というものが、ますます拡大をする。分散等を通じていろいろなことが言われるということ

を、少しでもさらに拡大するという傾向だけは、私どもとしては何とかこの際、よりいゝわば弊害を拡大することだけは避けたいという気持ちで非常に強いのでございます。そういう前提での案でございしますので、いろいろ御批判はあることと思ひます。

以上だけを補足させていただきます。

○政府委員(船田謙君) 主税局長から詳しい答弁がございましたので、私は、今度の減税の概略的な考えだけを申し上げたいと思ひますが、なるほど乗数効果から言ひなれば、公共事業に重点を置くのがよろしいとは思ひますが、今回の場合は、何よりも景気浮揚に対して即効性ということとを考えたわけでございますから、そのために多少乗数効果が公共事業では落ちましても、年内に所得減税をやるといふことの積極的な意味をわれわれは考えたわけでございます。しかし、税法というものは、長い将来にまで一つの理論的な整合性がなくちゃいけないことだと、われわれしろうとながら考えますものですから、その意味で、どの部分を控除で持つていくか、どの部分を税率緩和のほうに持つていくかというふうな場合に、たとえば、限界税率の階段型のカーブにいたしまして、従来は比較的、控除で下のほうから切つてまいりましたから、いわば課税最低限をこえてしまつて税がかかり出します段階から、急激に階段のいわばけ上がり部分が上がつていくわけでございます。これもやはり相当直していくことが必要ではないかという考えになりまして、先ほど高木主税局長が申しましたような、景気浮揚だけに着目いたしました場合には、少し考え方が徹底しないじゃないかという御指摘の、言われるとおりでございますけれども、同時に、将来の税率、税制のあり方を考えながら手直しをしたと、こういうことでございします。

○竹田四郎君 次官ね、今度の減税が出てきた根源というのは、あれでしょう、景気浮揚のために総理から話が直接きたんでしょ。そういう、今度のこの減税の出できた根源というものを考へて

もらわなければ私は困ると思ふんですね。あなたも佐藤内閣の、政府の一員ですよ。総理大臣の言つてゐることと、實際やつてゐることとずいぶん違ふわけですね。これはどう思ひますか。もしあなたが、その答弁と同じような答へだというふうなことになる、この委員会にひとつ総理に出て来てもらつて、一体いいのか悪いのかということとを私どももきめなさいかぬと思ひますが、どうなんですか。

○政府委員(船田謙君) もちろん、総理からも指示がありましたことは事実でございます。われわれもそれに従ひまして鋭意やりました結果がこの形になつたわけでございます。これについてはいろいろの御批判はあるかと思ひますが、しかし、私どもは、たとえば、限界消費性向につきましても、所得の階層によつて多少の数字の動きはありましようとも、大体最低七割、七〇％というものは考へられていんじやないかというふうなこと考へてまいりますと、千六百五十億の減税というものによつて、少なくとも当面千二、三百億円の有効需要の創出ということができるとは、いふふうな考へております。

○竹田四郎君 どうもここでナマズ問答をやつたつて、ちよつとも当初の政策と税制というものと一致できないわけですね。——これは委員長に、ひとつこの席に総理大臣出て来て、政策と具体的な税制との関係、こうしたものものを明確にしてみたいと、どうも私も——これは国民全般もそうだと思うのですよ、納得できないと思ひますから、この点、ひとつ委員長にお取り計らいのほどをお願いしたいと思ひます。

○委員長(前田佳都男君) ただいまの竹田君の御要望に対しましては、理事会において十分協議いたしたいと思ひます。

○竹田四郎君 その件は、ひとつ総理にお出ましをいただいて、その席で明確にしたいと思ひます。と思つたわけですが、いまの議論でおわかりいただいたと思ひます。こういう事態で、なかなか不況を脱出すること

のできない一年間、スタグフレーションが進んでいくであろうと言われている一年間、これは非常にたいへんなことだろうと思います。いずれにしても、低所得層に対する冷たい風というものは、非常に私は、きびしいものとして出てくるであろうと思いますけれど、それが意味では今後の政治的な紛争へと発展していく可能性も私はないことはない、こういうふうに思うわけでありま

きう多田委員のほうから大学の授業料の問題一つ見ても、これはかなり関心を呼んでいるわけですが、こうした問題で、学生運動がどうなっているかということも、当然これは懸念される一つでありま。そうした点を考えてみますと、来年度、そうした低所得層に対しての減税というものは一体考えているのかどうか。新聞によると、その減税を考えていないということでありま。すけれど、しかし、税調あたりの意見を聞いてみますと、来年度も減税をやれという意見がかなり有力な意見として出されているようでありま。来年度の減税は一体どうしますか。

○政府委員(高木文雄君) 今回の所得税の改正につきましては、一応、四十七年度以降の所得税というものを頭に置いて所得税法の改正という形をとらえているわけでございます。したがって、来年度以降どうするかということにつきましては、切り離して、来年度の予算編成の問題として、歳入歳出全体の問題として考えられることになるはずの問題でございます。ただ、先般も衆議院におきまして、この法案の御審議の段階において、大臣からも御質問にお答えしておりますので、すけれども、来年度は、かなり、税収全体の先行きが、まあいわば悲観的であると申しますか、かなり、税収の伸びがほとんど期待できないような見通しでございます。関係もありまして、一方において、来年こそは、いよいよ景気浮揚のために相当思い切った公共投資の増加というようにも考えられなければなりません。そのために公債の増額も必要であろうかという状態でございます。

そういう財政事情を頭に置いてのことだと思えますが、大臣からは、かなり来年度の所得税の減税はむずかしいという旨の御答弁があったわけでございます。

一方、ただいま御指摘の、政府の税制調査会におきましては、数日前に来年度の税制改正の審議のためのいわば事実上の第一回の総会が開かれたわけでございますが、その総会では、主として各委員からフリートリーキングで御意見が出たわけでございますけれども、その席上、必ずしも所得税には限定されませんが、いろいろな税の問題につきまして、やはりいろいろ現在の負担が重いといることとの関連もあり、また景気浮揚対策との関連もあり、いろいろとかなり積極的な減税の御意見があったことは事実でございます。一方において、税制調査会の中におきましても、公債発行に、やはり限度があるべきだという見地から、減税に節度があつてしかるべきではないかという御意見もございました。何ぶん第一回のその税制調査会の議論は、いわばフリートリーキングの議論でございまして、各委員がいろいろ御意見を述べられたということでありまして、それを相互に交換して統一したものにまとめるという会ではございまして、御意見があつたことは事実でございます。

○竹田四郎君 これは税制調査会だけではなしに、各新聞の社説でも、来年度の減税、特に低所得層に対する減税をやれという社説等々もかなり多く出ております。そうした意味で私は、もしこの税制を提案されているものを修正して、低所得層に減税の幅をさらに大きくしていくというならば別でありま。それではないということであるならば、これは当然私は来年度低所得層に対する減税というものをやっていくべきだと、こう思いますが、政務次官どうですか、これはやはりやる気はないですか。

○政府委員(船田謙君) 来年度の財源の見直し等もまだ全然立っておりません時期でございますので、ここで私が確たることを申し上げられ

ませんけれども、先生の言われた点についても十分検討してみたいと思っております。

○竹田四郎君 どうもあまりはつきりした御答弁をいただけないので非常に残念でございますが、税金問題よりちょっと離れますけれども、おそく百五十万円の年収の人の年末減税はわずか二千元から五千円ぐらいのものであります。おそく物価と引き連えになりまして、むしろ赤字を残すという形になるだろうと思つて、それでも減税対象になつてゐる人たちはまだ幾らか、極端な数字をあげて言へば一円でも二円でも返ってくるわけですが、減税対象になつてゐない人たちは、これは一体どのくらい給与所得者の中にあるわけですか。

○政府委員(高木文雄君) 必ずしも的確な資料でございませぬのですが、現在所得税を納めないで住民税を納めるという方が千四百万ぐらいござい。住民税のみの納税者の数が千四百万ぐらいござい。このほかになお住民税も納めない方がある。このことになりましたので、その数字はいまこにちよつと持つておりましたが、この住民税のほうから見ました数字では、所得税を納めて住民税も納めておられる、両方納めておられる方が二千二百万、それから所得税は納めないで住民税だけ納めておられる方が千四百万、合計三千六百万でございまして、このほかになお住民税も納めないという方も若干あるわけでございますが、その数字はちよつといま手持ちがございません。

○竹田四郎君 当然こういうものは今度のこの減税の中で問題になるんじゃないですか局長。そういうものもつかんでおられないということになる。一体どうも審議をわれわれがまじめになつて進めていく価値のある答弁なのかどうなのか私は疑うんです。これは当然自治省あたりの数字から推計すれば大体出るわけでしょう。たとえば、均等割りだけ納めておる人数がどのくらいあるかというふうなことから考えても大体推計がつくわけでしょう。自治省の推計からいけば大体六百万人くらいいるわけですよ、所得税を払っ

ていないで地方税だけとられている者は。もちろんそのほかにもあるでしょう、その辺はなかなか捕捉できないでしょうけれども。

○政府委員(高木文雄君) 所得税を納めないで住民税だけ納めておられる方が千四百七十万でありまして、そのうち所得割りを納める方が五百八十万、均等割りだけの方が八百九十万、そのほかにもあつてちよつとわからないというものは、住民税も納めておられない方でありま。

○竹田四郎君 だから、私は給与所得者の中でと申し上げたわけですが、給与を全然もらっていない人は別ですよ、給与所得者の中でと申し上げたはずですが。

○説明員(石川一郎君) ただいまのは昭和四十五年の統計でございますが、五百八十二万のうち給与所得者で三百九十七万九千人でございます。

○竹田四郎君 その人たちに對しては政府としてどういうふうな考えているんですか。一方では所得が課税の対象になつてゐる人たちは減税になる、所得税を払つてゐない人たちに對しては政府としては一体どう考えておるか、非常に風は冷たい、一体どう考えておるか。

○政府委員(船田謙君) いま仰せの部分につきましては、新年度の政策において社会保障費等において及ぼしていくという形を考へるほかないと思つております。

○竹田四郎君 厚生省の方が来ていらつしやうと思つて、そういう保険とか年金とかで救われる人は大体どのくらいですか、これはちよつと数字的にはわからないでしようけれども、相当おられるだろうと思つてゐるんですが、そういうものに対して一体どういふ措置を今度の減税あるいは物価の上昇、そういうものと対応してどういふことを考へておられますか。

○説明員(柳瀬孝吉君) 減税の対象にならないと申しますか、あるいは減税の恩恵に浴さない老人とか、あるいは身体障害者、それから母子とかいう方々につきましては、これは経済の発展からとすれば取り残されがちな方々でございます。

かね。それは地方税の問題という人のふんどしに

期待をかけているというのではこれは困ると思うのです。具体的にそれとするのか。この減税と対応して一体どうするのか。救済措置のある厚生省関係のほうではこうすると書いている。あなたの方のほうではどういう層に対して一体どう処置していくか。きのうも大蔵大臣は、大学の授業料は上げる、上げなくちゃならぬと思うとおっしゃっていらっしゃる。公共料金は上がってくる、一般物価も上がってくる、仕事はない、減税の恩恵には浴さない、どうですか。

○政府委員(船田謙君) たいへんむずかしい問題でございます。正直に申し上げます。確かに地方税の均等割りも納める階層までいってなくて、そして社会保障の対象にもならないという間の階層というものをどう救済していくかというような問題は、ほんとうにむずかしい問題でございます。それで実はきのう大蔵大臣の御答弁の中に、大学の授業料の話が出ましたが、国立大学の問題でございますけれども、負担の公平化という点に着目すると問題があると申し上げたのでございまして、必ずしも幾ら上げるというのを申し上げたわけではございませんが、いづれにいたしましても、勤労しながら、つまりアルバイトをしながら大学に通っておる学生諸君の救済の問題であります。どうして奨学資金制度の充実というところにならざるを得ないか。またその社会的な環境をどういうふうに整備していくか、国立大学の寮の問題とか、いろいろございまして、そういう特に個々のケースに応じてやらないかという上りたのであります。われわれも一個の政治家といたしまして、その問題については十分先生の御指摘を腹におさまして、検討してまいりたいと思っております。

○竹田四郎君 時間ですからもう一問で休憩していただければ幸いと思うのですが、自治省の方が見えになっておられますか——自治省の方、いま大蔵省のほうでは、地方税均等割りまでなくしちゃって、そういうところへ減税の恩恵をそいう

う形でやったほうがいいという趣旨に聞こえる御発言があったのですが、自治省としては、均等割りまで含めて減税されるのですかどうですか。所得割りのほうは所得税の減税があればそれに応じていきますから、幾らか間接的に恩恵があるわけですが、均等割りの人はない。自治省はそうした点で来年度の減税、こうしたものをやらざるを得ないことになりそうなんですけれども、やる気はあるのですか。どうですか。

○説明員(石川一郎君) 御案内のように、昭和四十七年度の地方財政の見通しというものを、国と同様に立てることは非常に困難でございます。現在の見通しでは、かつてない苦しい状態になるのではないかと考えられるわけでございます。考えたが、昭和四十七年度の地方税の減税を考へるにあたりましては、住民負担のことも当然考へなければならぬが、あわせて地方財政の実態、これに対する対策というものを考へながら検討を進めていかなければならぬと思つてございまして、政府の税制調査会でもこれから検討が進められますが、その御審議を得て慎重に考へてまいりたいと思つております。

○松永忠二君 ちよつと関連。先ほど給与所得者の話が出ていましたね。今回は給与所得控除が行なわれないのに、当初は七百五十二億もやられていたわけですが、ここに調査室の資料で「昭和四十四年度分所得階級別、人員、所得、税額」というのが出ています。ちよつと見て下さい。これのひとつ給与所得者と申告所得者のこの階層別で、一体今年度減税が総額どのくらいずつあつたか、これをひとつ出して見て下さい。申告所得者と給与所得者があつて、五十万以下、七十万、百万、百五十万と出ています。この層が今度の減税でどのくらいずつあつたのか総額だけでございまして。この総額へ当てはめてみて下さい。私は、給与所得者の問題、やはりあるのではないかと、それと、今度の減税の場合に、給与所得控除を全然やらないわけですから、だから、四十四年の所得階級別のこれに今度の減税がどのくらい

該当するのか。これひとつ出していただくと、一体今度の減税で給与所得者なり申告所得者のどの層がどのくらい一体減税を受けるのか、これははつきりするわけです。その減税の額を階層別に当てはめてひとつ出していただきたい。

○政府委員(高木文雄君) 先ほど来のお話ありました資料と一緒に大至急検討して提出申し上げます。

○委員長(前田佳都男君) 御提出願います。午後一時三十分から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三十八分休憩

午後一時三十七分開会

○委員長(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、「所得税法の一部を改正する法律案」及び「農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案」を便宜一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○戸田菊雄君 私は、きょうは所得税法の改正だけに限定をして質問をしまして、農業共済再保険については十六日に触れることにいたしますので、御理解をいただきたいと思つています。

まず第一に聞いておきたいんですけれども、きのう、相当膨大な資料を要求したんですけれども、成績理事のほうから連絡がありまして、その資料については主として四十七年度の見通し関係の質問については、政務次官なり、あるいは主税局長なり関係局長の中で、質問できるものはその範囲内でやっていたら、どういふことでやっ

は、今回の減税対策にも適用されると理解していいですか。どうですか。

○政府委員(高木文雄君) 長期税制に関する答申は、長期という意味は別に何年というわけはございませんけれども、先々の見通しを持った税制調査会の御意見ということでございまして、七月三十日の段階で、今回のように所得税の減税がとられるというところは、予想はされておりましたけれども、逆に、今回私どもが所得税改正の具体案を立てていただくとしましては、長期税制の考へ方を、いわば横に見ながら、それにはずれないようにという気持ちでやりましたのでございまして。

○戸田菊雄君 はずれないというのは適用と見ていいのですか。

○政府委員(高木文雄君) これは毎年の税制改正についての御答申と違ひまして、大体の御方針でございます。適用というのはいささか強過ぎるかもしれませんが、大体その線に沿つてという意味ではおっしゃるとおりでございます。

○戸田菊雄君 四十六年七月三十日の「長期税制のあり方」についての答申の骨格は何でしょう。

○政府委員(高木文雄君) まず第一は、基本的な考へ方は、税全体としての負担水準は、国民所得がだんだん伸びていくということとの関連で、税負担がだんだん上昇していく、急激になつてはいかぬが、少しずつ税負担が上昇していくということは、従来もそうであつたが、今後もういふ方向ではないかということが一点でございます。ただし、高福祉、高負担ということが言われておるけれども、しかし、高福祉なるものの内容などが明らかでないし、それからまた最近非常に経済事情が変化を来たしておつて、諸計画等がはたして妥当かどうか問題なので、そういう点を考へて、最近の情勢を前提としての国民が納得できる経済計画なり、資源配分計画なりがまず示されるべきであらうということが言われており、また歳出の効率化と、負担の公平ということがはたえず注意しなければならないということが言われて

おります。それが税負担に關する事項でございます。税体系としては法人税と所得税と間接税とがそれぞれ大体三分の一ずつを占めておるが、所得税負担、法人税負担は現在のような地位でいいのではないかと。このままであると間接税の地位がだんだん低下することになるのだが、その点については今後とも、間接税の具体的な内容にもよるけれども、はたしてだんだん低下していくということではないかと検討の必要があるという角度かと思ひます。

〔委員長退席、理事嶋崎均君着席〕

あとは国税、地方税についてはいへん御議論があつたわけでございますが、この点については一面においては税体系としての整合性、国税、地方税を結合整合性の確度、それから当然地方税には地方自治の問題がからんでくるので、そういう点からの關係で、なお検討すべきであるということ、必ずしも地方税については明確な結論が出てございませぬ。

最後に、租税特別措置につきましては、従来も同様でございますが、特定の政策目的を達成するための手段としてあるものだから、たえず経済効果等を洗い直してみて、情勢の変化に應じた整理統合を行なうべきであるという御意見でございます。その四点が主たる内容で、あとは細目にわたるかと思ひます。

○戸田菊雄君 まあ結局いま主税局長も言われたように、一つは高福祉高負担、それからもう一つは税負担の公平論じゃないですか。そういうものを土台にして、直接税中心から間接税移行態勢というところで構図を描いた、これが端的に言つたら、さきに述べた長期税制答申の内容じゃないですか。そう理解していいですか。もちろんこの直接税から間接税への直間比率關係から言つて、いままで福田大蔵大臣もいろいろ答弁をしておりましたけれども、その辺の論議が土台になつて付加価値税の導入検討云々ということも出されてきております。結果的にEC体制というものが一番いいのではないかとすることが税調の中ではいろいろ

議論をされている、これはあとで触れますけれども、いずれにしても骨格はそういう理解でいいですね。

○政府委員（高木文雄君） 大筋はそういうことだと思ひますが、ただ間接税については、現在まあ三分の一というウェイトを占めている間接税が、だんだん三分の一以下に落ちていくと、それについて間接税が税体系において適切な位置を維持するよう配慮を加えることは必要であるということ、を言つておられるが、さて、具体的にどういう方法で間接税が適切な地位を占めるべきかということについては、一般消費税の検討もあつてはおりますけれども、必ずしもいま言われましたような意味で、明快に付加価値税を導入すべきだといふふうなことではなく、綿密かつ掘り下げた検討が必要だという程度にとどまつていふと理解しております。

○戸田菊雄君 いま答へがありましたように、そうしますと、私はここで一つ確めておきたいのは、高福祉、高負担の問題は、あとで財政主導型の問題と、財政に關係があらますからそつちに譲りますが、問題は、税負担の公平、こういうものは今次の――ただ今回のやつは千六百五十億の減税体制ですから、全体の課税を含めて税負担の公平ということがいわれるわけですから、一面通行でちよつと理解しにくいかわかりませぬけれども、この税負担の公平論は、やはり減税に対しては私は当然適用されていくべきものだと思うのです。ですから、そういうものが十分加味をされてやられておる、こういう理解でいいですか。

○政府委員（高木文雄君） 当然税の公平は、租税制度として公平性が基本でございますから、御指摘のようなことであると思ひます。

○戸田菊雄君 ついでに、税調の關係で、もう一つは課税単位の変更ですね、この時期的見通しを、主税局長として持つておれば聞かしてもらいたい。内容は、稼得者単位から消費世帯単位、あるいはわれわれが主張してまいりました二分二乗方式、こういういろいろ内容があると思ひますので

が、その他含めてけつこうです。

○政府委員（高木文雄君） 課税単位の問題は、税制調査会の答申においても指摘されておりますとおり、私もどなたもいたしまして大至急に検討されるべきものと思つております。ただし、課税単位をもし改むべきであるということに結論がそういう方向になります場合には、かなり多額のいわば減税財源が切りかえの時点において必要になるということになりますので、そこではいかなる時期にどういうふうな形で導入されることになるかという時期の選択は非常に問題があらうかというのが一点、その前に、税制調査会の答申の中におきましてもきつめて詳細に触れられておりますが、いろいろ、たとえば二分二乗でございますと、独身世帯であるとか、共かせぎ世帯であるとかが相対的に不利になるといふ問題がございまして、また税務執行上もいろいろ問題があらますので、現実的に公平論として各世帯間のバランスとして国民の納得が得られるものかどうか、また執行上何とある程度簡素化をはかりながら実現可能なものであるかどうか、これを具体的に詰める作業をまずやるべきものと思つております。すでにこれは着手しておりますけれども、今年はどういう緊急の事態になりましたので、見送らざるを得なかつたわけでございます。

○戸田菊雄君 もう一点、主税局長が従来主張してきたように、四十八年といふことで時期的には差しつかえありませんか。

○政府委員（高木文雄君） 経済情勢がかなり急変をいたしましたので、四十七年度以降の財政事情がはなはだ見通しがむずかしくなつてまいりました。四十七年度はおそらく相当な国債を大きく発行しなければならぬような事態になると思ひますし、四十八年度は、どういふ事態になるかわかりませんが、はたして相当積極的に減税を押し進めることになるかどうかはわかりません。ただいま申しましたように、課税単位の変更はかなり多くのいわば減税財源があるといふときでないときでないものでございまして、私が数カ月前に考え

ておりました時期に比べますと、ややちよつと問題が遠のいたと申しますか、財政事情がこうなつてまいりましたので、なかなかむずかしくなつてきたなという印象を率直に持つておる次第でございます。

○戸田菊雄君 それでもう一点聞きますが、年次計画で、たとえば三年計画で、四十七年からやるとすれば三年計画でやる、四十八年からやれば二年計画でやると、そういう段階的にやっていくのか。

もう一つは、それに要する、おおむね概算でけつこうですけれども、財源はどの程度考えられておるか。もしその辺まで検討が入つておるとすれば聞かしてもらいたい。

〔理事嶋崎均君退席、理事柴田榮君着席〕

○政府委員（高木文雄君） 切りかえにあつて一番重要なことは、独身世帯とか共かせぎ世帯と夫婦世帯とのバランスが課税単位の変更によつて現在よりもよくなるかどうかという問題でございますので、まずいろいろ検討した上で、それをまあ一般の世論に問うと思ひます。そこで、その場合に必要になるだろうと思ひます。そこで、その場合に經過的にやることのできるかどうかは、ちよつとまだ具体的にその案ができませんと、その案のいかんによりましては、段階を追うていくこともできるかもしれませんけれども、まだ私どもの頭の中では段階的にやれるような性格のものなのか、一挙に切りかえていかざるを得ないものなのか、その辺の検討が十分でございませぬ。

それから財源の問題につきましては、ちよつとまだそこまで検討はいたしておりませんが、おそらく相当、先ほど午前中の委員会で御説明いたしましたように、毎年平均の減税額千四、五百億というふうな程度のものでは、切りかえ時にはとてもその程度の財源は不足でございまして、それに数倍する財源がある時期に、いわば使えないうかつこうでない切りかえがなかなかむずかしいのではないかと思つております。

○戸田菊雄君 そのよくなるかどうかの検討とい

うことは、これはよくわかるのじゃないですか、明らかに。これは主税局長どこかで発言していると思いますが、だから一人三百万円所得があるという場合に、それを消費世帯単位に変更すれば、おくとんと半分になるということになりますね、あるいは共かせぎの場合は子供さんも含めて三人ということになる百万ずつになりますね。当然やっぱり課税額というものは低くなっていくことは間違いない。その限りでは変更ということとはよくならないのじゃないですか。

○政府委員(高木文雄君) すべてのどのような家庭についても制度の切りかえに伴って結果的に増税が起るということは考えられませんが、ただいま御指摘のように、特に夫婦世帯についてはよくならず、共かせぎの場合でもよくならないと聞かないと思えますけれども、しかしよくなる程度が、みな世帯の姿によりまして、よくなる程度がたいへん違うことになりまして、所得階層別にもたいへん違うことになりまして、諸外国の例を見ましても、一ぺんにこう切りかえをやっておいて、少し夫婦世帯がよくなり過ぎたからというので、アメリカのように独身世帯についてあとで手直しするというようなやり方をしている国もございまして、いろいろございまして、よくなることは間違いありませんけれども、相対的に一方がよくなり過ぎと申しますか、独身世帯のほうはある程度よくなる程度が少ないというか、ほとんどよくならないというか、そういう問題がいろいろあると思うわけでございまして。

○戸田菊雄君 これは要望ですけれども、すでにアメリカ、フランス等でも実行済みですから、そういう意味合いでは、日本もGNP第二位ということなんですから、早急に検討してもらいたいことを要望として話をしておきたいと思えます。

それで問題は、今回の改正ですけれども、さっきお答えがありましたように、景気浮揚対策、こういうことで千六百五十億円の減税対策をとったわけですね。過日のわが党の衆参大蔵部会の中で、主税局長等が来られて、いろいろ説明を

聞いた際に、その効果ですね、消費需要効果についてはどのくらいだ、こういうことに対して一・七%ですね、それから景気浮揚に寄与する、これは公共事業ですけれども、これは一・八%、こういう説明があったのですが、それは間違いありません。

○政府委員(高木文雄君) 一・七%ではございませんで、いわゆる、私も詳しく存じませんが、乗数効果が一・七というところでございまして、たとえば一億減税をしたら一億七千万円の刺激効果があるという意味で一・七という数字を申し上げたわけでございます。で、そのときに、あるいは公共事業についての乗数効果は一・八と申し上げたかもしれませんが、その辺はまだ、いろいろの公共事業についての乗数効果については、いろいろな数値があるかと思えますので、企画庁のほうから答えていただきたいと思います。

○戸田菊雄君 じゃあいいです、ちょっと関連して。それはまあ乗数効果と、こう言い直されましてたけれども、景気浮揚効果としては、いずれにしても一・八%。そうしますと、きのう、大蔵大臣の今後の経済成長との関係、一度に景気が落ち込んで、いま不況状態になっている。企画庁の調べですと、四十六年度当初見積り予算の際には一〇・一%、これがこの調子でいくと、補正予算段階で五・五%程度に落ち込むんじゃないか、こういうことですね。今回の減税効果によつて浮揚寄与率というものはわずかに一・八%ですから、五・五%と一・八%、水田大蔵大臣としては少なくとも七、八%の成長台に乗せたい、こういうふうに言っています。そこまでは到達しかねると思うのですが、その辺の見解はどうですか、企画庁。

○政府委員(新田庚一君) ただいまのお話、私も昨今改定しました経見通し五・五%というところでございまして、これは公共投資を含む、補正予算、それから所得税減税の効果というものを織り込んだ見通しでございまして、で、先生いま言われました七、八%というお話は、おそらく

来年度の見通しに関連した数字じゃないかと思えますが、まあ来年度の問題につきましましては……

○戸田菊雄君 補正後ですか。

○政府委員(新田庚一君) 補正後の年度の見通しとして五・五%というのを、本年度の見通しとして出しているわけではございまして。

○政府委員(高木文雄君) 昨日大臣が八%と申しましたのは、来年度であると思えます。八%いくのがなかなかむずかしいと申しましたのは、来年度の話であると思えます。

○戸田菊雄君 だからぼくは補正後と言っているのですから……

○政府委員(高木文雄君) 補正後ではございませんで、本年度ではなくて、来年度として大臣は言われたと思えます。

○戸田菊雄君 ぼくのきのう大臣への質問は、正確に読んでみますと、四十六年度の経済成長は、当初の一〇・一%が、今回の改定試算で五・五%、半分になった。したがって、四十七年度の経済成長としてはどんな見通しを持っているか、こういうことです。だから、補正後来年度の見通しをどうするか、いまの質問と変わっていないと思うのですが、企画庁どうですか。

○政府委員(新田庚一君) 補正を織り込みました本年度の見通しが五・五%という成長率になるわけではございまして。で、来年度の見通し、当然今度の補正の効果というものは本年度内よりはもっと本格的に出るということが期待されるわけではございまして、そのほかに、来年度予算の財政の積極的な運営その他によりまして、来年度の経済をできるだけ早く浮揚したいというふうな考えになるわけではございまして。

どういうふうな見通しになるかという、なかなか現在内外の情勢非常に流動的ではございまして、的確な見通しが困難ではございまして、年内にはある程度の見通しをつけなければいけない、こういうふうな考えでおります。ただ感じとしましては、最近まで、昨年の上期まで景気を引っぱってききました設備投資というものが、おそらく

ここ当分弱いものであるということ、それから今度の国際通貨不安の関連で、輸出についてもかなり問題が出てくるという点で、そう大きな急上昇というものはなかなかむずかしいのじゃないか。ただ消費——個人消費とか、あるいは住宅投資、それから在庫投資が非常に異常な低水準になっております。これがマイナスにならない、むしろプラスの方向に動くというふうな一つの基盤の一応固さというものはあるわけではございまして。その上にこの財政の運営によつてどれだけ景気が浸透していくかということにかかってくるわけではございまして、私も思いますが、まあ本年度より落ち込むことはないと思えますが、年度内に逐次需給関係というものが改善されまして、景気が浮揚していくということを期待したい。また、そういうふうな政策運営が必要であるというふうに考えます。

○戸田菊雄君 これは四十七年度の見通しになるのですけれども、せんだって大蔵大臣が、四十七年度には五千億減税をやりたいという構想を発表したことがある。主税局長、御存じだろうかと思うのです。しかし、今回、年内減税ですね、補正減税で千六百五十億しかやらないのですから、だから、大臣がいればその見通しについて当然質問するところですが、それは省略します。まあ、いずれにしても、千六百五十億と五千億ですから、そうすると三千三百五十億と五千億ですから、今回の減税対象からはずれたという理解をわれわれは持つのですがね。ですから、そういう角度からいけば、当然四十七年度はそれに見合う、当初大蔵大臣が発表した五千億に近い減税措置というものを打ち出すべきじゃないかというふうに考えるのですが、その辺の検討内容はどうか、事務当局として。

○政府委員(高木文雄君) 五千億という数字は、当時新聞等でもよく出ておった数字でございまして。ただ、大臣は、そういう数字はどこでも申したいと思いませんが、これは大臣にお聞き願いたいと思えますけれども、そこで、いずれにしても来

と、こういうことですね。四十年当時もそうだったと思うのです。不況、そうして赤字公債を発行する、特別措置を立法化して、そうして当時一千九百億ですか、初めて国債発行に踏み切った。当時、言い方としては財政新時代ということ、これさえ、公債を発行して建設公債を回していけば非常な景気はよくなる、こういうバラ色を描いたと思うのです。今回も不況になって、大量に国債をかかえて、やはり国民に対して、バラ色で、これさえやっているとよくなるのだというふうなことを言っている。そういうものとや同じ内容というものをやっている。当時の財政新時代というものはやっぱり破綻したんでしょ。これからより一そう多額の公債を発行するといふ、そういう意味合いでは、私は一種のごまかしではないかと思うのです。そこで結局は、この国債発行の土壌づくりということになりますかね、そういう理解はどうでしょう。

○政府委員(高木文雄君) 土壌づくりというか、税収は減りますし、一方において公共投資をふやして景気刺激をはからなければならぬということ、率直に申し上げて、やむにやまらず公債によって財源を調達する、そうせざるを得ない、率直のところ、そういうところに追い込まれて国債を発行せざるを得ないという現状ではないかと理解をしております。

○戸田菊雄君 大臣は予算委員会、国債政策は臨時で、一時的な景気浮揚策として採用してきた、こういう趣旨の答弁をしているのです。でき得れば四十八年ごろでこの国債政策から脱却をしたい、こう言っておる。そういうことになりません、四十八年まで景気浮揚ができて完璧な財政体制がとれるか。そうでなければ、その国債依存体制というものを脱却したあとは、何にたよって歳入の確保をはかっていくかということになると思います。それは税金しかないんじゃないですか。そういう面についての見解はどうですか。

○政府委員(高木文雄君) その点についても、先般の国会の他の場所での大臣の答弁では、景気浮

揚対策は四十七年度一ぱいにはやって、そして四十八年度以降は公債発行額をすみやかに縮小することができるようにならねばならぬ。景気が浮揚するようにしたい、こう言っておられますが、その後のことにつきましては、当然ある程度景気が上がってからは税収に期待することができるともあろう。さてそれだけでは不十分で、何か大規模の増税をはかるような考えがあるかないかということについては、まだ先々の問題であるし、たとえば、付加価値税というような問題についてもなかなかむずかしい問題があるので、そこまで具体的には、そう短期の問題としては考えていられないように答弁をしておられます。

○戸田菊雄君 どうもそれでは私は矛盾を感じてしかたがない。財政主導型、国債依存、それで財政の確立をはかる。財政主導型といふのは、長期展望に立った政策だ、こう言うんですね。しかし、一面国債を四十八年で打ち切るというんでしょ。そうすると、一体長期か短期かという疑問が出てくるのです。そう感じませんか。一体財政主導型といふのは長期に及ぶ政策ですか、短期ですか、どちらなんですか。

○政府委員(船田謙君) 長期の財政政策だと思っております。

○戸田菊雄君 現行の税制体制からいって、ここ四十八年ごろまでに国債をやめるような状況に、日本の財政はいきませんか。見通しはどうですか。

○政府委員(高木文雄君) 前回の四十年のときからの経過を見ても、とうてい国債の発行をなくすとか、それから発行額を急激に減らすということは現実問題としてはなかなか困難だと思いが、四十年から四十五年までの足取りでもおわかりいただけますように、ある程度のテンポでの減少、削減は可能ではないであらうかと思っております。

○戸田菊雄君 もっと一ぱいあるのですが、あとは全部大臣に關係することですから、政策上の問題ですから、ここで財政主導型の問題は一応打ち切っておきます。事務当局の見解は一応聞きまし

たから、あとで大臣とかみ合わせてひとつ質問していきたいと思ひます。

そこで、当面の減税対策について具体的な問題を質問したいと思ひます。

まず、いまの税金は、どこから見ても、大蔵省がどう弁解しよう、所得税に限っては生活費に課税されているのは間違いないと思ひます。あとから具体的に指摘したいと思ひます。

そこで、いま税金の種類は何種類あります。

○政府委員(高木文雄君) 国税の歳入税目で、ちよつとお恥ずかしいのですが、二十一、三かと思ひます。

○戸田菊雄君 地方税は。

○説明員(石川一郎君) 地方税の法定税は二十五税目あります。

○戸田菊雄君 法定外税は。道府県の場合、市町村段階。

○説明員(石川一郎君) 道府県関係では法定外税はございせん。市町村関係では八税目程度でございせん。

○戸田菊雄君 いまの答弁の中で、私の資料と合っているのは一つだけです。国税は二十種類じゃないでしょうか。これはあとでひとつ資料を出していただきたい。それから地方税は二十三種類と私は調査しているのですが、これも二十五種類といふことでは二種類多い。これもあとで資料等。それから法定外税は、都道府県税の場合四種類あると私は理解しているのですが、その辺あとでひとつ資料を出していただきたい。ゼロと言っていました。いわゆるいま税種目を質問したように、いまの日本国民はありとあらゆる網の目で課税されているわけなんです。出ていくふところは一つなんですから。そういう中で、ことに所得税といふのは捕捉率がきわめて高いし、源泉徴収、その他が非常に非常に捕捉率が高いんですね。これらの重圧が非常に加わっている。これは間違いない事実だと思ひます。そこで一番問題になることは、課税最低限が低いということだと思ひるので

す。主税局長、いま課税最低限が低いというのは理由はどういうことでしょうか。

○政府委員(高木文雄君) 課税最低限は、最近約五、六年の間にかなり私どもは改善をされてきたのではないかとふりかへては思ひます。今回の改正で、サラリーマンで夫婦二人の場合に、まあよくてございまして、百万円になった。で、地方税との開きがまたかえつてきたわけでございます。諸外国と比べるとこれは適当ではないかと思ひますが、そもそも経済事情、家庭の事情が違ひますから適当でないかもしませんが、よその国と比べましてもう悪い事情にはなつていないわけでございます。もちろん、なほ年々物価の問題、あるいは全体の水準が變つてくる等の関連で今後とも直していかなければならぬと思ひますが、戸田委員御指摘のように、現在非常に低い、まだあまりにも不十分であるといふふうには、実は私どもは理解をしていないのでございせん。

○戸田菊雄君 そこでこの資料ですね、ひとつお願いしたいのですが、いま答へられるならひとつこの場で答えてもらいたい。世帯者、独身者で、所得税の課税最低限の戦前比較においてどういふ状況になっておりますか。補正の段階でけつこうです。資料は三十五年以降、あとでひとつ提示をしてください。

○政府委員(高木文雄君) 戦前の独身者の最低限は、昭和九年十一月のベースでは千五百円であつたわけでございます。その後戦争が始まりまして若干所得税の増徴が行なわれまして、昭和十六年の段階では七百二十円ということであつたわけでございます。

それに対して夫婦二人の場合は――当時は納税者本人が非常にウエイトが高く見られておりましたので、九一一年では夫婦二人では独身者とあまり差がなく、千七百五十円であり、昭和十六年には千三百二十円であつたわけでございます。ただし、当時と現在とでは税収全体が若干、戦後の税体系では直接税主義に變つてまいりま

した。戦前は間接税なり、あるいは地租というよりなものウエートが高かった時代もございまして、ちょっと比較はできないと思いますが、戦前に比べますれば、おっしゃいますように非常に最近では課税最低限は下がってきておる。つまり所得税の納税者の数に關する限りは、戦前と戦後では全然比較にならない。非常にいまは大ぜいの方に所得税を納めていたというふうな、これは全くのさき変わりになっております。

○戸田菊雄君 私は古い統計ですから、幾ら調べても最近のことはちょっとわからなかったのですが、四十一年の統計でいきますと、独身者の場合は戦前は、いま主税局長が言ったように千五百円、今日四十一年の場合は二十二万円、三八%です、当時と比べて。それから夫婦の場合は千五百円、同じ。これが三十八万七千円です、六六%。それから夫婦子供三人、五人の場合ですが千八百七十五円、これが六十一万三千円、四十一年、六六%、この戦前の独身、夫婦五人世帯、これを現行の税控除その他でもって、倍率でもって掛けてみますと、独身者の場合五十八万九千円、それから夫婦の場合も同じ。五人世帯の場合九十二万四千円、それがいまや、四十一年の統計で言ったとおりですから、いかに戦前と比較して——もう九年から十一年ですから、満州事変が勃発をして、中日事変の勃発直前です。戦争はなやかなりしころ。それでそれと当時はこのくらい。いまこの高度経済成長が資本主義世界第二位だといはっているけれども、税金だつてこの程度しか減っていないのですよ、これはどうですか。

○政府委員(高木文雄君) その点は先ほどのまさに御指摘のとおりでございます。ただし、それは税構造も全く違つておるわけでございますし、それから納税者の数が非常に少なく、たとえば、最も端的には農村なんかの場合でございますと、ごく少数の地主さんだけが所得税の納税者であつた。そこで面積の小さい、たとえば自作、小作の方々は地主さんとの間で何らかの負担關係を持たれておつて、国との關係では地主さんだけが

納税者であつたと、こういうふうになつておつたわけでございますので、若干構造が違つていたわけでございます。その意味で、いかようにいたしまして、どうも現在の税体系を前提といたしまして、戦前のような高い課税最低限を今日まで持つてくるということでは、なかなか全体の必要最小限の政府の財政需要をまかなうだけの税金をあげることは困難になつてしまふのではないかと、思ふのでございます。

○戸田菊雄君 まあ結局戦前は食へてから納めるというふうなことがつたので、いまの税制といふものは、食わないで納めろということじゃないですか。まず納めてそれから食え。非常に過酷なんです。このことだけは否定できないと思ふのです。いずれにしても、戦前と比較してもたいへん課税最低限といふものは低いのです。ここにやはり、幾ら政府が減税減税と宣伝をしても、国民の税に対する重圧感といふものは解消しない。だから根底がだめなんです。根底が。そういう意味合いにおいては、抜本的に税制全般を洗い直す必要があろう。ことに所得税の、こういう高額課税をしてきたといふのは、シャウブ税制なんだから、そういう面について私は、四十七年度等からこの景気転換の経済政策全般を切りかえていかなければいけないという、そういう状況に立ち至つていくわけですから、もつと真剣にこの税収關係については検討すべきであると思ふので、これは要望としてお話をしておきます。

○政府委員(高木文雄君) 以前にはいわけるマーケットバスケット方式による食料費を基準として生計費を算定しておりました。それを一つの課税最低限の算出のときの参考にいたしておりましたが、そのやり方は昭和三十九年でこの作業は打ち切りにいたしておりました。

○戸田菊雄君 その後ずっと減税を幾ばくかずつやつてきてるわけですから、そのたびに基礎控除というものを引き上げて、まあ四十六年度当初予

算でも一万円、今度の補正予算でも一万円、こういうことになつてますね。この一萬の積算基礎ですね、何か減税といふと総額をきめちゃつて、そうしてあとは基礎控除も少し引き上げなくちゃいけないから割り勘でひとつやっちゃう、こういうふうな印象をどうしても受けるんですね、これはどうですか。

○政府委員(高木文雄君) 御指摘のように、控除の引き上げにつきましては、毎年一万円ずつ上げられてきております。で、それは、やはり基礎控除と配偶者控除と扶養控除とにどう割り振るか、それによつて独身家庭とそれから夫婦の家庭と子供のある家庭とのバランスをある程度とりながら直してきたものと考えます。その結果として、いわゆる課税最低限がだんだん引き上げられてきたわけでございますが、その個別の、いまの基礎控除がなぜ一万円かと、扶養控除がなぜ一万円かというところにきましては、従来からあまり一何千円というふうな端数がつくということになりますと、非常に大ぜいの所得税でございまして、大ぜいの納税者の方の計算の問題でございまして、まあ端数をつけないでやつておるといふことではないかと思ひます。そして大綱として、独身家庭、夫婦家庭、子供さんのある家庭でどのくらいの課税最低限の引き上げになるかということ、その引き上げ幅の組み合わせで考えておるものと思ひます。

○戸田菊雄君 これは何と主税局長が答弁しよう、四十年当時までは大蔵省も基準生計費といふのはこうでございまして、そのメニューがさんざん問題になつた、大蔵委員会、予算委員会。それでございまして、引つ込めて、いまは基準生計費はやつておりません、こういうことです。当時は国立療養所の、ちゃんと一日成年男子二千五百カロリー、全部計算して、予算委員会へおせん立てまで療養所を持つてこられて盛んにやつた。しかし、これは正しいことじゃないですか。これは復活してやつぱり積算基礎に置いて、それで明確に基礎控除の対象にしていこう、これどうです

か、考えは、復活する。

○政府委員(高木文雄君) 申しわけございませんが、その当時の事情は私詳しく存じておりませんが、当時はいわゆる仮定生計費と課税最低限がもうぎりぎりにつつておつたわけでございます。で、基準生計費のほんとうにぎりぎり一ぱいで課税最低限が定められるというほど、いわばかなり所得の低いところからも所得税をいたしておるという状況であつたわけでございますが、その後はかなり課税最低限の引き上げ率が高くなつてきておりますので、必ずしもそういうぎりぎりの計算をしなくても、現在の課税最低限は当時の基準生計費的な考え方による生計費を後に上回つておるといふ關係もございまして、その作業はやつていないというわけでございます。

○戸田菊雄君 過去のことはわからないと言ふんですが、今回の補正予算で一万円上げたというのは主税局長はどういうふうに考へるんですか。

○政府委員(高木文雄君) この春の改正のときに、やはり各控除一万円ずつ上げていただいたわけでございます。で、そこで——基礎控除、配偶者控除、扶養控除、各一万円上げ、今回はいたしませんでしたが、この春では給与所得控除の定額控除の三万円の引き上げが行なわれました。それによりまして各世帯を通じて約一〇%前後の課税最低限の引き上げが行なわれました。で、その後たいへん物価度上がつてきておりますが、物価の上昇率と比べても、この春の改正で物価上昇率に追いつかれるほどのことではないということでございますので、来年度におきまして、この春の基礎控除の引き上げ率と同程度——物価がどうなるか見当はつきませんけれども、同程度度上げることにしまして、来年度の課税最低限が本年のこれ約七%ぐらい上がることにいたしますので、物価のことも考えまして、その程度上げておけばまずまずだじやうぶといふんですか、最小限度のものとしては御満足いただけるのではなからうかと思つたわけでございます。

○戸田菊雄君 局長、私の聞いているのはその経

過措置と将来の見通しじゃないのです。一万円今
回上げたという積算の基礎はどういうことによる
のか。ちょっと答弁の中で物価というよりなことも
も出ましたけれども、その積算基礎はどこの
か。主税局長、過去のことはわからないというの
だが、今回は主税局長がやったのですから……。

○政府委員(高木文雄君) やはり基礎控除と配偶
者控除、扶養控除の、要するに組み合わせで各世
帯別の課税最低限がきまるわけでございますから、
それをかりに一万円ずつ上げて計算した場合の
課税最低限の現行制度との引き上げ率の幅を見
ますと、そうすると、今度の案でございまして大
体七〇程度になるわけでございます。七〇という
課税最低限の引き上げ幅というものが妥当かどう
かというところに判断の基準があるわけでござい
まして、その判断をする場合の非常に重要な要素
としては、消費者物価指数の今後における見通し
ということが重要な要素になるものと考えた次第
でございます。

○戸田菊雄君 そうすると消費者物価の上昇だけ
ですか。消費生活は入ってきませんか。

○政府委員(高木文雄君) 消費者物価の値上がり
率程度に課税最低限を見ておけば、少なくとも前
年度と同じ程度の生活がいれば保障できるとい
いますか、そういう関係になると思います。

○戸田菊雄君 基礎控除、扶養控除、配偶の配分
を考えて七〇台に置けばちょうど妥当だ、こう
言ったのですか。だから配分と、七〇に到達する
積算基礎は一体何か。これは消費者物価の値上
りだと、こう言うのですか。じゃそういうことを
言うならば、前にも質問いたしましたように、景
気浮揚政策一・八〇、今度の減税に物価上昇と見
合せて入っているのですか。

○政府委員(高木文雄君) 今回の減税は、四十七
年度税制を前提としておりますので、当然
然来年度一年間のことを考えておかなければなら
ないわけでございます。そういたしますと、来年
度の物価上昇ということはやはり考えておかな
ければならぬわけでございます。その場合、過去の

物価上昇率等から考えまして、来年の経済がどう
なるかというところは、いまの段階からどうして見
込みをつけることはできませんので、過去の物価
上昇率を考えまして、来年度それ相応に物価が
り上がったといたしまして、いわばだいたいじ
うぶなように織り込むという趣旨で、具体的に来
年度の経済がどうなるかということとは直接関係
なくとも、過去の物価上昇率等の経験値から申
しますと、七〇程度見ておけば、かりに不幸にして
過去と同じように、あるいは過去よりも若干上
回った物価上昇があっても、それに比べて課税最
低限の引き上げが小さかったということにならぬ
だろうというふうに考えるわけでございまして。

○戸田菊雄君 これは主税局長、うそ言ってもだ
めです、そういう答弁は。さっきも聞いたよう
に、景気浮揚策だと言っているでしょう。一・八〇だ
と言っているでしょう。さっきの竹田君の企画庁への
質問に対しては、当初四十五年度予算に比べて
五・五〇の物価上昇率を見込んだけれども、す
でに七〇台に到達するであろうということをさ
っきと答弁した。そういうことだとすれば、物
価見合いだけに今回の減税というものはやっ
たわけですか。景気浮揚策というものはいかに
ですか。どつちなんですか。だから私は、積算基
礎をどこに置いたか——いま主税局長は、物価上
昇の見合いということだけは答弁をしました。し
かし、物価上昇だけじゃないでしょう、減税対象
というものは、確かに目標はあります。しか
し、これは消費需要効果とか景気浮揚というこ
を考える。だけれども、一万円という査定基準の
積算というものは、物価上昇では今回は合わない
のじゃないですか。景気浮揚政策だ、一・八〇、
こう言っておる。どつちなんですか。

○政府委員(高木文雄君) ちょっと整理して申
上げます。私の説明のしかたが悪いのかもしれない
ですが、整理して申し上げますが、減税というの
は景気浮揚策として有効であるという前提に立ち
まして、そこで減税をする場合にいろいろ考え方
はありますが、具体的には四十七年度の所得税制

をどうするかというところを一つ考えまして、そ
して四十六年度の所得税制の改正はもうすでにこの
春にお願いしたわけでございましてけれども、それ
を重ねて四十七年度の税改正を繰り上げて四十六
年度に実施いたしますことにいたしますれば、四
十六年度の年末調整と確定申告とによって、いわ
ば予想外に、若干ではあっても収入はふえますか
ら、それは景気刺激効果、消費需要効果としてあ
らわれてくるものというふうに理解するわけでござ
いまして。

ところが、さて今度は、その制度は、四十七年
度においては当然所得税として、物価や賃金の上
がりのことを考えながら、どんな税制であるべき
かということを考えなければなりません。そうす
ると、景気刺激という問題と離れまして、そもそ
も毎年課税最低限の引き上げを行なってきたて
ますから、四十七年度としてはどの程度の課税最
低限の引き上げを行なうべきかということになり
ます。そうしますと、その点につきましては、や
はり非常に重要な要素として、四十六年度に比べ
て四十七年度はどのくらい物価が上がるかとい
うことが重要な要素になる。その場合に、過去の消
費者物価の上昇率が五〇前後、ときによつては
六〇であったり七〇であったりいたしますので、
今回のように七〇程度見ておけば最小限度のもの
は見えたということになるのではないかと、いふ
に理解しておるわけでございまして。

○戸田菊雄君 どうも主税局長の答弁はわからぬ
ですがね。じゃちょっと整理して私も聞きます。
四十六年度の減税は当初予算で二千億でしよう。
これは割合にして減税率何割ですか。

○政府委員(高木文雄君) 四十六年度の当初の減
税は、初年度ベースで千六百六十六億……。

○戸田菊雄君 平年度二千億ですか。

○政府委員(高木文雄君) 平年度約二千億で
ございますが、率とおっしゃいますと、何に對す
る……。

○戸田菊雄君 予算に対する……。
○政府委員(高木文雄君) 御質問の御趣旨は、所

得税の自然増収に対する減税の規模かと思いま
すが、その意味でございまして、ことしの所得税
の自然増収見込みは六千九百四十八億であつたわ
けでございまして、それに対して初年度分減税額
千六百六十六億の割合は一四・〇〇％になります
が、その率でございまして。

○戸田菊雄君 それから物価は、物価減税はどの
くらいですか。

○政府委員(高木文雄君) その御趣旨でございま
したら、いわゆる物価調整減税というのは七百四
十億でございまして。

○戸田菊雄君 割合は……。

○政府委員(高木文雄君) 千六百六十六億分の七
百四十億という意味では四三・三〇％。

○戸田菊雄君 それは所得税の総収入とのかね合
いだけでは正当な割合にはならないじゃないです
か、減税の割合から見ても。どうなんですか。二千
億の当初予算の減税割合は、所得税の総収入六千
九百何がしでしょう。物価見合いは減税額に對
する何がしですか、それでいいんですか。四三・三
〇％と
言っているんですよ。

○政府委員(高木文雄君) 私は御質問の意味が十
分のみ込めませんが、物価調整減税という概
念で従来から議論されておりますものは、前年ま
での所得税の諸控除の総額が、物価が上がりま
すと諸控除総額が同じ額であつては実質的に意味が
下がる。物価が上がり意味が下がるという意味
で、幾らふえるかという計算を慣例的に行なつて
おりますが、その額が七百四十億でございまして、
ただいまおっしゃいます率というものは、ちょっと
私は物価調整減税の額を、何かほかのものと比較
して議論したことは今日まであまりないように記
憶しておりますので、ちょっとよく理解できませ
ん。

○戸田菊雄君 それではその点はいいですが、い
ずれにしても、今回の減税が物価上昇の見合いで
はなく、景気浮揚の対策なんですから、主税局
長、そういう意味でははつきりしているのです
ね。だから物価減税という意味はどこに入ってお

らないです。だから、そういう間違つた答弁はひとつ差し控えてもらいたい。当初から説明しておるのです。ですから、そういうことになるすれば、当然積算基礎というものは別な角度になければならぬじゃないですか。だから私が前に指摘しましたように、物価上昇とかそういう見合いの關係でなくて、景気浮揚対策の一環としてやるのですから、浮揚効果というのは公共事業として一・八だとはつきり言っておるのですから、それに合わしていったということではないですか、端的に言う。

○政府委員(高木文雄君) 多少とも私の理解が誤つておるかもしれませんが、従来から所得税の減税の場合に、物価との關係がいつも議論になっておりました。で、所得税の減税というのは、本来必ずしも物価と直結した問題ではないと思ひます。所得税は所得税自体の問題があると思ひますし、所得税では所得税を納めておられる納税者の部分についてだけしか何とも手が出ませんので、物価対策として所得税の問題を考へることは、本来問題はあると思ひますが、従来から所得税を考へる場合に、物価との關係を關連しながら考へるということが慣例的に現実問題として実は行なわれておるわけでございます。その意味で、特に課税最低限の額をきめるときには、絶えず物価の上昇率との關係が、いつも、何とないでございまして。そこで、諸控除を上げるときに何を目安にしたかという御議論でございます。過去におけるやはり控除最低限を改善してきた足取りというものが一つでございますし、同時に、来年度におきましますところの物価の上がる心配というものを横目でにらんでおるといふふうに申し上げる以外にないと思ひます。ただそれは、今度は何か一つの税制改正が、一方において物価調整のためであり、一つの面において、いわば景気浮揚のためであるといふふうに説明したように見られるかもしれませんが、それは、いまの物価との關係というのは、いつの

所得税の改正におきましても、控除を上げることの意味づけとしては、従来からそういう説明が行なわれてきたものと私どもは理解しておるわけでございます。

○戸田菊雄君 そういう経過説明だったんです。いままでも、それは間違いない。だけれども、今度は違うでしょうと言ひます。税額が、景気浮揚政策の一環としてやつたわけですから、減税を。だから、そういう意味じゃ、まさしくあれじゃないですか、いままでの減税は税制上の減税です。しかし、今回は景気浮揚政策の一環ですから、税制上の減税の引き上げというのとは、一体積算基礎は何なのか。それがなくて、各基礎、扶養、配偶の一万円の額が出てこないんじゃないですか。これはあとの税率との關係もありましかね、今回のやつは。私は、今回の改正というのは、三点よりほかはないと思ひます、重要事項は。これはどうなんですか。

○政府委員(高木文雄君) 今回の減税が、いつもと違つて年内減税として行なわれた。この春減税をお願いいたしましたのに、重ねてまたこの秋に年内減税ということで行なわれたという事は、昭和二十六年にありまして以来なかつた年内減税が行なわれたという事は、これはもう明らかに景気浮揚のためだということと言へると思ひます。景気浮揚のためだということと言へると思ひます。そういう意味で、今回の年内減税は、景気浮揚をねらつたものであるという事は言へると思ひます。ただ、しかばその具体的中身ということになります。これはごらんのように、毎年度と同じように、所得税の普通の改正と同じように、控除と税率を組み合わせるという内容になっておるわけでございますから、そのうち人の控除の分は、これは所得の上昇、名目的な上昇や、物価の上がるということを見合せてきめたものといふふうに御理解願ひたいと思ひます。したがって、少し私どもの理解が違つておるかもしれませんが、景気浮揚という意味と、物価対策というものと、一つの金を両方に

使うといふような意味ではないといふふうに御理解願ひたいと思ひます。

○戸田菊雄君 主税局長ほんとうのことを答弁しないから、私は納得しません。この点だけで時間をとるわけにまいりませんから、以下また具体的に、關連してあとで聞きます。

次に、国民所得、雇用者所得、賃金・俸給、この統計を四十四年度から、さつき係官のほうに要請しておつたのですが、それはいまだできません。資料。

○政府委員(高木文雄君) 四十四年度だけでございます。

○戸田菊雄君 四十四年度だけ。それが最新ですか。

○政府委員(新田庚一君) 四十四年度と四十五年度につきまして伸び率で申し上げます。

○戸田菊雄君 五年も入つてゐるのですか。

○政府委員(新田庚一君) 四十五年度が一番新しいものでございまして。

国民所得、四十四年度一六・一、四十五年度一八・一、その中の雇用者所得、四十四年度一八・二、四十五年度二一・四、その中の賃金・俸給、四十四年度一七・二、四十五年度二一・八でございます。

○戸田菊雄君 額はわかりませんか。

○政府委員(新田庚一君) 額を申し上げますと、国民所得、四十四年度四十九兆三千一百億以下省きます、それから四十五年度五十八兆二千億、雇用者所得、四十四年度二十六兆九千億、それから四十五年度三十二兆七千億、それから賃金・俸給の四十四年度二十二兆一千億、四十五年度二十六兆九千億でございます。

○政府委員(新田庚一君) 雇用者所得の構成比を申し上げますと、四十四年度が五四・七、四十五年度が五六・三でございます。それから賃金・俸給は四十四年度四四・九、四十五年度四六・三でございます。これは国民所得に対する構成比でございます。

○戸田菊雄君 主税局長、いま企画庁が発表された国民所得、雇用者所得、賃金・俸給、これは大蔵省どうですか。間違ひありませんか。

○政府委員(高木文雄君) 間違ひないと思ひます。企画庁のほうでやつておられますので、いつも私どものほうはそれをいただいております。

○戸田菊雄君 これを見ますと、實際生産を上げて働いておる労働者、勤労者ですね、構成比で見ても国民所得の五四・七、これは四十四年度で、四十五年度五六・三、あとの残額はほとんどが大財閥といふところへ行つちやつてゐる、これは。そういう角度から見ると、なおかつ、この大蔵省の資料によつて今回の所得税の階層別分布の中身を見ますと、百万円以下が一千七百四十八万一千人で、これによつて所得は十兆九千九百五十億、税額にして二千六百七十六億、こういうことで、二百万円以下が全体で九四％も税額を占めるといふ状況になつてゐる。還元はきわめて薄くて、税金のほうは高く取られてゐる。生産は勤労者がやつてゐる。こういうことになつておる。だから、政府は減税をするたびに大減税を云々という宣伝はしますけれども、具体的な数字で見ると、こういう状況になつてゐるのです。こういう現状を一体どういふふうに主税局長考へますか。

○政府委員(高木文雄君) 先ほど申しましたように、現在の所得階層別の税額負担をどう読み取るべきかということに關連する問題だと思ひます。でございますが、人員では百万円以下のところが六六・九％で、所得では四一・八％、税額では一八％で、それに比べて漸次少ない人員で多くの税額を負担するといふ累進税率になつてゐることに ついて、カーブをさらにいわは寝せるといひます

○政府委員(新田庚一君) 國民總支出、四十四年度六十二兆四千億、一八・三%、四十五年度七十二兆七千億、一六・五%、個人消費支出三十一兆六千億、一五・五%……。

○戸田菊雄君 個人消費支出構成比……。

し、こういふ中において、いわゆる、あなた方が言われた比較的低所得といわれる二百万以下の収入階層の人たちがどのくらい占められているのか、具体的にひとつお伺いいたします。家計総支出と同じ……。

数字において、国民所得に対する租税負担率がどうなるかという数字はいま出してないわけでございます。

○戸田菊雄君　ここで一つ私は明確に質問しておきたいのは、大抵私の統計によりますと、これは

ないか」というふうに秘とも考えておる決策でないかといふ。ざいいます。

○戸田菊雄君　たとえば「国会統計提要」の七一ページですが、これを参考にいたしますと、主要の国民所得に対する租税負担率、日本の場合は

七〇年度は一八・八％、アメリカの場合は六八年ですが二九・一％、イギリスは三八・八％、西ドイツが三〇・三％、フランスが二七・一％、イタリアが二五・四％。これは収入の面で見ますと、さつきも御指摘をいたしましたように、向こうははるかに高いんですから、そういうものを考えなくちゃいけないし、社会保障制度の充実体制なり社会資本の充実なり、あるいは生活環境の整備問題、いわゆる公共投資といわれる—各般の住宅その他一切入ります—こういうものを比較したら問題にならないですよ。日本の労働者の賃金は世界二十一番目あたりですよ。だからこういうことを全体比較をしていけば、決して租税負担率は日本が軽いんじゃないことは私は言えないんじゃないか。その辺の見解はどうですか。

○政府委員(高木文雄君) ただいま御指摘のような議論が、税制調査会で、たしか専門家の間で議論したときにも出ておったように思います。しかしながら、そこではいろいろ議論がございまして、たとえば、日本の場合には非常にいわば個人における所得が不足しているというようなことを考慮しなければならぬというような議論もございします。しかし、一方において次第に国民所得が大きくなっていくということも事実でございします。そうしますと、同じ二〇％前後という租税負担率でございしても、ベースになる所得が大きくなれば限界部分についての負担感も小さくなるわけでございします。同じことを繰り返しますと、先ほども申しましたように、急激な変化はいけませんけれども、多少の負担増はやむを得ないではないか、こういう御判断をされたわけでありまして、私もまあまあそういう方向ではないかと考えているわけでございまして、その点は、戸田委員の御指摘ではございしますが、やはり多少の上昇はやむを得ないものと考えております。

○戸田菊雄君 もう一つ、所得税納税人員とその税負担の推移を見ますと、これは資料であって出してもらいたいと思うんです。いまは私は時間をありませんから、自分の持っている資料で質問を

いたします。四十五年は二千三百七十八万九千人、勤労所得者の所得金額は二十四兆五千二百一十一億円、一人当たり所得が百三十八万八千四百円、四人世帯の場合、それから一人当たりの所得税額四万九千五百円、こういうことになっているんです。これを見ますと、政府は毎年減税減税と言っているけれども、一面では納税人員はずつとふえてきている。それから税額もふえてきています。たとえば、昨年度は、一兆数千億の自然増収など見込んだ当初予算を立てているわけでしょう。これは不景気によって落ち込んで押さえたとなつたとかいうことでいま心配しているわけなんです。そういうことを考えると、どこで一体減税したかということになるんです。どうですか、その見解は。

○政府委員(高木文雄君) おっしゃるとおり最近納税人員が急激にふえております。それで、課税最低限の引き上げ率は、先ほどもいろいろ出ましたけれども、大体七％、八％、一〇％ぐらいのところ、毎年推移をいたしております。ところが給与の伸びのほうはそれを上回った水準で伸びております。特に初任給水準の伸び率は非常に高くなっております。したがって、もし納税人員だけに着目いたしますと、どうしてもそれは現在のところでは給与の納税者の数というものはふえていかざるを得ない情勢にございします。

これを絶対にあやさないようにしようということであれば、たとえば、給与の伸び率と同じように、課税最低限を上げていけばいいはそういうことになるかもしれないですけれども、現在そういうことの可否というものは、いろいろ問題があるかと思っております。現在所得税の減税は毎年毎年行なわれておりますが、そして所得税だけにとつてみますと、確かに減税が行なわれながらも、所得税の税収の中における負担率は上がつてきておりますけれども、税全体の負担率は一九・何％、国民所得に対する負担率は一九・何％というところで、多少の上下はございしますが、一九〇台をまあポイント幾つというところで動いているわけでございします。そこで、そういうことを

を前提にして国税負担がその程度にならかに上がつておるといふことについて、ただいまのような御批判もございしますが、国民所得全体はだんだん大きくなっていくということ考えあわせますならば、ますますがまんし得る程度ではなからうかと思つておる次第でございします。

○戸田菊雄君 賃金の上昇も相当上がつておるからと、こういうことですが、じゃ常用労働者一人平均の月間の現金給与総額、産業別、これをひとつ資料として出していただきたい。

それからもう一つは、経営規模別賃金格差及び上昇率、これをひとつ出していただきたい。それから主要国の賃金、まあ資本主義の主要十カ国でいいですから、基軸通貨国に入つておる国でいいです、それをひとつ出していただきたい。と同時に、これは古い資料ですが、一番最近の新しいのは、すでに四十四年度が出ていますの新しいのは、すでに四十四年度の国民所得、これが三十五年を二とすれば倍率どの程度になっているか、労働者の名目賃金は何倍になっているか、消費者物価は何倍になっているか、税金は何倍になっているか、この四つ、ひとつづつ資料としていま教えてください。

○政府委員(高木文雄君) すぐわかると思ひますから、資料でお出しいたします。

○戸田菊雄君 常用労働者の賃金額でございしますが、昭和三十五年を二といたしますと、昭和四十五年度の平均が約三・二倍になっております。

○戸田菊雄君 昭和何年ですか。

○政府委員(小島英敏君) 三十五年に対して四十五年度は三・二倍です。

○戸田菊雄君 労働者の名目賃金は三・二倍。

○政府委員(小島英敏君) はい。

○戸田菊雄君 一人平均の現金給与総額、産業別はどうですか。

○政府委員(小島英敏君) 産業別には非常にこまかく分類されておりますので、後ほど資料として提出いたします。

○戸田菊雄君 主税局長、あとですか。

○政府委員(高木文雄君) はい。

○戸田菊雄君 常用労働者一人平均月間現金給与総額(産業別)これは提要の二七〇ページ、これは間違ひありませんか。

○政府委員(小島英敏君) その統計はまだ存じませんので、チェックいたしませんとあれでございしますけれども、間違ひないとは存じますが、後ほど調べまして提出いたします。

○戸田菊雄君 それではあとで資料で出してください。一応これを使わしていただきます。これを見ますと、四十五年一月の鉱業、建設業、合計、繊維、衣服、木材、化学、石油、鉄鋼、機械、小売業、保険業、不動産業、運輸、通信、電気、ガス、水道業の区別になつて、それぞれ常用労働者一人平均月間現金給与総額というものが掲載されている。一番低いのは繊維関係です。四十五年九月現在三万四千二百二十四の月給にしかなつておらない。これが大体手当その他を含めると、おそらく四十万見当になつていく、そうすると、いままでの独身者の課税最低限というのは三十八万、こういう人にも税金はかかつていく。それから日本の労働者の平均は、建設業で見ても六万一千七百九十三円です。これは年間平均トータル、税金が約二割取られる。二割。このくらい過酷な税金が課せられているというのが、いまの常用労働者の実態なんです。これをどう一体考えますか。これは主税局長、あとから言つた国民所得、三十五年を二として四十五年現在何倍になつていくか。これと消費者物価、税金、これを出していただく比較対象がもっと鮮明になる。それを先に出してください。

○政府委員(高木文雄君) ただいまの御質問のありましたうちの繊維でなしに、建設業の独身者の六万一千七百九十三円ということをおっしゃいますけれども、今回御提出申し上げております所

得税法の改正法によりますと、六万一千円以下六万二千円までの俸給月額の方の独身者の税額は、扶養親族ゼロの場合二千三百九十円でございますから、二割というふうな非常に大きなことにはなっていないはずだと思ふのですが……。

○戸田菊雄君 それはいま国税、地方税全部合算してですか。

○政府委員(高木文雄君) 国税だけでございませう。国税だけで、所得税だけで……。

○戸田菊雄君 住民税が入ってきます。住民税を入れないと……。

○政府委員(高木文雄君) それにしても所得税が二千三百円でございますから、六万円に対して二千三百円というところは、三割ぐらいでございますから、地方税を入れたら二割、二割というふうなひどい率にはならないはずですよ。

○戸田菊雄君 それでは私もあとから調べますが、じゃ主税局のほうも明確に資料で出してください。

○政府委員(高木文雄君) はい。

○戸田菊雄君 国民所得、その他の倍数はどうですか、四十五年。

○政府委員(高木文雄君) すぐ出します。——三十五年度と四十五年度の国民所得を申し上げますと、三十五年度が十四兆二千億、四十五年度が……。

○戸田菊雄君 倍率で。

○政府委員(高木文雄君) 三・四七倍。それから所得税が三十五年度と四十五年度で四・四倍。

○戸田菊雄君 消費者物価指数はどうでしょう。

○政府委員(高木文雄君) 消費者物価指数は単位にとる品物その他を四十年に改定したのでございまして、三十五年と四十五年を比較することが非常にむずかしいと言っておりますが……。

○戸田菊雄君 税金の一番大事な所得税……。全体の税金。

○政府委員(高木文雄君) これは地方税を入れてございませうか。

○戸田菊雄君 入れまして。

○政府委員(高木文雄君) 地方税を入れて……ちよつとお待ちください。すぐ出します。——申しわけありません。訂正いたします。

まず、国民所得のほうは、三十五年度は十三兆二千億で、四十五年度は四・四倍で五十八兆二千億。税のほうは国税、地方税合算して三十五年度が二兆五千四百億、四十五年度が十一兆八千八百億、倍率は四・四。国民所得のほうも税のほうもちよつと四・四倍ださうでございます。

○戸田菊雄君 いま発表になったような状況ですね。国民所得は四・四倍、労働者の名目賃金は三・二倍しか上がっていない。それから税金の所得税関係が四・四倍ですね。これを四十年間で、私の資料で見ますと、国民所得が一・八九倍、生産は一・七三倍、労働者名目賃金は一・六五倍、消費物価が一・三五、税金が一・八六と、これも最高。だから、ほんとうに大蔵省や大臣が減税をやったやうなところけれども、納税人員はふえてくる、物価指数や所得や、各般の比較においても税金は一番倍率が高い。だから、それだけ税金によって国民は苦しめられていて、搾取されるものが多いということですよ。過酷なんです、日本の税制全体が。だから、もつとこういう問題については私は検討すべきだと思ふから、きょうは時間があるから、いすれ通常国会で洗いざらいやっていきたいと思ふのですが、そこで資料をお願いしておきます。さらに、このいまの比較の、戦前とそれから四十五年度でけつこうですから、その比較、これを同じようにひとつ出してくだい。

それから日銀券の発行は一体どのくらいであるか、それもひとつ出してくだい。

それからもう一つは、減税と自然増収の関係。私は大蔵省から出ているこの資料なんかは非常に親切だと思ふので、減税一覽だけですね。この資料全部出ているのですけれども、だけれども、自然増収との見合いの関係はどうなっているか、そういう適正に比較判断のできる資料を出していただきたい。私はこれは三十年から三十九年の十年間の統計をとったんですけれども、おそらく四十年以降もこ

れの倍率ぐらになつていふと思ふんです、私の想定では。それによりますと、国税で税制上の減税、これは四千四百六十八億円しかやられていない。それに対して当初から予算に見積もった当時は二兆五千七百九十三億円ですよ。当初予算より増収が一兆四千四百三十二億円、増収の合計が三兆九千八百三十五億円、差引き正味の増収が三兆五千三百六十七億円です。割合にして一・二%、ほかに地方税がある。これを全体含めると六兆円も増収しているんですよ、六兆円も。この十年間、その中においてわずかに減税総額というものが国税の四千四百六十八億円、地方税が一兆七千三百三十五億、合わせて六千二百三十三億円しかやっておらないんですよ。こういうのがいままで大蔵省がやってきた実体なんです。これで国民に税金安くなったなど大きな声で私は言えないと思ふんです。

だからこの同じ資料を四十四年以降四十五年まで出してくだい。減税額と自然増収の見合い、これはいいですか。

それから、ついでですから、もういろいろ比較対照は一ぱいあるんですけれども、この主要家計費指標、これひとつ。それから消費水準の推移、年齢別労働者の一カ月の消費、都市一カ月の消費支出、これは五万以上の都市のあれでけつこうです。それから収入階級別貯蓄及び負債現在高、主要耐久消費資材の普及率、それから栄養摂取量、生活保護者の間接税免除措置に対する資料、これだけはひとつ、きょうやる時間はありませんから出していただきたい。

そこで、もう一つ、私はこの機会ですから栄養摂取量、日本がどのくらいやっておるか、これはわかりませうか。これは厚生省ですか。

○政府委員(高木文雄君) ええそうです。栄養研究所です。

○戸田菊雄君 あとでこれはやることにしまして、まあこれも非常に日本人は低いですね。これじゃやはり——最近七十歳をこえたようすだけれども——あまり長生きできないんじゃないかと思ふですね。ですから大体基準生計費としていま

まで大蔵省が大蔵メニューをつくった当時は二千五百カローリ、これは日本の標準摂取量になつていふことは間違いありません。しかし、アメリカやフランスやイギリスは三千二百カローリぐらいにいていふんですね、全部。だからそういう意味合いにおいてもたいへんな摂取カローリの相違がありますし、それが栄養、健康に影響してくるという状況になります。ですから、そういう問題についても結局はふところ、あいだと思ふんです。ね。ふところ、あいだが悪ければやっぱりうまいものを食べようといつてもこれは食えないということになるんですから、だからこの面においても生活を切り詰めて、一たん緩急あつたら困るから、貯蓄の方向に少しも回していかなければならぬ。

さつき竹田委員が指摘をされましたけれども、そういう問題について、食えないれば食えないほど貯蓄といふことを低所得者層といふものは真剣に考える、こういう状況なんです。それから消費財の普及率を考へてみても、すでにテレビなんか九二%も普及しているんですから、景気浮揚政策をどこに向けるかということになりますと、残っているのはゴルフ用具とか奢侈品とか、こういうことになるんです。はたしてこれで消費傾向として、景気浮揚政策としてうまくいくかどうか、こういう点についても非常に多くの疑問があるんです。ですから、ほんとうに景気浮揚政策として、大蔵省は今減税対象としてどの辺に一体向けて消費体制といふものを必要供給ですね、こういうものを拡大していくかと、その辺のねらいは、さつきの竹田委員の質問にあつたようすけれども、もう一度ひとつ主税局長の見解を聞かしていただきたい。

○政府委員(高木文雄君) 私どもその意味では経済の専門家ではございませぬので、明快には申し上げられませぬけれども、しかし、一般的に減税によつて納税者の可処分所得がふえることだけは事実でございませぬ、それから先ほど政務次官が申し上げましたように、それが貯蓄と消費に

回りますけれども、消費に回る割合は従来の所得統計によりまして七割ないし八割といわれておりますし、消費をそれだけ刺激するということは間違いのない事実であると思ひます。その場合にどこにどういふ刺激になるかは、いろいろ御指摘のような問題があると思ひます。しかし、總体的にいつて七割ないし八割の消費需要が起つてくるということとは間違いないと思ひますし、消費需要が起これば経済循環を通じて、全体的に一・七になりますかどうかは、もっと大きくなりますか小さくなりますかは、いろいろ御議論のあるところと思ひますが、乗数効果は出てくると思ひます。したがって、減税が景気浮揚という意味においてどうかということであれば、やはりそれなりの効果はあるものと信じております。

○戸田菊雄君　そこで、結局私は結論として、この所得税の増加原因というものは、一つはやっぱりこの免税点の低いところから起因するだろうと思ひます。何といつてもそうだと思うんです。もう一つはこの高い弾性値ですね。これがやっぱり問題だろうと思ひます。それからもう一つは超累進税制になつておるといふことです。たとへば今回の改正でこの大蔵省提示の「補正予算に伴う税制改正の要綱」、これの六ページです、これをちょっと私試算をしてみました。どういふ試算かというと五十万円円で軽減額が四十六年分で七百五十円、平年分で千円。割合にいたしまして八・四、一二・四とそれぞれあるわけですね。そうすると百万、百五十万、二百万、三百万、五百万、七百万、一千万とありますけれども、この五十万円の百円当たりの税額を一つとして累進倍率をずっと見ていければ、これはあとで大蔵省も計算してもらつて間違つておたら指摘してもらいたいと思ひますけれども、百万円でいきますと二・八倍ですね、それから百五十万円では四倍強、二百万で五倍強、三百万で七・一倍強、五百万で十・七倍、七百万で十三・二倍強、一千万で十八倍強、こうなつてゐる。この百万近いところから累進倍率としては一番大きいわけ

です。ですから結局は二百万以下の税制といふのは、それだけ税率においても過酷な税率を課せられておるといふことが言えると思ひます。こういう点の税率体制といふものをやはり抜本的に改正をしなければ底辺の引き上げといふものは私ではできない。この課税最低限と税率の改廃等を含めて今回にやるならば、その配慮をしていくべきじゃないか。ですからこの前ページの四ページ、五ページで若干の試算をしてみました。給与所得者の独身者の場合ですね、これは改正案でいきますと四十六年分で一万三千六円、それから平年分で一万二千五百十二円。夫婦子供二人の場合においては三万九千七百十四円、五万二千九百五十二円今回戻し戻しになつてくるわけですね。未調整の段階で、だけれども実際問題として税率と控除と二つ並列でいふ場合において、従来の割合で私は計算しますと九百何億——約一千億近いものが本来ならこの納税額の実績からいって、大蔵省の資料ですけれども、九百九十億程度本来なら控除額のほうに回して、そうして税率は残額千六百五十億差つ引いた額に大体合致していったらどうかといふことになれば、税率もこの超累進税制といふものをどこかで緩和する、二百万、三百万以下を。ところが今回の場合、そういうものはそのまゝ素通りしちゃつて、そして三百万以上はウエートがかかつてゐることは、これは間違いないですね。だから、そういう点について主税局長はどう一体判断をされますか。

○政府委員(高木文雄君)　今回の減税は、今朝来御説明いたしましたように、大体控除と税額とで半分ずつぐらいということになつております。したがうして、今回の減税だけで見ますと、確かにおっしゃるとおり、低所得層への配慮は不十分だといふ御指摘が各方面からあるわけでございます。

ただ、そこで二つのことを申し上げておきたいのでございますが、一つは、今回まあ減税が行なわれます際に、もちろん直接的には景気浮揚といふことであつたわけでございますけれども、やはり

り今度の平価調整問題に関連をいたしましたといふものと暗にニュースが重なつておるといふこともあり、多分に心理的效果をねらうといふ面から、そういう意味も考えられたわけでございます。そして今度まあ通貨の調整という問題が起つて、そのもの、いろいろと長年にわたる各層、各界の方々の御骨折りの結果ではないかといふこと、かなるべくならば特定階層あるいは特定の職業の方によらないで平均的に、まあ少しづつであつてもお返しすることができないかといふような気持ちでかなり強く働きまして、そこで各階層別の軽減割合をあまり軽重をつけないでという配慮があつたといふのが一つでございます。そのことのために、まあ見方によつては低所得層については不十分だといふ御批判を受けることになつたかと思ひます。

それからもう一つは、今回の改正は、この春の改正とあわせて行なわれることになつたわけでございます。まして、所得税は年分課税でございますので、今回の改正だけを切り離して見るというだけではいけないのであつて、やはりや長期に所得税制として見ていただきたい。特にこの春の改正とあわせて見ていただきたいという気持ちがあるわけでございます。ただいま御指摘ありました、私どものほうから御提出申し上げました補正予算に伴う税制改正要綱の一三ページの最後に付してあります参考表を見ていただきますと、この春の改正の分と今回の改正の分と総合した軽減額を御参考までに添付してございますが、この表でござんいたいただきますように、この春にはもっぱら控除によりまして減税が行なわれました関係がございまして、したがつて、この春の減税分と今回の減税分を合せて考えていただきますれば、税率、控除を組み合わせた、あるバランスのとれたものになつてゐるものと考えているわけでございます。

そこで、ただいまの御指摘の中で、特に低所得層のところの税率を少しいじることを考えたらどうかといふ御指摘でございますので、その点について

いてなお若干触れておきますが、現在は税率も、御承知のように、一〇％から始まつておりますので、その税率を若干下げたらどうか、あるいはそういう御指摘かと思ひますが、この点はいろいろ各方面から御議論のあるところでございます。ただ一〇％でございますましては控除が働いてくわけでございますから、世の中に現実には実効税率として一〇％という税率があるわけではございませんので、実効税率としてはやはり一〇％なり〇・一％ぐらいのところから始まつていく結果になります。所得から控除を引いて税率を掛けますので、その最初の三十万までの分について一〇％がかかりまして、たとえば三十万円であれば三万円でございますが、それは所得全体については一割になるわけではございませんので、もっと低い率でございます。

そこで現在各国の所得税制から見ても、控除と税率との組み合わせ制度をとつておりますところでは、最初の税率の出だしはやはり高目のところから出ておるわけでございます。御指摘のように、今後税率を考えます場合に、低所得層の税率をもう少し何とか考えたらどうかということ、は、今回も各方面から言われておりますので、本来控除と税率の組み合わせというものを考えますならば、やはり一〇％といふような税率が働いてゐるわけではないかといふことをひとつお含み願ひたいと思ひます。

○戸田菊雄君　まあいまの主税局長の答弁よくわかるんですが、確かに実効税率一〇％になつておるものであつて、社会保険料その他はすでに控除したもので計算されておりますから、それは当然さうでしよう。まあそれにしても、いま指摘をしたような状況になつておるわけですから、その辺のことを十分検討願つて——これはたとえば、軽減額を見るときにははだしんです。たとえば五十万円とそれから三百万円を比較をいたしますと、軽減額は四十五・九倍、五百万ですと百五十倍です、実に驚くかなれ。額にしますと、そういう倍率になつてゐる。税率はいま言つたより

なかつたのです。だから、そういう矛盾が大きく出てくるわけですから、上厚下薄と言われてもこれはしょうがないですから、その辺も少し私は是正する必要があるのではないかと、こういうふうに考えますので、いま主税局長が言ったような内容で今後十分ひとつ検討していただきたい。

それからもう一つは、今回の確かに社会保険料等があらかじめ引かれていたというところはわかりませんが、生命保険等の控除額が依然として何ら改善をされないまま、あらゆる控除額が基礎控除とかなんとかいうことでやられていくんですが、生命保険等からまる控除というところは全然やられておらない。こういうものに対しては四十七年度に向けて私は検討すべきじゃないだろうか、こういうふうに考えるのですが、その辺はどうでしょう。

○政府委員(高木文雄君) 先ほど申しましたように、かなり来年度の財源事情等を考えますと、所得税の大幅な減税ということとはなかなか現実問題としてむずかしいことと考えられますが、さりとて、そのことは決して所得税につきまして一切全然手をつけないという意味ではないわけですから、四十七年度の予算編成時期に向けて、いろいろの各方面からの御要求、あるいは示唆に基づきまして、いろいろ四十七年度予算編成時期までに研究したいと思っております。

○戸田菊雄君 時間もありませんから、あと二点ほどで終わりますけれども、一つは住民税ですね、本来なら税制上の減税の中に必ずこの基礎控除と住民税というものは大分ついていましてやられた。今回だけはこれは除かれたんですね。これは四十七年度に向けて検討する考えはありますか。

○説明員(石川一郎君) ただいま御指摘がございましたように、四十三年以降所得税の各種控除の引き上げが行なわれたときには、住民税におきましてはほぼ同様の引き上げをやってきておるわけでございます。昭和四十六年においても控除の引き上げを行なっております。四十七年度の

問題につきましては、何ぶんにも地方財政の見通し、かつてない非常に困難な状況にあるというふうに考えられるわけでございます。この辺の見通しを得、地方財政対策とも関連いたしまして、政府、税調で検討を重ねていくつもりでございます。

○戸田菊雄君 一括最終的に質問をしますが、一つは税外負担の問題ですね。ことに医療費、米価、国鉄——まあ国鉄に限らず、公共料金ということになります。そういう値上げ等に対して関係者のほうからひとつお答えを願いたいと思っておりますが、それと、主税局長に、いま公団住宅の市街地賃貸が一般で一万八千五百円ぐらいしているんですね。これは前から問題になっておりまして教育費控除も含めまして、まあこの教育費の直接父兄負担費は、大体小中学校で二万円ですね。高校で五万、大学で十万。実質的には医科大学なんか五十万円以上。その他寄付金や何か取られるということがありますから、実際はそれ以上に

なっていると思うんですが、こういういわば控除の問題、それから未成年者の労働者に対する課税の問題ですね。だからこれは所得、住民税ともに控除したらどうか。控除の中身の問題あるでしょうけれども、基礎控除あるいは成年に達しないという理由づけなんかも大蔵省とよく検討されているようにありますから、そういう各般の諸事情を反映させて、こういう問題について四十七年度に向けて検討の用意があるかどうか。

もう一つは、あとで租税特別措置法の中小企業の当面の緊急措置に出てまいりますけれども、何といたしてもこの利子配当ですね。こういういわば特租の抜本改正は、こういう機会にこそ私はやるべきじゃないか。ことにこの交際費課税とか、これは前から言ってきたわけでありまして、そういふ問題についても十分配慮していくべきじゃないかと思ひ、電気ガス税とか入湯税とか、これは戦費調達の手段としてやられて、佐藤総理自身が、これは悪税だと認定されている。これは再々言われてきている問題ですが、そういういわ

ば税制上の大きな欠陥があるわけですから、できるだけ経済転換に伴って四十七年度でひとつ検討してはどうかという考えなんです。その辺の見解を聞かしてもらって私の質問はきょうは終わりたいと思います。

○政府委員(船田護君) まず一番最初に戸田先生から御質問のありました、いわゆる三区問題について申し上げたいと思ひますが、米価にいたしましては、国鉄にいたしましては、また政管健保にいたしましては、いずれも非常に重大な段階にきている問題でございますが、他面、物価に与える影響を考えますと、これまた軽々にこういうふうにするという具体的なことを急いで出せないような状況もございます。したがって、これに對しましては政府をあげまして前向きに取り組んでいかなきゃならぬと思ひますが、詳細なことにつきましては担当の者にお答えさせたいと存じます。

それから先ほどお話がございました、勤労者の所得に對しまして、国民所得に對しまして、租税の負担の事が諸外国に比しましてなるほど日本は低うございますけれども、しかし欧米の環境とまたわが国の環境がだいぶ違っております。そういうふうなことでわれわれも決してこれは軽々に高負担、高福祉といふことで上げていくということを経験的に考へていくわけではございません。ただ今後国の施策を進めていきます場合に、特に来年度は非常な財源難時代でございますので、これに對処するためには、ほぼわれわれも腹をくくって立ち向かわなければならぬという気持ちでいるわけでございます。

○戸田菊雄君 最後に、資料は主税局長いいですね。

○政府委員(高木文雄君) はい。

○戸田菊雄君 終わります。

○多田省吾君 今回の所得減税は、早急な景気浮揚をはかるためという名目がありますので、私はまず最初に経企庁にお尋ねしたいんですが、第一に、今回の不況というものが昭和四十年の不況と

本質的にどう違うのか。また同じであるのか。まあ昨年後半から不況に入って、本年度におきましても景気の停滞基調というものが続いたわけですね。ようやく七月になって景気指標等が若干好転のきざしが見えたのでありますけれども、八月十六日のいわゆるアメリカの新経済政策あるいは日本がとった変動相場制への移行等によつてこの不況というものがさらに深刻になったわけでございますが、この不況が、一部にはまあ来年の下半期まで続くのではないかとさういわれているわけでございます。ですから経企庁として、昭和四十年の不況と今回の不況が本質的に違うのか、同じであるのか、またどう違うのか、またいま言ったように、いまの不況というものがいつごろまで続く見通しなのか、まずそれをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(新田庚一君) お尋ねの御指摘のとおり、最近の景気は、昨年の下期から非常に景気が停滞してございまして、まあそれは一昨年の秋以来続きました総需要抑制の過程におきまして、特に第一は、在庫調整が非常に急テンポに進んだということでございます。昨年の春、年率三兆八千ぐらゐの在庫投資が、本年の四月六月に一兆一千に落ちたということがその第一点でございます。もちろんその底流には、もう一つは、昨年の春あたりから耐久消費財、これが四十年以降の景気を引っぱってきたわけでございますが、これが景気要因というよりも、むしろ自律的な要因というようにございまして、普及度の向上とか、あるいは公害問題とかいろいろな面から需要が落ちたというふうなことで、そういう必要の鈍化というものが片つ方にごさいまして、一方、これは基本的に大きな影響を持っておりますけれども、設備投資が過去四、五年非常に二〇%以上の強い、高い投資の伸び率を示してきた。それが製造業につきましては非常に大きな供給力になって出てまいったわけでございます。したがって、需要の鈍化と、そういう供給力のギャップ、いわゆる需給ギャップというものが逐次拡大して、そ

それがGNPの中でかなり大きな部分を占めております設備投資、需要要因としての設備投資が鈍化するというようなかっこうで今日のような停滞状況になっている。

先ほど先生のお話ありましたように、それが一応在庫調整もかなり進展しまして、また一方、輸出も本年の上期におきましてかなり好調だったという面を反映しまして、六月、七月ごろから製品在庫もかなり減りましてやや回復のきざしが見えておったのでございますが、御指摘のように、今度のドル防衛措置によつて、やはり輸出成約がかなり減少する。それから企業としても減産体制が強化される。あるいは先行き不安に基づいて設備投資がかなりさらに冷え込むような状態になっておるといふのが現状ではなからうかと思ひます。

四十年不況との相違はなかなかむずかしい問題でございますけれども、やはり四十年不況のときにも三十五、六年以降の設備投資がかなり供給圧力になって、それが四十年不況の原因になったという点、そういう点においては共通性があるんじゃないかと思ひます。ただ、今後の先行きにつきましては、やはりあの当時、三十五、六年ごろから四十年あたり、三十年代におきましては、技術革新というものが非常に激しくあつた。それが今後その当時よりは技術革新というものが弱いという意味におきまして、やはりこの不況が克服された場合に、もう一度またその高度成長に戻るというふうなことはならないんじゃないかという感じがしますが、そこら辺はちょっと見通し困難でございますが、そういうことと、それから今度の通貨調整という要因が新たに加つたという点が若干、かなり違ふと言へば違ふという感じがいたします。

ただ、不況の程度というのとは比較して公表するというのは非常にむずかしいのでございすけれども、マクロ的な指標で見るとは、景気の山と谷というふうな深さというものはそう大きな——四十年不況以上に大きくない。これはドル防衛措置前の段階でございすけれども、今後どうなるかわかりません。ただ、需給ギャップは四十年当時よりもかなり大きい。したがひまして、個々の企業にとつては四十年当時よりも苦しい面もかなりある。ただ、この四、五年間の高度成長でかなり社内蓄積というものが厚くなつておりましたので、その関係でしたがつて、現在まではそう大きな影響はなかつたと思ひますけれども、今後はさらに新しい問題が加つてきたので、今後の景気停滞というものには多分の懸念を持っておる次第でございます。

〇多田省吾君 ですから、いまお尋ねした二番目の問題ですね。大蔵大臣は今後実質八%ですか、名目上一二%ぐらいの成長率で来年度はいきたいというふうな希望の観測を述べられましたけれども、一般には、この前の経企庁長官が、十一月の五日ですすべられた中にも、非常にたいへんだというところで、不況はさらに長期化するのじゃないか、五日の経済関係閣僚協議会で経済月例報告を説明したわけですが、そのときにそう言つておられるわけですね。経済企画庁としては、現在の不況といふものが、来年度においては、特に下半期ぐらゐりまでは不況が続くんじゃないかと言われておりますけれども、具体的にどうお考えになるか、それをいまお尋ねしたわけでございますが、御答弁がありませんでした。

〇政府委員(新田庚一君) 今後の見通しにつきましては、確かに私に申し上げましたように、かなり景気が停滞しておるのでございすけれども、来年度の経済を見ます場合に、一つの基盤として、確かに最近の所得の鈍化傾向その他を反映しまして伸び率は鈍化しておりますけれども、消費支出、これがGNPの約半分を占めておるわけでございますが、これがやはり安定した伸びを示すであろう。それから住宅投資も最近鈍化しておりますけれども、最近の金融の緩和で若干回復のきざしが見えておる。それから在庫投資が先ほど申し上げましたようにかなりの低水準に落ち込みましたので、今後は在庫積み増しということが考えられるというふうなこと。それから先ほど弱いと

申し上げましたけれども、申し落としました、四十年当時と違ひますのは、設備投資の約半分を占めております非製造業の設備投資がかなり強い。そういう一つの底ささえというものがございすので、今度の補正予算、公共事業の執行あるいは減税その他によりまして、これはいままでも財投その他の追加投資が行なわれておりますが、そういう効果と、来年度の財政の積極的な運営によりまして逐次総需要が拡大していくということを期待しまして、来年度に入りまして逐次景気がなだらか——急上昇はないと思ひますが、なだらかに回復していく、そういうふうにご考慮おる次第でございます。

〇多田省吾君 昭和四十年の不況のときと比べて現在の不況は非常に大型であり、デフレギャップも大きい、こういう話であります、大体現在のデフレギャップはどのくらいだとお考えになりますか。

〇政府委員(新田庚一君) 一応私も、いろんなデフレギャップの計算の方法ございすけれども、経済企画庁のマクロモデルというモデルで計算しますと、これはGNP全体でございすけれども、昨年度四十五年度が一・九、それが四十六年度、最近私どもが見直した見通しの五・五%でございますと六・八%くらいになるわけでございます。さかのほつて、四十年度は六・五%くらいに年度としてはそういう数字になりますので、四十年と四十六年度と比べますと、ほぼ同じぐらいのデフレギャップになっている、こういうふうな数字になつております。

〇多田省吾君 そうしますと、大体その計算でいきますと、何兆円ぐらいになりますか。

〇政府委員(新田庚一君) 四十六年度約四兆でございます。

〇多田省吾君 昭和四十六年度のデフレギャップというのは四兆円ということですか。

〇政府委員(新田庚一君) このマクロモデルで計算した数字は、一兆四兆円という数字になつております。

〇多田省吾君 たとえば、国民経済研究所なんかは一兆七千億から二兆円というふうな計算もありますけれども、大蔵省では大体デフレギャップはどの程度に見ているのですか。

〇政府委員(高木文雄君) ちょっと担当が参つておりませんので私からお答え申し上げますが、企画庁のほうとそう大きな相違はないと思ひます。

〇多田省吾君 そんなに大きなデフレギャップを考へておられるんですしたら、その対策は相当深刻にならざるを得ませんけれども、このような、補正予算のような程度で、どの程度挽回できるとお考えになりますか。

〇政府委員(新田庚一君) 私がいま申し上げた需給ギャップの絶対額でございすが、これはモデルによつて非常に、数字の差がいろいろございまして、私どもとしましては、この絶対額も重要でございすけれども、一つのギャップ率の推移というものでこの不況の程度というものを判断をするというふうなことで、この絶対額という点について、金額的にモデルの性格によつていろいろ数字が出ますので、その点御考慮願ひたいと思ひます。

〇政府委員(船田謙君) いま多田委員の、大蔵省はデフレギャップをどのくらいに見るかという御質問でございすが、担当の調査の者がちよつと連絡がとれておりませんので、至急とりたいと思つております。ちよつとお待ち願ひたいと思ひます。

〇多田省吾君 経企庁では、先ほど四十年の不況と対比いたしましたお述べになりました。われわれも設備過剰あるいは技術革新は一巡しましたから、景気浮揚対策を考へても、今後はやはり昭和四十年のときと同じように考へてはならないと、このように思ひます。また、いまおっしゃつたように、アメリカのドル防衛という要因が加つておるわけですね。したがつて、この景気浮揚対策においても、昭和四十年の時点のときとまた本質的に違つた景気浮揚対策を考へなければならぬと

思いますけれども、ですから、当然公共投資とかあるいは減税とか、あるいは国債発行とか、こういった景気浮揚対策のほかに、やはり産業の再編成問題、あるいは経済構造の改善問題、さらには生産第一主義から福祉優先の政策への切りかえ、こういった本質的な問題が考えられなければならぬ。したがって、私はやはり社会福祉、社会保障等も考えながら景気浮揚対策をやらなければならぬ。これはまたたいへんなことになると、このように思いますが、経企庁はいかがにお考えになりますか。

○政府委員(新田庚一君) やはり景気回復につきましても、設備投資をはじめとしましてかなり総需要が弱くなっておりますので、やはり今度の補正によりまして減税、公共投資、そういったものを中心にしまして、財政によってこの景気の拡大をしていくということが、当面の対策ではなからうかと思ひます。

○多田省吾君 ですから、私は、昭和四十年のときだったら財政措置で景気浮揚対策を考えれば、まあ事済んだような姿もあったでしょうけれども、今回は、そういうわけにはいかないのじゃないかと、こういうことを言っているわけですね。

○政府委員(新田庚一君) 景気の停滞から脱出するためには、やはり経済の環境をこの際よくして、一つの成長ラインというものをこの際確立しなければいけない。で、当面そのためには過度の落ち込みを防いで、そして安定成長ラインに逐次向かっていくということが必要かと思ひますが、この際政策としてやり得る、または速効性のありますのは、財政の主導による景気回復策ということじゃないかと思ひます。

○多田省吾君 それから、経企庁に伺っておきたいのは、物価問題です。

幾らかのたびの所得税減税によって景気浮揚を考えても、いま生鮮食料品のものすごい高騰に見られるような物価値上がりがあれば、全部相殺されてしまつてかえって、マイナスになる、こういうことが考えられます。今度の緊急的な経企庁の発表によつても、まあ物価の値上りを五・五%以内に抑えたいと、これはあくまでも努力目標である、このように経企庁長官も予算委員会等で述べられておられるわけでございます。ほんとうに経企庁としてそういう五・五%に抑えるための具体的な方策というものを真剣に考えておられるのかどうかですね。今後の見通しはどうなのか。

○政府委員(新田庚一君) 年度当初の五・五%という目標、これは確かに現在の状態では非常にむずかしい状態になつておられることは御指摘のとおりでございます。

経済企画庁としても、特に九月の暴騰、これは異常な天候が原因でございますけれども、そういった生鮮食料品対策という点につきまして、農林省と十分連絡をとりまして今後の安定をはかりたいと思ひます。

さらに、今後の物価対策の問題としまして、特に為替の切り上げ、フロートによりまして輸入価格が安く入ってくるといういい要因がございます。ただ、これが流通の段階で吸収されて、消費者段階まではね返らないというふうな問題がございます。その点につきまして、十分関係省と連絡をとつて、物価安定に結びつけるようにしたいと、そういうふうに考えております。

○多田省吾君 次に、主税局長にお尋ねしたいのですけれども、今回の所得税減税は、まあ総理のお話にもあり、また今回の当面の税制改正に関する答申」という税制調査会の答申にもはつきりありますように、「早急な景気浮揚をはかるために、相当規模の所得税減税を早期に実施することが最も効果的であると認め、」と、このようにありますけれども、このように千六百五十億円の所得税減税というものが、ほんとうに最も効果的であると認められるようなものであるということ、主税局長も、胸を張つて申されるかどうか、この点はどうですか。

○政府委員(高木文雄君) 景気を浮揚といふますか、停滞を回避するために、減税、特に年内減税が効果があるというところは、確信を持つて言える

と思ひますが、その場合に、どのくらいの規模であれば、今回の景気状態に即応することになるかという点は、非常にむずかしい点だと思ひます。過般米、いろいろの場におきます御審議におきまして、今回、御提案いたしましたような千六百五十億円の程度の年内規模の減税で、はたしてどの程度の浮揚効果といふますか、停滞防止効果があるかということについて、疑問ではないか、ないしは、もっと大きな減税であるべきではないかという御議論が、各方面から出ておられることも事実でございますし、私もいたしまして、ちやうどこれでびしゃつとくまうまいりますという確信を持った御返事をできるということではないわけでございます。

午前中の他の委員の御質問にもお答えいたしましたように、千六百五十億という規模をきめましたのは、何らかの意味において、理論計数を基にき出して、こういう計算では、現在の景気判断から、これだけの効果があるから、これでいいじやうだということ、算出したものではございませんので、できるだけ大規模なものにしたいが、しかし、一方において、その財源と申しますか、見返りには、公債を発行することになりますので、その発行されます公債の消化というところも考え合わせ、平常時のものではございますが、過去における所得税の減税規模等々考えますならば、年度当初のものと合せて三千三百億になります減税といふものは、かなり大きいものではな

いかというところでございまして、いま鋭く御質問がございましたように、これで十分停滞をとめることができるか、それだけの計算になるのかということにつきましては、まさに御指摘のように、それだけでいくものではないと思つております。ただ、過去において、今回の補正予算以前において、財政投融資等の増額も行なつておることでもございまして、今回、補正予算におきまして、約五千億円にのほりますところの公共投資の増額も行なわれておるわけでございますので、一方、財政の事情等ともならみ合わせながらのものとして

は、まあできる限りの努力をしたものというふうにおくみ取り願ひたいと思つております。

○多田省吾君 なるべく重複することは避けたいと思ひますが、きょうの午前中からの審議にも見られますように、今回の所得税減税は、上厚下薄であるということが強く言われているわけですね。まあ、今回の所得税減税の経緯を見ますと、九月の二十九日に佐藤総理が、東大の内田忠夫教授等と会食をしたときに、内田教授からも、いろいろ提言があつたということで、その日の午後には鳩山大蔵次官に減税を指示した。そういうことはどうでもよいことでありますけれども、内田教授の論文等を見ましても、年収百万円以内の減税、こういった低所得者の減税が非常に効果があるんだ。これは主税局長が答弁で何回もおっしゃつておられるので、結局高所得者では貯蓄に回る率が多いんで、低所得者の減税こそ、やはり消費効果があるのだというふうなことを、はつきり言つておられるわけですね。そういうことと、今回のいわゆる税率の面を約八百十五億円ですか、それから控除の面は八百三十五億円ですか、こういった割り振りの面は、先ほどから言われておりますように、非常に景気浮揚という面からも、また国民の心理から考えても、これはあくまでも上厚下薄であつて、そしてまた景気浮揚対策にも効果が薄いし、また福祉優先というたてまえからも反するんじゃないかということが言われるわけですね。

ですから、初めの内田教授の提言とか、あるいは佐藤総理の初めの考えからはほど遠い所得税減税になったのではないかと、このようにわれわれには思われるわけでございますが、主税局長はこれをどうお考えですか。

○政府委員(高木文雄君) 内田教授は税制調査会の専門委員としていろいろ御指導を仰いでおりますので、しばしば御意見も承つております。そこで内田教授の御意見として、お話しのような点があることは事実でございます。ただ、今回の減税の具体案を考えます際に、先ほどから御指摘の限界消費性向というものが、所得階層別にどうい

数字になっておるかということについては、決して私ども研究をしていなかったわけではございませんので、いろいろ調べてみたのでございませう。

そこで、その結果を申し上げますと、大局的に考えれば、先ほども申しましたが、低所得層と高所得層と比べて、いずれが消費性向が強いかわからないところがございます。低所得層よりも高所得層のほうが消費性向が小さいというところは、これは一般的常識でございまして、いろんな統計資料等からも導き出される結論でございませう。

ただ、たとえば、百万円の所得層と二百万円の所得層、三百万円の所得層、四百万円の所得層というふうなこまかい各所得層別の区分けをしてみまして、その各所得層別に消費性向がどのくらい違うかあるかということをするならば把握をいたしたいということでは、いろいろ調べてみたわけではございますが、残念ながら、現在政府関係で持つておりますものも統計では、そのあたりの階層別の消費性向というものは必ずしも明快にならないわけではございまして、私どもは今回の減税案が、しかく消費刺激効果という意味において全く無意味なものであるというふうには考えておりませんので、やはり各階層に割くべき減税になったりしておりますから、それなりの相対効果があるものと信じておるのでございませう。

○多田省吾君 主税局長のいまの御説明は、ためにするよう非常に苦しい御答弁だと思ふんですが、境界消費性向というものが統計でははっきりあらわれない、このようにおっしゃっていただければ、その反面、全体的な傾向としては所得が大きいほど境界消費性向が落ちる、所得が小さいほど境界消費性向が大きいということは間違いない事実であります。はつきり衆議院でも、また本委員会でも述べておられるわけでありませう。

それならば、やはり低所得層に所得減税を強化すると、すなわち先ほどから言われますように、税率よりもむしろそういった控除のほうに大きく

減税をさいていく、このほうがすなおにこれは景気浮揚対策にもなるんだということになると思ひますが、いかがでございませう。

○政府委員(高木文雄君) その点は、税制調査会の各委員の間でもたいへんいろいろ議論されました。それで、たとえば、非常に低所得階層——所得税を納めておられない低所得階層については明らかに、非常に消費性向は大きいということ、これは間違いない。

それから非常に高所得階層の場合には、これは消費性向が強いとはいえない、これも間違いないというところなどございまして、したがって、大局的に見ました場合に、低所得層と高所得層と比べてどっちだといへば、これは間違いない高所得層のほうが消費性向が小さいということであるというところについては、私はそのとおりだといふふうに御説明をしていくわけではございませう。たとえば、二百万円と三百万円と五百万円とでどういふふうになっているかということについては、これはいろいろの御議論がございませう。

で、二百万円といつてもいろいろな家族構成も違つておりますし、三百万円といつてもいろいろな家族構成も違つておりますので、一体、そういうものの統計等もございせんので、一つ、そういう百万、二百万、三百万といったあたりのきわどい階層別の、どういふことになっておるのかということについては、必ずしも明確なものがないかたといふことを申し上げておるわけではございませう。そして、その間にありますところの、たとえば、現在の境界消費性向は、先ほどから申し上げておりますように、各階層とも七割ないし八割というあたりで動いておるところでございませう。

ので、そこで、その場合に減税割合は著しく上のほうが高いというなら、かくとて、ごらんのように大体一割くらいずつの平均率になっておるわけではございませう。その意味において、それが御指摘のように、消費刺激効果として働かないというふうには私は考えないわけではございませう。

○多田省吾君 それからも一つは、先ほど戸田

委員も独身を例にとられてこまかく述べられましたが、夫婦子供二人の四大家族の場合でも、大蔵省から出た資料によりますと、四十六年当初改正の平年分と、それから今回改正案の分とを比べた場合に、百万円の所得の場合に、一年間に千四百四十円の減税だ、これは月に直せば百円足らず。それから百五十万円の所得の場合は、一年間に千六百二十二円の減税で、これは一月に百五十四円。それから二百万円の場合は、年に一万一千六百円の減税ですから、月に約九百五十円。それから三百万円の所得層では、年に三万六千六百六十二円の減税ですから、月に約三千円。五百万円に達すると、年に十一万四千六百五十円で、月に約九千六百二十五円。七百万円の所得に達すると、年に二十一万八千四百四十円の減税ですから、月に約一万八千四百四十円。減税で、こういふことになると思ひますけれども、そういうことになると思ひますけれども、

いって、夫婦子供二人の四大家族の場合で、百万円あるいは百五十万円の所得層におきましては月に百円とか、月に五百四十円の減税とかということになります。これはもうこの十月、十一月の生鮮食料品のものすごい高騰等を考えますと、こんなのはもう大根五、六本で吹っ飛んでしまふんじゃないか、こういう庶民感情になるんですから、これは主税局長のおっしゃったように、景気浮揚策や心理的感情をねらつたといつても、心理的感情からいへば、かえって逆効果じゃないか、逆効果とまでは言ひませうけれども、ほんとうにこれは効果が言ひませうを得ない。ですから、むしろそういう二百万円とか、三百万円以上

の高所得者向けの減税ではなしに、控除を中心にした、やはり低所得者の減税のほうが景気浮揚策からいって、心理的感情からいって、心理的效果からいって、もよかつたのではないかと、このように思ひますけれども、主税局長はどのよう

に思ひますか。また、先ほどあげた数字はそれによろしいと思ひますか、いかがですか。

○政府委員(高木文雄君) ただいま御指摘の数字

はまさにそのとおりでございませう。ただ、一つ申し上げておきたいことは、ただいまおっしゃいました数字は、今回の改正案によります軽減額の数字をおしやつたわけではございませうが、たとえば、百万円の欄で今回の措置は千四百四十円の軽減でございませうけれども、これは実はこれでもうあ

いただいておられます全部がなくなるわけではございませう。たとえば、この欄でいへばもうこれ以上は軽減ができません。それから、上のほうへいくと額がふえるのは事実でございませう。しかし、問題は、現在納めていただいておられる額がどれだけの程度軽減するかという軽減額を見ます場合には、これはどうしても現在納めておられる額が多ければ軽減額もどうしても多くなるを得ないと思ひます。そういう宿命にあると私どもは思ひます。ですから、軽減額だけで比較されませんと私どもとしてはたいへん説明がつきにくいと思ひます。

そこで、その次の欄にございませうに、大体各階層を通じて一〇%ぐらいの軽減ということになっておるわけではございませうが、これこそまさに、今回の措置は、多田先生も触れておられますように景気浮揚という意味が主ではありますけれども、しかし、おっしゃるような意味、心理的效果といふような意味はないわけではなくて、前にも申し上げましたように、こういうときにおいて、多少、一種の何か明るいニュースをというより、各階層にある程度のバランスがとれたという意味もありまして、そこで、その下の欄にありませうに、軽減割合等におきまして、あまり各階層別に差がないようにというふうな気持ちがあつたというところを申し上げておきたいと思ひます。

○多田省吾君 先ほども午前中に松永委員がお述べになつたように、結局、先ほどいろいろ百万円以下は何人、二百万円以下は納税者は何人と数字を聞いたわけではございませう。それによりますと二百万円

はまさにそのとおりでございませう。ただ、一つ申し上げておきたいことは、ただいまおっしゃいました数字は、今回の改正案によります軽減額の数字をおしやつたわけではございませうが、たとえば、百万円の欄で今回の措置は千四百四十円の軽減でございませうけれども、これは実はこれでもうあ

以下の納税者は——約全納税者二千六百万人のうち二千五百五十六万人、九四％に及んでおります。この二千五百五十六万人、九四％に当たる納税者に対する減税額が五二％であつて、結局わずかに六％の九十万と四十五万人と二十万人をプラスいたしますと約百五十六万人ぐらゐですか、このような高所得者に対する減税が全部で四八％にも及んでゐると、そのようにも言えますし、先ほど述べましたように、心理的効果等を考えまして、三百万円以上の高所得者がそのような大きな減税額であるにもかかわらず、三百万円以下の所得者においては減税額が非常に小さいということから、はつきり言へばありがたみも非常に薄れるわけです。その問題ですね、これはどう考えてもおかしい。

それからもう一つは、先ほど主税局長は午前中、累進構造が急カーブになっているから、それをなだらかにしたいんだという意味で、税率を半分は考えたんだと、こういうお話でございました。そしてその中で、将来はいまの分離課税を総合課税にする場合でも、どうしても急カーブだとやりにくいというふうなお話もあつたわけです。だけれども、こういうなだらかにするほうに先走ってしまった、じゃ利子・配当の分離課税なんかは一緒に総合課税にもつていったかというのと、全然今回やらないじゃありませんか。そういう点も非常に矛盾だと思ふ。主税局長がそういうおっしゃるんでしたら、今回も利子・配当の分離課税なんか撤廃しちゃつて、そして総合課税にすべきじゃなかったですか。そういう点から見てどうも御説明のつじつまが合わないように思います。これはいかがでございますか。

○政府委員(高木文雄君) 一つは、御指摘のように、九四％の方について年内減税額が五二％だといふことはおっしゃるとおり、そうであります。しかし、その前提としては、その九四％の方は現在四六・七％の税額を納めてゐるというふうに推定されるわけですから、残りの六％の方が五三・三％の税額を負担してゐるという関係にあるわけ

でございますから、そのところは非常に見方でむずかしいところだと思ふのでございますが、非常に少ない人数の方ではございますが、それが非常に多くの額を負担してゐるということが、どうしてもいろいろな意味での分散につながる、いろいろな総合制度へのじやまになつておるということも申し上げたわけでございます。確かに九四％の方がそのために減税額が五二％だといへば、非常にそのバランスは悪いじやないかというふうにごらんになると思ふますが、その方の負担額は現在四六・七％だということをお含み願ひたいと思ふのでございます。

それから、いまの利子所得の分離の問題でございますが、これは昭和四十五年度の税改正でいろいろ直していただきました。ことしの春から源泉の分離選択税率が従来一五であつたものが二〇に上がったわけでございます。そして来年までが二五と、一五から二〇に上がり二五に上がるということも四十五年から四年かかつてやりました。五十年までの暫定措置がきまつてゐるわけでございます。そこで、一方においてこのようにして所得税の軽減が行なわれることによりまして、相対的に源泉選択による分離課税の優位性というものはだんだん失われていくという形になつてゐるわけでございます。まして、どうしてこの貯蓄・配当についての分離制度を一挙にやめないかということでございます。それによつて、それは一つには、四十五年度のときたいへん長い間御議論を願ひました末で、源泉選択制度ということは一応安定を得まして、五十年までそういうこととやることになつておりますので、その点はしばらく様子を見守るということとでお許し願ひたいし、またその後所得税のほうの総合のほうの控除、税率の改正によりまして、所得税のほうの総合のほうの実質負担率はだいたい下がつてきておられますので、この分離の二〇とか二五というものの持ちます意味はだんだん上がつてきてゐるわけでございます。したがつて、分離課税はだんだん不利といひますか、そういう

かっこうになつてきてゐるわけでございます。長期的には、私が午前中申し上げましたような意味はそれなりに持つてゐるものと思ふのでございます。

○政府委員(船田謙君) 先ほど多田委員よりデフレギャップについて大蔵省はどう見ておるかという御質問がございました。大蔵省といたしましては、デフレギャップについては、特に試算はしておりませんけれども、設備の稼働率、稼働状況等から見ましてかなりなギャップがあるというふう

に判断せられるものでございます。たとえば、この七月の民間のある機関の調査によりますと、設備能力に対して稼働率が九五％という数字が出てゐるところから見ても、かなりのギャップがあるというふうに見えております。

○多田省吾君 そのギャップにしましても、民間のいろいろな試算が出てゐるわけですね。大蔵省はなかなかそれははつきり言へない立場にあると思ひますけれども、かなりのギャップだけじやなしに、さつきも経企庁は四兆円とかなんとかおっしゃいましたから、今度の補正予算におきまして、やはりこういうデフレのギャップをどうするかというところで、景気浮揚対策を考えたのでしようから、ある程度見直しをおっしゃつてもいいんじゃないかと思ふんですが、まあそれほど、かりにどうしようということじゃありませんから、大体どのようにお考えですか。

○政府委員(船田謙君) 先ほど経企庁の調整局長さんから言われました数字は、かなりわれわれとしてもこれを認めていかなきゃならない数字じゃないかと、こう考えております。

○多田省吾君 先ほどの主税局長の分離課税に対する考え方、われわれはまだまだそれはびぼう的な予算であつて、最初分離課税がつくられたときでさえ、大蔵省でもだいたいふん反対が強かつた経緯もありますし、そういう御説明は私たちが絶対納得はできないし、そういう効果がなくなりつつあるというならば、さつそくそれを廃止して、すぐさまこれは来年からでも総合課税に改めるべきだと

思ふんです、そういう効果がないならば。それを置いておくというのが、やはりそれなりの効果を認めてゐるから置いてあるんじゃないかと、こう思ふわけです。

それから、自治省も来ておると思ひますので、お伺ひしますが、今度臨時地方特例交付金五百二十八億円を地方公共団体へ交付してありますけれども、これは所得税減税千六百五十億円に伴う地方交付税の穴埋めだと、こういうふうに見てよろしいのかどうか。

○政府委員(森岡敏君) 御質問の五百二十八億円の特例交付金は、所得税の減税に伴う地方交付税の落ち込みというところで設けたもので、かように考へております。御指摘のとおりでございます。

○多田省吾君 この措置というものが、昭和四十六年度限りの特別措置といわれておりますけれども、それじゃ大蔵省にお聞きしますが、今度政府がいゆる政策減税を行なつたとしても、地方財政の穴の穴埋めはしないということなのかどうですか。

○政府委員(高木文雄君) 本来主計局が答へるべきことと思ひますが、その問題はいづれにしましても、四十七年度の課題としては、この問題に限らず、地方財政の問題が非常に大きな問題でございいますので、全体としてどう処理するか、四十七年度の予算編成の最大の課題の一つということとで、主計局のほうでたいへん苦慮してゐることを聞いておりました、ただいまの御質問に対する答へにはなりません、もう少し全体として、地方財政の組み方について、来年度非常に苦しい問題だといふふうに聞いております。

○多田省吾君 政務次官、いかがですか。

○政府委員(船田謙君) 地方財源の逼迫状況というものは、私も大蔵省におりましたも、非常にたいへんな問題だといふことは推測いたしてあります。そこで、たとえば交付税の、国税三税の歳入欠陥による波及効果的な地方交付税の落ち込みといふことを一つとりまして、あるいはこちらが国債を発行いたしましたして、公共事業を行ないま

すときの自己負担分の財源の手当て等を考えましても、たいへんな問題であらうと思っております。いま、主計局といたしまして、鋭意対策を練りつつあるところでございます。

○多田省吾君 じゃ、話を先に進めまして、きのうも大蔵大臣に昭和四十七年度の所得税減税を聞きましたところ、非常に消極的な態度であつたわけですね。十日の税制調査会のいわゆる総会におきまして、政府が諮問するときにはつきりと、結局自然増が見込めないで所得減税はあんまり考えたくないというふうな方針を述べられているわけですね。それは私は逆であらうと思ふんです。やはり景気浮揚を考へて、この際大幅な所得減税を昭和四十七年度においてもやり切つて、それで自然増収を考へたほうがこれはスムーズであつて、そのほうが正論ではないか、このように思ふわけでございますが、主税局長、いかに考へてございましょうか。

○政府委員(高木文雄君) 先般の税制調査会では、私どものほうからは、所得税の減税についての事務方の意見というものは別に申しているわけではございませんが、ただ来年の税収見込みはどうかというのを委員から参考意見を聞かれておりますので、その意味で、現状の見込みを先ほどこの席で御答弁申し上げましたのと同じような程度に申しましたんで、まあ当然各委員さん方はかなり自然増収が小さいといひますか、税収見込みが小さいということから、委員さんの一部の間では公債を思い切つて発行しても所得税減税をやれ、法人税減税をやれ、その他の減税をやれといういろいろな御意見もあり、いやあまり減税をやるといふことは、将来非常に公債発行を来たすといふことは、将来非常に問題だといふ御意見もありで、それぞれの一人一人の委員の個人の御意見のいわば開陳ということと終つたわけでございます。それが新聞の報道になつてゐるわけでございます。

で、ただ、私も率直にどうだといふことになりますと、いまおっしゃいますように二つの説が

いまあるわけでございます。思い切つた浮揚をはかつて、来年のことは——将来のことはあまり心配しない、と言つたら語弊になりますけれども、先のことを言ひよりは、思い切つた積極政策を歳出についても歳入についてもとつたらどうだといふ御意見と、それからやはり非常な落ち込みになるのでありますので、また公債政策といふものは非常に将来いよいよ財政の硬直といひますか、将来負担が大きくなりますので、それは避けるべきだといふ御意見と、両方あるわけでございます。これは四十七年度予算編成のときまでに首脳部において決断をされなければならぬ問題であるわけでございますが、私どもといたしましては、今回の改正案を提出させていただきまして、今、千六百五十億という規模を考へます際には、これは平年度ではどうなるかと申しますと、約二千四百億ないし五百億になるわけでございます。二千四百億ないし五百億といふことでは、所得税減税の規模としては例年に比して決して小さくないものでございます。ただ景気浮揚といふことをそれに今度は持たせるといふことでは、それはいかなる意味を持つかといふことは問題があらうと思ひますが、所得税が例年の規模であれば、二千四、五百億といふのはかなりこれまでに数年の減税規模と比べて大きなものでございますので、特別な財政政策の見地からするならばともかくとして、租税制度の問題として考へます場合には、必ずしも来年大規模な減税といふことを強く主張できる立場ではない状況にあるわけでございます。

○多田省吾君 佐藤総理も参議院の予算委員会では、今回の補正予算においては政府が転換した経済政策、すなわち福祉優先の経済政策から見れば、まだそのきざしがあつたらわつてゐる程度だ、今度こそ本物なんだ、四十七年度予算こそ政府がかなえの軽重を問われるような本気になつた新しい経済政策、転換した経済政策を考へるんだといふことをはっきり答弁してゐるわけだ。これはもちろん福祉優先といふこともありま

しょうし、まあ景気浮揚ということもありましようし、そういう柱があるわけでございますが、いま主税局長が答弁なさつたように、景気浮揚といふことを考へましても、やはりこの補正予算でやつた年内減税、これをさらに来年度予算において押し進めてこそ、景気浮揚が着実にその芽がふき出す。こゝでその芽をつんでしまつては、その効果もはつきり私にはあらわれないんじゃないかと思ふ。こういう意味で、やはりこの所得税減税を昭和四十七年度に新たにやるべきだといふことを主張してゐるわけだ。

それで、主税局長は十日の税制調査会の総会で、いわゆる検討点をいろいろ大蔵省それから自治省でも項目を述べられたらうでございますが、簡単にけつこうですから、そのおおよその内容をお知らせいたしたい。

○政府委員(高木文雄君) 申し上げます。一、検討テーマとして御説明いたしましたのは、いわば目録みたいなものでございますが、所得税については、そういう一般減税を行なうべきかどうかといふことが一つ、第二は、先ほども他の委員からお話のございました課税単位の問題をどうするかという問題。この点については、かなりはつきり私どもとしては、諸準備がまだ間に合いませんので、来年度はむづかしいといふふうに考へております。その他の所得税関係では、その他多少手直し減税は考へなければならぬものがある。たとえば老人対策とか何かそういうものがいろいろいま検討課題となつておるというのを申し上げております。

法人税については、一番問題は来年の四月末をもつて切れますところの臨時加重税率一・七五%、現在基本税率三五%でございますが、その上に一・七五%というものが二年間臨時に加重されておりますが、これを現行制度と取り来年の四月末をもつて打ち切るか、それとも延長するかという問題が中心でございます。

が、これは累進税率になつておりますし、課税物件の中で土地が非常に多いものでございまして、土地の価格の上昇、特に評価額を漸次実態に近づけておりますので、非常に課税標準額が上がつてきております。その問題がございまして、それから夫婦間の相続税、財産移転についての疑問が各方面から出されておまして、夫が死んだ場合に妻が財産を相続した場合の課税について、もう少し何かやはり配慮が要するといふ御要請が各方面から強いのであります。これが検討項目ではないか。

間接税につきましては、物品税については四十年以来手直しをしておりませんので、これをどうするかという問題があり、四十年の景気浮揚のときにやはり物品税を直してありますので、これをどうするかという問題が残つております。また砂糖消費税につきましては、消費物資の値下げといふ問題と、それから菓子自由化対策といふこととで問題があるといふこと、あといろいろ租税特別措置にいろいろ問題があること、それから新税問題として航空用燃料課税の問題と、ギャンブル課税の問題がまだ公式に申し上げるには至つておりませんが、ごく内々検討中の段階であるといふようなことを申し上げたのが大筋であります。

地方税については自治省のほうから御説明がありましたので、私からは以上にとどめておきます。

○多田省吾君 その中でふに落ちないのは、やはり所得税の中で課税単位変更、すなわち二分二乗方式にする気かどうかという問題で、大蔵省側は準備不足だからこれはできないだろうといふようなことを言つて、研究テーマにするのは非常に私は消極的じゃないかと、ほんとうはこの今回の所得税減税のときからそうしていただきたいという希望が非常に強かつた、また長年の懸案でもある、それを来年度においてもなおかつ準備が整わないのでというふうな消極的な語句をなさつたといふことは非常に大きな問題で、これをもつと積

極的に二分二乗方式というものを考えるお考えはないのですか。

○政府委員(高木文雄君) 二分二乗の問題は私は非常に大きな問題だと思っております。ただ、けさも申しましたが、夫婦世帯と、なにかんずく夫婦の一方だけが所得があつて、夫婦の一方は所得がないという片働き世帯にとりましては、二分二乗は非常に有利になります。が、独身世帯あるいは共働き世帯の場合にはそれほど一相対的ではないといふべきです。それが有利にならないといふ関係がございまして、一体現在のような所得単位の、所得単位の課税方式がいかに、消費単位の課税方式がいかにというのには非常に重要なテーマであり、すみやかに研究はしなければなりませんけれども、さりとてそう簡単に結論づけるべきものではないのではないかと、いろいろ考へておりました。私も、私どもは各方面の方々の御意見を、しかるべき場所で行う御討議をしていただくことと思つて、この次第でございまして。

○多田省吾君 次に話を進めまして、厚生省にお尋ねしたいのですけれども、今回の所得税減税が低所得層に非常に薄かったという面で、その恩恵を受けていない方々に対する社会保障の問題で、お尋ねしたいと思つて、先ほど午前中も大要述べられましたので、私は重複してそれを述べていたかと思ひますが、特に社会保障の中で、老齢福祉年金等、現在の月二千三百円を早く五千円にしてやりたい、厚生大臣も予算委員会で、来年は三千六百円ぐらいにしたいといふ、こういうお話でございまして。また老人医療費の公費負担につきましても、七十歳以上の問題が出ておりますけれども、それに対する予算の見積もり額はどうか、老人福祉だけに限つてひとつお答え願ひたいと思ひます。

それからもう一つは、いわゆる厚生年金、国民年金等の問題でございまして。私も本会議で厚生大臣からお答えいただいたのでございましてけれども、現在の厚生年金の積み立て方式を西ドイツや諸外国並みに賦課方式に改めようという意見が最

近だんだん強くなつてゐるわけですね。現在大蔵省の運用部資金ですか、これを大蔵省の資料をもつて見ましても、大体四十六年度におきましても十七兆円にならうと思ひます。郵便貯金が大体八兆円、それから厚生年金及び国民年金で六兆円、その他で二兆円と、こういったものがほとんど財政投融資に、本年度におきましても今度の補正予算でふやされて、大体四兆九千億くらいになる、来年度は七兆円を突破するのではないかと、いわれております。しかもこの六・四割に達している勤労者の方々に對する見返りというものが非常に薄いわけですね。これは外国と比べても、たゞもな

とであつて、これは決して先進国の姿ではなくて、後進国型のいわゆる年金制度でございまして、後進国型の年金制度でございまして、けれども、そういったこともやはり将来は改めなければならぬのじゃないか、このように思つておられます。それを厚生省が何らかの案を思ひ出されるのか、積極的じゃないかといふことは非常に遺憾だと思つて、それでどうしようかと考へておられるのか、老人福祉の問題ととも、厚生年金の賦課方式の問題についてもお尋ねしたい。

○説明員(柳瀬孝吉君) 最初に老齢福祉年金、それから老人医療費の負担を予算的にどういふふうにか考へておるかというお話でございまして、ただいま私も厚生省が大蔵省に要求をいたしております金額について申し上げますと、老齢福祉年金の関係では、昭和四十六年度で七百四十二億五千二百五十九万七千円であり、千三百三十三億一千六百二十六万四千円に相なるといふこととございまして、これが先ほどの大幅な引き上げに基づく金額の増になるわけとござい

す。それから、老人医療対策の關係で、老人医療の特別措置制度の創設につきましては、来年度は十一月からの実施を予定しております。これは平年度を要求しております。これは平年度化をいたしますと、公費負担分が一千七百七億円、国庫負担分は三分の二を見込んでおりますので、そのうちの三分の二で七百三十九億円を要す

と、いふふうになるわけとございまして。

それから、二番目のお尋ねの問題でございまして、厚生年金、国民年金を賦課方式にしたかどうかというお話でございまして、この点につきましましては、現在、非常に急激に、日本の人口構造が變つてまいつておりました。老人の比率が非常に高まつてきています。これは欧米では一世紀ないし二世紀でふえてきたような人口が、この構成比が、わが国では二十年、三十年ぐらゐの間に、老人のいわゆる構成比といふものが欧米諸国と同じようになつてくるというふうな状況でございまして、これは現在、たとへば六十五歳以上の老人の人数を見ても、約七百万人をこえ、二十五年後には大体倍近い人口構成になるというところとございまして、したがひまして、これを賦課方式といふものをとりまして、次代の生産年齢人口、現在の青少年、幼少年人口といふものが大きくなつてまいりまして、その負担といふものが非常に大きくなつてくる。こういう点から考へまして、なかなかこれはむずかしい問題ではないかといふようなことで、一応検討はいたしておりますけれども、そのような点から、ちよつと困難な点があるのではないかといふふうにか考へておるわけとござい

ます。○政府委員(平井通郎君) まず、第一点の老齢福祉年金の引き上げ並びに老人医療対策の問題でございまして、これは来年度の厚生省の要求の中、最も重点的な項目とされておりますので、現在私も真剣に検討中とございまして、現在のところ、まだその結論は得ておりません。

第二に、厚生年金なり国民年金の積み立て方式は、現在のところ、修正積み立て方式という形をとつてゐるわけとございまして、これを賦課方式にかへるといふことは、先ほど厚生省からも御説明がございまして、後代の負担を著しく高からしめるという問題を含んでおりますので、そういう点を勘案しながら、慎重に検討していかなければならぬといふふうにか考へてゐる次第でござ

います。

○栗林卓司君 所得税法の一部改正案で長時間の論議になっておりますが、ほとんどの問題に触れられてきたと思ひますので、なるべく重複を避けながら御質問をいたします。質問の中で回答済みのものがあれば、その旨を言つていただければ結構です。なるべく簡潔に伺つていきます。

まず、所得減税の年内実施でございけれども、これが思ひ切つた政策であるといふ点を評価するにやぶさかではございせん。ただ、そういうなりふりかまわぬ政策をとらざるを得ない経済状態に日本を押し込んでしまつたこれまでの経済政策のあり方に、たいへん遺憾なものを感ずります。まあそれはそれとして、年内減税はいいとして、問題は千六百五十億といふことになると思ひます。先ほど来、いろいろ御議論がありましたが、端的に伺ひたいのは、この千六百五十億といふのは、年内減税といふ話が出る前に、来年度減税試算としてあたためた数字なのか、伺ひたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 突然、年内に減税をしたらどうかといふのは、かなり最近と申しますか、税制調査会に御審議を求めます時点に近くなつてから出た話でございまして、ある時期には、たとえば、年度内減税といふようなことで、今国会に所得税法の改正法案をお願いをして、そうして、通常でございまして、四月からその効果が及ぶのを、そうでなしに、一月から効果が及ぶようにしたかどうかといふようなことは検討いたしておりましたが、年内にまで及ぼすといふことまで踏み切るようになりまして、かなり突然のこととございまして、必ずしもあたためたものではございせん。

○栗林卓司君 私が伺つたのは、千六百五十億といふ減税規模、年内あるいは年度内減税といふもので、前にも、すでに構想としてあたためたかといふことです。

○政府委員(高木文雄君) その点は、規模を含めて、別にあたためたわけではないといふふう

にお答えいたします。

○栗林卓司君　そうしますと、千六百五十億円の規模をきめるときには、景気浮揚ということが不可欠の考える条件になっていたはずだと思えます。先ほどの御返事で、なかなかそれは検討しなかったということで、今日は受け取りましたけれども、そういうことで、今日の景気の状態の中で、異常な年内減税を実施するというその減税規模をきめるときに、総体の千六百五十億円というのが景気浮揚としての程度の納得度を持った数字であるかというのを検討できなかったというのは、どの点に問題があったのですか。

○政府委員(高木文雄君)　この所得税の減税をいたします場合には、その景気浮揚効果と申しますか、景気停滞を防止する効果と申しますか、それはそれだけの角度から申しますれば、これはやはり大きければ大きいほどよいということになるわけでございます。あとは、あまり大き過ぎると、そちらのほうの効果はよろしいかも知れませんが、その不足財源を補てんするための公債発行額が大きくなる、そちらのほうに影響が来るといことが一つ、それから、今回のように、所得税法を改正しての減税のことでございますとしますれば、後年度の所得税収入の弾力性に影響が出る、この二つでございます。その両方の角度から、おのずから、いわば歯どめといえますが、そう大きなものにはなり得ないということに判断したわけでありまして、その場合の目安が、先ほども申しましたように、当初減税額の千六百六十六億ということが非常に有力な目安になったということでございます。

○栗林卓司君　先ほど経企庁のほうから、デフレギャップ四兆円、いろいろな数字があるけれども、というあと書きがつけましたけれども、話があります。四兆円については大蔵省としてもその数字を尊重して考えていかざるを得ない。この間も水田大蔵大臣から、かなりのデフレ効果が出ると見ざるを得ないというお話もございました。四兆円が合っているかどうかは別にしまして、相当りつ

然とする数字であることは事実だと思うのです。

そこで、ただいま歳入歳出の関係を言われたのですけれども、関連して一つ伺いたいのは、たまたまきょういただいた資料の中で「既定経費の節約に関する資料」というものがあります。その中で、特定経費を除いて八あるいは四〇という節約目標がありましたが、聞きたいと思えます。

○政府委員(高木文雄君)　主計局の吉野主計官から御説明いたします。

○説明員(吉野良彦君)　節約の八〇の根拠は、かんという御質問かと思えますけれども、従来毎年補正予算におきまして財源に不足を生じます場合に、予算の執行状況をにらみまして、大体最近の節約をやりまして財源の捻出をするということをやっておるわけでございますが、本年も前年と同様に八〇という率で各省の御協力をお願いした次第でございます。ただし、本年におきましては、現に補正予算におきまして公共事業等の追加によりまして景気の浮揚をはかるといふようなこともあわせてやっております関係上、たとえば、前年におきましてはいろいろな施設費のたぐいにつきましても同様に節約をお願いしておったわけでございますけれども、本年はさきに申しましたような事情を勘案いたしまして、節約の対象からは除外をするというような考慮をいたしてござい

ます。

それから、ただいま申しました八〇というのは原則でございます。これは、一般のわれわれ公務員が使います旅費あるいは庁費といったような行政経費のたぐいについてでございますが、試験研究機関におきまして試験研究費等なかなか節約が困難なものにつきましては八〇の半分でございまして、四〇の節約をお願いをするというふうにいたしておる次第でございます。

○政府委員(船田謙君)　デフレギャップの大蔵省の見方につきましては先ほど戸田委員に私が答弁申し上げましたが、なお補正することがあると感ぜられますので、上野参事官から答弁させます。

○説明員(上野雄二君)　それでは簡単に御説明申し上げますが、いわゆるデフレギャップという考え方は、過去の民間の設備投資、設備能力、そういうものを前提にいたしまして能力資本係数というものをとりました。これでGNPが民間の設備をフルに稼働した場合の程度の伸びができるかということと算定いたしました。それに対して現実にとのぐらゐのレベルにあるかということでございます。これは先生よく御承知のとおりでございますが、そこで、たとえば本年度の当初の政府見通しによりますと、実質GNPの伸びは一〇・一％であつたのでございまして、これは御承知のとおりでございますけれども、そのような考え方は、要するにいままでの設備能力を完全にフルに稼働いたしました場合にはおそろくそこまでいけるだろうという考え方であつたと思えます。ところが、現実には、今年の上半期には不況の傾向が強くなったということでございまして、その水準で見ますと、この間の経済企画庁の算定にござい

ますように、実質五〇％合というところへ現実の経済活動が落ちてゐるわけでございます。その差額というのはいさゝかある意味では需給ギャップといふことを言つていいと思えます。これと関連いたしまして、政府の景気対策が十分かどうかという場合に、四十六年度の景気浮揚効果がこれこれであるといふことを申しますが、実はこれは、景気対策を打ち出しましてから四十六年の末までの効果と言つておりますので、当然のこと、先生御承知のとおり一年間をとりまして需給ギャップと、それからこれこれの政策の浮揚効果といふものとは時期においてかなりのズレがある、その点だけひとつ考えおき願ひたいと思ひます。

○栗林卓司君　いまの説明わかりました。で、先ほど主税局長だつたと思ひます、景気浮揚といふことを考えてデフレギャップの意味を考へるなら、その観点だけでものはいくらなら、相当の額の、多額の所得減税を実施したほうがいいということであるけれども、歳入歳出を考へ、今後の租税政策といふことを考へていくと歯どめが入ってくる

という御答弁だつたものですから、その歳入歳出の歳出について二、三実は付随して伺つておるわけです。いま八〇、四〇の説明、簡単に要約すれば従来どおりというお話だつたと思ひます。その意味で来年の歳入の伸びを考へてまいりますと、歳出の節約といふことは大きな課題になるのだと思ひます。その意味で八〇なり四〇にそれが入つていないといふことを踏まえて、そのいただいた資料の下にある節約額といふのは、目標に對してどのぐらゐの充足度になつてゐるのか。

○説明員(吉野良彦君)　八〇、まあ前年どおりと申し上げたわけでございますが、実は前年まで、つまり四十四年度までは七〇の節約といふのがむしろ一般的でございまして、四十五年度はかなり高い人事院勧告がございまして、給与改定に要します財源も相当多額にのぼるといふようなこともございまして、実は四十五年度、昨年度は八〇の節約をするといふようなことをいたしたわけでございます。で、本年もいろいろな収収が伸び悩んでゐるといふような非常な財源の異常事情でございまして、前年に踏襲して八〇ということをしたわけでございます。

なお、後段の、目標に對してどの程度になるかという御質問でございますが、この八〇と申しますのは、私どもが各省庁と相談をいたしまして、当初の予算に計上されております経費のうちで、この経費は節約可能であらうと思ひますものを御相談をしながら抽出をいたしまして、その経費にそれぞれ先ほど申しました八〇あるいは特定のものにつきましては四〇といふような節約率を掛けまして節約額を捻出したということでございます。それで、なお、全部一律に節約がかつておるわけではございませんで、四〇の節約もかから

ない、いわば節約の対象外になる経費も相当あるわけでございます。なお、こういふことで節約をいたしました金額は総額で百六十二億九千六百万円になるわけでございます。今回この金額は先般御審議をいただきました補正予算におきましてそれだけの省庁で修正減少額ということで減額の補

正をいたしておるわけでございます。

○栗林卓司君 この資料ですけれども、節約額の科目別内訳、これがそれぞれ認定率を掛けた総計額だと思いますが、百六十二億九千六百万、これがいまの話にからむわけですか。そうしますと、いまお伺いしている意味は、歳出を効率的に節約をしていかないと、というのを主張したいために、若干横道に入っているんですけれども、最後に一点だけこの機会に伺いたいのは、目標額を見ますと、補助金等というのが三十億五千三百万、それで補助金並びに委託費の総額を見ますと、その下の資料にありますのは二兆九千九百三十八億二千三百万。そこで補助金全部が全部悪いということをおっしゃっているわけじゃありませんが、ただ困るのは、租税特別措置法と同じで既得権化してくると一番いかぬと思えますので、そういう意味でこれまでも再々問題になってきた補助金並びに委託費について使途別に見ると、総額二兆九千九百三十八億二千三百万、節約目標がただいまのとおり三十億五千三百万。その背景にはいふんなむずかしい問題があることは私も知っております。ただ、先ほどのデフレギャップなり景気浮揚ということを考えれば、もっと多額の政策減税年内実施をすればいいんだけれどもということの見合いで考えますと、今後この辺の整理が来年度の予算編成からんで大きな課題になってくると思えます。そのことを一つ確認の意味で伺ったので、その旨の御返事をいただければけっこうです。

○説明員(吉野良彦君) 御指摘の補助金等につきましての合理化でございますが、これは従来から年々私ども努力をいたしまして、補助金の整理合理化ということで、不急不要になった補助金は廃止をしていく、あるいは効率的悪いものは廃止をしていく、あるいはまた非常に細かい補助金で末端までいきまうとくわすかな金額になって効果があくとも明瞭でないというふうなものにつきましては、これも整理をしていくという努力を実は年々重ねてまいっております。

なおこの資料にあがっております三十億五千三百万というこの節約額は、ただいま申しました年々私どもが努力をいたしております、いわば補助金の整理合理化という問題とは一応別の問題でございます。と申しますのは、補助金の中にも

原あるいは市町村といったような事業の実施主体の職員の旅費でございますとか、あるいはその事業を実施いたしましてまいりますために必要ないろいろな事務費、これが補助対象になっている場合がございまして、国のほうも財源の事情で節約をいたすわけでございますので、この補助金の中に入っておりますそういう事務費的なもの、これはやはり国に準じて節約をしていただく。そうなりますと、四十六年度の当初予算に予定をしております補助金も、そういう旅費、庁費等の節約によりまして、補助金の中に含まれておりますその部分が一部節約化される、という結果出てまいりましたのがここに書いてある節約額でございます。ですから整理合理化ということで私ども毎年やっております、いわゆる補助金整理合理化の問題とは、一応次元のいささか違った事柄であるというふうに考えております。

○政府委員(船田謙君) ただいまの補助金の問題は姿勢の問題も含まれますので、政務次官としてもお答えしておきたいと思えます。

毎年、零細補助金あるいは総花的な補助金につきましては、地方六団体などから、あるいは特に知事会などからもしるべく整理すべきではないかという一種の御勧告等を受けております。しかし個々のものになりますとまたいろいろなそれぞれの歴史的な背景等がございまして、勇断をふるうことはなかなかむずかしいとございまして、けれども、そう言っておりますものでは、先ほどの御質問の趣旨に沿いませんから、この機会にいまのこととはまた別でございますけれども、補助金全般に對する財政当局の姿勢をいたしましては、あくまで効率的に、しかも総花的、零細なものはできるだけ整理をしていく、また歴史的な使命をすでに終えたものについては、情性的に出されてい

るようなものについては十分検討していくということの前のきの姿勢でやっておりますと思っております。

○栗林卓司君 千六百五十億については、これはもう一つ主税局のほうへ伺いたいのですが、国税収入の科目別内訳ということでは三十三十六年と四十六年、四十六年度は当初予算ということと比べてみました。これは四十六年度実績でも三十三十六年でも別に変わりません。十年ということでアトランダムにひいた比較です。所得税の構成比、全体の総国税収入に占める構成比を見ますと、昭和三十六年が所得税が二二・二％、四十六年が三二・一％、ほぼ一〇％構成比が高まっております。法人税は昭和三十六年が三二・一％、昭和四十六年が三二・五％、まずはほぼ構成比において横ばいということですか。千六百五十億円、これは一つの減税規模として見まして、この十年間で所得税の構成比が一〇％高まったということも踏まえた検討数字かどうかを伺いたたい。

○政府委員(高木文雄君) 所得税の税体系におきましては御指摘のとおりでございます。それは二つございまして、一つはやはり経済の非常な膨張に伴いまして個人所得の伸びが大きいということ、それからもう一つは、所得税の構造が累進的になっておるといふことのために年々の減税が行なわれてもなおウェイトが高くなっているというところで、一方においては間接税等がいわば弾力性が小さいということによるものだと思います。そこで千六百五十億というものは、いまのように所得税がだんだん大きくなっているというところを頭に置いたかという御指摘でございますが、先ほども申しましたように、最近五、六年の毎年の所得税の減税規模は単純算術平均では千四百億ほどになるわけでございます、それを見ますと、まあいわばこの春の千六百億、この秋も千六百億でございますから、単純算術平均からいけばかなり大きいということが言えますが、しかしまさにいま御指摘のように、どんどん所得税の

規模が大きくなっているということから言いますれば、はたしてどういふ評価をされるべきものかということになると思えます。その意味では、いろいろたとえは四十年不況のときの処理に比べて今度の場合は規模が若干、四十年不況のときに四十一年にいたした所得税の減税などと比べますと、若干小さ目ではないかという御批判が出ておるわけでございます。私どももそういう御批判は甘受しなければならぬと思えますが、ただ問題は、今回の場合には年内減税をされたということ、したがって、その効果という点では規模としては必ずしも私は歴年のものに比べてそう大きいものだと示すつもりは決してございませぬが、年内減税であったという点で効果はかなりのものであるというところは言えると思うのでござい

○栗林卓司君 では、先に進んでお伺いします。年内減税という、景気浮揚ということ、先ほど来いろいろ御議論がありました。つけ加えて、ひとつ、具体的に伺いたたいんですけれども、今回の所得税に關する資料を見ますと、全額を控除に使った場合、それから今回の改正案がある、両方、線が引張ってあります。それぞれ考え方だろろうと思うんで何うんですが、千六百五十億円全額を控除引き上げに使った場合と、今回の八百十五億、八百三十五億に中身を分けた減税案の使い方の場合、景気浮揚という観点で、どちらのほうが有利だとお考えになりますか。

○政府委員(高木文雄君) 景気浮揚という点、つまりすみやかな刺激効果という意味においては、控除に全部使ったほうが有効であると思えます。

○栗林卓司君 そうしますと、年内減税、これは心理的な要素がもちろん入るんです。入りますけれども、問題はやっぱり中身だろろうと思えます。そうすると、わざわざ景気浮揚の効果、程度はわからないうちに、減税される減税案の配分内容にしたということですか。

○政府委員(高木文雄君) 今回の減税の具体的内

容を考へます場合には、先ほど来御説明いたしておりましたように、所得税法そのものの改正ということをして、臨時の措置ということになしに、所得税法そのものの改正ということをして、したがって、今後も改正されるかもしれないけれども、四十七年度も一応これでいけるという案であるという前提になるということになります。そういういたしますと、所得税の姿として、所得税の構造として、御存じのように、所得税は控除と税率との組み合わせでできておきますので、そこで、所得税の構造としておきますので、後年度において、税率と控除の組み合わせの割合がいまいちつものになりますと、後年度においていろいろの問題を発生してまいりますので、景気浮揚ということでもスタートはいたしたわけですが、具体的な内容をお考えする場合には、やはり控除と税率の適当な組み合わせということではないかと、うまくいかないのではないかと判断をいたした次第でございます。

そこで、お手元の資料でございまして、控除だけでしたらした場合という線が入っておりますが、これは、私ども、控除だけでいたすことも、一つの案として、ある段階において考えたことを示すものでございまして、かつ、先般、衆議院の委員会の段階で、その資料を求められましたので、参考配付をさせていただいたわけでございますが、この表でございまして、増加所に、控除だけでしたら場合には、増加所得に對しますところの限界負担率は現在非常に高くなつておるわけでございます。そこで、その問題が非常に所得税の負担感ということにつながらておりますので、増加所得に對する限界負担率を多少とも軽減するような所得税構造にしたいといたしたいという趣旨で、今回の内容の案を組んだわけでございます。この表はそれを意味しておるわけでございます。

○栗林卓司君 先ほど、主税局長が千六百五十億円の税額にからんで、特殊の財政政策的な配慮をする場合にはこうだけれども、通常の租税政策と

いう観点で考えればこうなんだと、問題を二つに分けて御答弁されました。今回の年内減税というのは、特殊な財政政策的な目的で出てきたものなのか、あるいは通常の租税政策で出てきたものなのか。租税という長続きするものについて、そこをつながつていこうというところは、それは常識です。今回、特に、取り上げた理由として、どちらに重点があつたのか、あらためて伺ひたいします。

○政府委員(高木文雄君) 年内減税をやる、この春に一度減税をしていただいたのに、さらに重ねて年内減税をやるという意味において、むしろ財政政策が、あるいは経済政策が強く前面に押し出されていこうということでございます。ただそれを具体的にどういふふうな案でつくりますかというところになりました場合に、全く臨時に四十六年度限りの措置としていたしまして、四十七年度は一応元に戻すんだという形で具体案をつくるということになります。あるいは別の案が考えられたかと思ひますが、来年度以降にそのまゝ尾を引いていくという案は、逆に言えば、四十七年度にはどういふ最低限、どういふ所得税の減税が行なわれるべきかということ、所得税の問題として考えまして、それを繰り上げて、その四分の三だけ年内にやるんだというふうにとるといいたしますと、その意味では、内容としては、財政政策的な見地よりは、やはり租税政策といひますか、所得税自体の問題として考えるということが本筋ではないか。

そうしませんが、所得税と申しまして、他の個人営業と、法人営業との境目の問題なんかになつてまいりますと、相互に関連もございまして、いいたしますので、やはり制度として考えます場合には、しかも、恒久的制度として一応考えざるを得ない状態にありますので、四十七年度税制として考えます場合には、どうしても財政政策的な見地よりも、所得税減税としての見地のほうが前面に押し出されてくるものだというふうに、私どもは考えておるわけでございます。

○栗林卓司君 四十七年度の税制のことをいまここで伺ひたいするつもりはありません。千六百五十億円について例年の、通常の減税規模ということをお考えたら、いろいろの御議論があるかもしれないけれども、年内減税ということでは、これも一応評価にたえ得るものだと先ほど御答弁になりました。したがって、年内減税というすぐれた財政政策的な目的がその主眼であつたことは、先ほどの御答弁からもよく自然に導き出されている結論だと思ひます。しかも、この一部を改正する法律案の理由としてあげているのはたつた一言です。「最近における経済情勢にかえりみ、」これだけです。そう考えますと、通常の租税政策を無視していいとは思ひません。ただそれがなぜそこに入つてくるのか、入つてくるなら理由の中にもしるべき書かれるべきではないかと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) ただいまおっしゃる通り、四十六年中の所得税の軽減ということが契機になつて、そうして、こういう改正が行なわれるわけでございますが、形としてはごらんのように、あくまで所得税法の改正ということでございます。で、ほぼ四分の三が四十六年に繰り上げて実施される、その四分の三という点は、法律的には、税法では附則その他でそこが明らかになつております。で、そういう意味におきましては、私どもはやはり先ほど申しましたように、景気浮揚、あるいは財政政策が非常に強く前面に押し出されておられますけれども、その具体的な仕組みとして、所得税というものが使われると、そうして、それが基礎構造を変えるという形であれば、やはりそれは四十七年度だけではなしに、四十七年度以降の所得税の構造の問題として考えざるを得ないというところは御理解いただけるのではないかと、思ひます。で、その意味で申し上げたいわけでございます。なお、理由としてそのことが書いてないという御指摘については、確かに書いてございませぬので、それはあるいは不十分ということかもしれませぬ。

○栗林卓司君 いま法律案の審議をしていて、フリートリーキングをしていられるわけではないんです。私が、最初今回の減税案というのは、年内減税という財政政策的な要因が出る前に、机の中にあたためていたのかと聞いたのはそのためなんです。あたためておりません、千六百五十億というのは景気浮揚ということを考えたから小さな額です。一方でデフレシヨックという問題確かにあります。しかも、これを見ると「最近における経済情勢にかえりみ、」としか書いてありません。伺ひますと、何かの間違ひかもしれませんが、これはそれで済まされたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 提出しております所得税法一部改正法律案の理由として私も掲げておりますのは、御指摘のように「最近における経済情勢にかえりみ、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、障害者控除額等の引上げ及び税率の緩和を昭和四十六年度の所得税から実施し、その負担の軽減を図る必要がある。」というのを理由として掲げておるわけでございますので、私はこれで足りるのではないかと思ひます。……

○栗林卓司君 あえて付言して申し上げます。いまのところ、最近における経済情勢にかえりみ、これが先ほど来言われているように、すくなく財政政策的な目的であるその年内減税に、昭和四十七年度に予定されているものが入り込んでしまつていくところに大体いまの論議がかみ合わない最大の理由があるわけでありませぬ。

そこで、重ねて伺ひますけれども、かりに今回は全部控除引き上げのところが景気浮揚効果が強いと言われたのですから、それでやつたとして、その手直しに昭和四十七年度の所得税体系として一体幾らかかりますか。

○政府委員(高木文雄君) かりの計算でございしますが、全部を控除——税率、控除でなしに、控除だけでやつた場合に、四十七年度への影響はどうかということをお答えいたしますと、多少の違いはありますが、四十七年度への影響というものは

○成瀬幡治君 関連して。
所得税法の減税だけで議論すればいろんな議論ができてくると思うんです。ですけれども、今度は景気対策ということが一つ入ってくるわけですね。これはちょっと大臣等にお聞きするのがほんとうなんです。ほくはそれじゃこれだけ、千六百五十億減税をしたことによって、景気浮揚にどれだけ貢献するか、いわゆる総需要というものをどのぐらいそれじゃ刺激するということを期待し

て減税をおやりになったのか。これがたとえは、預貯金等に回っていくことも考えられる。片方じゃ銀行は金がたふついちやつたので、日銀が振り出し形をやつて、準備率の引き上げをやつて、今度は準備金に利子つけようじゃないか、そういう動きもあるわけですね。ですから、総需要にそれではこの減税がどれだけ貢献をして、そして、所期の目的を達していくのかどうかというところが一つ、もう一つ景気浮揚対策として、今度の場合は租税特別措置法の改正というのは、あくまでも救済措置だと思つてゐる。景気対策じゃない。そうすると、景気対策として、それじゃほかはどういうことが考えられておるのか。全く本来の減税だけを考へておられるのかどうか。これは大臣でなければいかにことになるかもしれませんけれども、一応、大蔵省なりあるいは経企庁がお見えになつてゐるわけですから、どちらでもいいですから、御答弁願へばありがたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 大蔵省に關する限りで申しますと、やはり財政投融資及び一般會計の公共投資の増額というものと減税というものの、両方使うという考へ方であると思ひます。その使い分けは、一般會計による公共投資と財政投融資のほう、景気浮揚効果としては、長期的に見る限りは大きい、減税のほうが小さいという判断だと思ひます。ただ、あるいは前にも申し上げたことの繰り返しになるかもしれませんが、何回かやはり六月ごろから財政投融資を二度ほど追加しましたのでありますが、そのときに、むしろ大蔵省サイドのほうから、もっと追加をできないかということとをいろいろ提案しました場合に、各省のほうの処理能力が必ずしもそうたくさんはない、設計とか監督とかという関係もありますし、特に用地の問題等がありまして、それほどはないということ、どうも思ふほど公共投資だけでは伸びていかない。

で、それにもやはり、単に公債の発行額に限度があるということだけでなしに、公共投資を幾ら

ここで急激に、長期であるならば別でございすが、臨時の措置として、特に補正というよりなことで急激にふやしても、そう急には伸びない。そこで減税のほうで早期効果としては大きい、こういうことで減税と公共投資の組み合わせで、明年度以降としては、むしろどちらかといえば政府主導型という場合の政府というのは公共投資主体になると思ひますが、早期効果という意味でございすので、減税にむしろ今回は重点を置いてゐるということであると思ひます。で、その辺につきましては、私も所得税のほうにつきまして、年内減税でございす、特にこの十二月に間に合う場合でございす、この普通の減税の場合毎月毎月の納税額が減るという形でなしに、一ぺんにまとまるといふことになりすので、いままでの減税とは違つた意味での効果があるのではないか。これはちよつとその差がどのくらいか、景気刺激として出てくるかといふことは計数ではつかみかねるのでもございすが、しかし、常識的に、まとまつて軽減されるということでもございすので、効果は大きいものと言へるのではないかとと思つてゐるわけでもございす。

○成瀬清治君 ポーナスを出すとき、今度のはポーナスを、いままではいろいろなことがあつたけれども、ひとつ景気対策から見ればポーナスもたくさん出してもらいたいといふことになる。それから、ポーナスをたくさん出すといふことになる、法人税の減税といふこともひとつ大きな問題になると思ふのです。ですから、景気対策としていろいろな点で考へていくなんといふことになる、来年のこと等を踏まえると、やはり会社は減収ですね、主として受け取り額として、ですから、法人税の減税といふようなことも考へなければならぬだろうし、これがまたベースアップを拒否してくるというふうなことになる、いろいろなことになつてくる。片方では物価インフレの問題がある。非常に私は経済政策といふものを誤るといふへんなことだと思ふのです。それで預金金利が引き下げ方向になる。そうすると預

金をするよりも、ひとつ大いに使つてくれとこ言う言が、ところが先き行きを見ると不安なので、引き下がつても預金はしなければならぬといふことであるから、僕は大きな、たとえば、これは全く意見なのですが、公共投資なんかでも今年一年ぼつくりでのも、たとえば、建設会社で言うなら、人を雇おうとしても来年どうなるか、先き行き心配なのでやれないのです。だから、百の能力があるならば、百二十のことを人を雇つてやつていつても、来年は仕事なくなつたらまた整理しなければならぬわけですね。

そこでたとえば、五年間ぐらいの計画を立てて、国債も出していきましよう、意見はありましよう、ありましようが、そうやつて、たとえば、大きな住宅を中心としたプロジェクトをやりますましようといふようなことを立てるほうが、むしろ景気浮揚の大きな柱じゃないか。いまあなたも財投が大きいとおつしやる、私もそう思ふのです。とするならば、それにもつと長期的な展望を年々といふことがより大切だと思ふのです。ですから、そういう、何といふのですか、小出しの景気対策といふものではなくて、初めてのことで、からやむを得ぬけれども、四十七年度予算編成等に当たつては、そういうようなことを考へてやつてもらえないものだろうか。とにかくいま人心が不安といふのですか、先行きみんな心配してゐる。それに対して、こうですましよう、あるいはまた社会保障制度も、たまたま病氣になつてもおまえ医療費のことは心配しないでいいから使いなさい、子供のほうのことはめんどう見てやる。学校のほうもめんどう見る。みんな使いなさい、心配ないといふことになれば、みんな使つていくわけですね。だから、いろいろな意味で関連があるから、そういう総合的な景気対策といふものを踏まえて今回のものをお出しになつてゐるのかと、そうではなくて、いまお聞きしても、とにかく何とかが十二月に一ぺんに金を与えて、何かに使つてくれるだろう。それが一つささへになりはしないかと、こういうのが案外ささへにならないでいつ

しまうのではないかとこを非常に憂へてゐるのです。

貯蓄されるなら貯蓄したにしても、それはそれで私は意味があると思ふのですが、いいのです、少なくとも鳴りもの入りでこれが景気浮揚対策ですと云つておきながら、全く、何といふか、ちよつとした、こつ、べつとやつただけで長続きしない。いまはもう長期的な景気浮揚対策といふものが立案されて、そしてお示しになる、その期間もこうですましようとお出しになつたら、もつとみんな議論がかみ合つてくると思ふ。そうじゃなくて、減税で議論してゐるのか、景気対策で議論してゐるのか、どうも聞いておると、減税のほうじゃなくて景気対策のほうにウエートを置いた議論をする、あなたのは減税のほうの税体系の議論になつてしまつて、ちよつともかみ合つていかな。私は、大蔵省も迷つて、口では景気対策といふことを言うけれども、ほんとうは景気対策といふやうな、自信がない問題だといふことになる。これはまあ意見ですからね、いいですよ。まあ少しそういう点で、ひとつ大きくかまえたばくは景気対策といふものを立ててもらえぬだろうかとこだけ希望として申し上げておきます。

○栗林卓司君 別に政府内のあちらこちらといふことで聞くわけではありませぬけれども、いまの委員の発言に対して、企画庁の御見解はいかがですか。

○政府委員(新田庚一君) 景気対策としましては、先ほど来申し上げましたように、すでに財投の追加を二回やつておりました、公共投資の契約ベースの規模で五千億やりました。今回の補正予算におきまして、減税とそれから公共投資、両面から景気の浮揚をはかろうといふ考へ方になつておるわけでもございす。

公共投資の景気浮揚効果と減税の効果をよく比較されますけれども、公共投資の場合には直接金が出る、そして、建設資材の購入に向かう、あるいは労働力の吸収になるという面から見まし

て、理論的には効果がすぐあがるわけでございますが、用地難の問題等がある、一つの実際問題として限界があるという面が片方にある。そうして減税につきましては、これは可処分所得の増加というものを經由しまして、それが消費に向かい、あるいは住宅投資に向かう、それがGNPをふくらまし、それがまたほかの需要項目に波及するといふような経路をたどる。そういったおのの特色のある波及効果を持つておりますので、こういったものをからめて同時にやるという点、さらには来年度財政も当然積極的な姿勢で運営するべきものと思ひますが、そういうものを含めまして総合的に景気浮揚の効果があがる。ただいまの御審議になつております減税の問題、公共投資の問題も、本年度としての効果と、それから来年度に入りましてさらにそれが波及効果が大きくなるというふうな問題もございまして、そういったことで、来年度財政の問題も含めまして、今後の来年度以降の景気浮揚に効果があがるものというふうに考へております。

○委員長(前田佳都男君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。
次回の委員会は、十一月十六日午前十時から開会いたしますこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十九分散会

十一月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、所得税法の一部を改正する法律案

(予備審査のための付託は十一月六日)
一、農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案

(予備審査のための付託は十月十九日)

十一月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八号の三」を「第二十八号の四」に、「第六十八号の二」を「第六十八号の三」に改める。

第十六条の二の見出しを「(事業を転換する特定の中小企業者の施設の特例)」に改め、同条第一項中「中小企業者の特恵措置法(昭和四十六年法律第三十八号)第三項第一項に規定する特定事業を営む同法第二項に規定する中小企業者に該当するものが、同法第三項第一項に規定する計画につき同項の認定を、次の各号に掲げる中小企業者に該当するものが、当該各号に掲げる認定に、当該特定事業に係る」を「当該個人の有する」に、「当該計画に従つて」を「当該認定に係る中小企業者の特恵措置法(昭和四十六年法律第三十八号)第三項第一項又は国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(昭和四十六年法律第 号)第六條第一項に規定する計画に従つて」に改め、同項に次の各号を加える。

一 中小企業者の特恵措置法第三項第一項に規定する特定事業を営む同法第二項に規定する中小企業者 同法第三項第一項の認定

二 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律第四條に規定する認定中小企業者 同法第六條第一項の認定

第二章第二節第五款中第二十八号の三の次に次の一条を加える。

(認定中小企業者の純損失の繰戻しによる還付の特例)

第二十八号の四 青色申告書を提出する居住者で国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に對する臨時措置に関する法律第四條に規定する認定中小企業者に該当するものの昭和四十六年又は昭和四十七年において生じた純損失の金額

(所得税法第二項第一項第二十五号に規定する純損失の金額をいう。以下この条において同じ。)に係る同法第四十條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

所得税法第百四十条第一項第一号	その年の前年分	課税山林所得金額	その年の前年分	課税山林所得金額(既に当該還付所得年分の所得税の額につき第百四十二條第二項の規定の適用により還付された金額がある場合には、当該還付所得年分の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に相当する金額からその適用に係る純損失の金額を控除した金額。次号において同じ。)
所得税法第百四十条第二項	その年の前年分	当該純損失の金額	その年の前年分	当該還付所得年分
所得税法第百四十条第二項	その年の前年分	除く	その年の前年分	除くものとす。既に当該所得税の額につき第百四十二條第二項の規定の適用があつた場合には、その額からその適用により還付された金額を控除した金額とする。
所得税法第百四十条第三項	前年において		前年において	当該還付所得年分の所得税につき
所得税法第百四十条第四項	その年の前年分		その年の前年分	当該還付所得年分以後の各年分
所得税法第百四十条第五項	前年において		前年において	前年(昭和四十六年又は昭和四十七年に限る。)において
	前前年分		前前年分	前前年以前三年内の還付所得年分以後の各年分

2 前項の規定は、昭和四十六年又は昭和四十七年において死亡した同項の認定中小企業者に該当する居住者の相続人(包括受遺者を含む。)が所得税法第百二十五条第一項、第三項又は第五項の規定により提出するこれらの規定に規定する申告書(青色申告書に限る。)に記載すべき当該居住者のこれらの年において生じた純損失の金額に係る同法第四十一條の規定の適用について準用する。この場合において必要な技術的説替へは、政令で定める。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）

以下この条において同じ。）に規定する昭和四十六年又は昭和四十七年において生じた純損失の金額につき第一項の規定により読み替えられた所得税法第百四十条又は第百四十一条の規定の適用を受けた場合における当該純損失の金額に係る国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ中「前年分」とあるのは、「前年以前の年分」とする。

第五十一条の三の見出しを「事業を転換する特定の中小企業者の施設の特例」に改め、同条第一項中「中小企業特恵対策臨時措置法第三条第一項に規定する特定事業を営む同法第二条第二項に規定する中小企業者に該当するものが、同法第三条第一項に規定する計画につき同項の認定を」を「次の各号に掲げる中小企業者に該当するものが、当該各号に掲げる認定に、当該特定事業に係るを」を当該法人の有するに、当該計画に従つてを」を当該認定に係る中小企業特恵対策臨時措置法第三条第一項又は国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律第六条第一項に規定する計画に従つてに改め、同項に次の各号を加える。

一 中小企業特恵対策臨時措置法第三条第一項に規定する特定事業を営む同法第二条第二項に規定する中小企業者 同法第三条第一項の認定

二 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律第四条に規定する認定中小企業者 同法第六条第一項の認定

第三章八節中第六十八条の二の次に次の一条を加える。

（認定中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付の特例）

第六十八条の三 青色申告書を提出する内国法人のうち、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律第四条に

規定する認定中小企業者に該当する法人（以下この条において「認定中小企業法人」という。）及び各事業年度終了の時ににおける資本の金額又は出資金額が一億円以下である法人で認定中小企業法人に準ずるものとして政令で定めるものの昭和四十六年八月十六日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度において生じた法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額に係る同法第八十一条の規定の適用については、同条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）中「開始の日前一年以内」とあるのは、「開始の日前三年以内」とする。

附 則

1 この法律は、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の施行の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十六条の二の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第一項の認定を受けた計画に係る同項に規定する事業転換施設について適用する。

3 新法第二十八条の四第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）に規定する還付所得年分が昭和四十三年分又は昭和四十四年分若しくは昭和四十五年分である場合における同条第一項の規定により読み替えられた所得税法第百四十条又は第百四十一条の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、所得税法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第十四号）附則第六條又は所得税法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第三十六号）附則第六條第一項若しくは第二項の規定に準じて計算した所得税の額による。

4 新法第五十一条の三の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）が施行日以後に新法第五十一条の三第一項の認定を受けた

計画に係る同項に規定する事業転換施設について適用する。

5 新法第六十八条の三に規定する内国法人の昭和四十六年八月十六日から施行日以後一月を経過する日までの間に終了する事業年度において生じた法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額に係る新法第六十八条の三の規定により読み替えられた法人税法第八十一条第一項の規定による法人税の還付の請求については、同項の規定にかかわらず、施行日から三月を経過する日までに当該還付の請求をすることが出来る。

6 前項の場合において、同項に規定する内国法人が、同項の欠損金額につき、既に法人税法第八十一条第一項の規定による法人税の還付の請求をしているときは、当該還付の請求がなかつたものとみなして、前項の規定を適用することができる。

7 前項の規定に該当する内国法人で第五項の規定の適用を受けるものが、前項に規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受けている場合には、当該還付金は、第五項に規定する還付の請求に基づく還付金の内払とみなす。

昭和四十六年十一月三十日印刷

昭和四十六年十二月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B